

昭和六年三月

宮崎縣史蹟調查

第八輯

北諸縣郡及都城市

宮
崎
縣

凡例

- 一、本書は北諸縣郡及び都城市に於ける史蹟名勝天然紀念物に對し調査したる大要を錄したものである。
- 一、神社寺院佛堂は格の上下又は公、非公認及び由緒の有無を問はず凡て之を登載する事にした。
- 一、神社寺院の由緒は縣保有の記録と實地調査に依るものと對照記録したものである尙は神社寺院に所藏する由緒記事中、考證資料に乏しきものは省略に從ひ之を採録しなかつた。
- 一、本書調査の目的は虛偽蒐集にあるから單に調査し得た事實の記述に止めてあるが中には考證を加へたものもある從て精粗繁簡一様でない。
- 一、記紀にあらはる、上代の諸縣は既刊の部に出て居り總括的には後編に通ぶる事とし本書には凡てを省く事にした。
- 一、本郡史蹟として重要な島津莊の記事を單に序説にとめたるは考證資料の不備と尙ほ幾多の研究を要するが爲めである。
- 一、其他調査を遂げざるもの遺漏の如きは更に探訪補撮する事にする。
- 一、本書中先史歴史時代の遺蹟及び遺物、神社、寺院、佛堂、金石文等は河井田委員之に當り其他は湘之口委員之を担当したるも間々共同執筆せるものもある。

目 次

一、 神 社	二、 北諸縣郡沿革大要
二、 島津院及三侯院	三、 財部郷
三、 先史時代の遺蹟遺物	四、 原史時代の遺蹟遺物
四、 神 社	五、 神 社
(西町) 小國神社(中町) 蝶兒神社 旭丘神社 小國神社	(都城市) (三) (三)
兼喜神社 狐野神社 母智丘神社	(五十市村) (三) (三)
黒尾神社 早馬神社 異玉神社 御年神社	(中郷村) (三) (三)
稻荷神社 御年神社 御崎神社 鹽門神社	(三股村) (四) (四)
圓野神社 熊野神社 南方神社 走湯神社	(山之口村) (四) (四)
高城神社 春日神社 南方神社 熊野神社	(高城村) (五) (五)
神社 南方神社 大將軍神社 羽山神社 林田神社 乙戸神社 早	(志和池村) (五) (五)
水神社 稲荷神社	(沖水村) (五)
諫訪神社 科長神社	(空)
水流神社	

千足神社 荒武神社
諏訪神社 犀體神社
山田神社 熊野神社 安原神社
東青島神社 十柱神社 江年神社
原神社(羅刹) 菩原神社(大牟田)

諏訪神社 宇賀神社

(西嶺村)
(庄内町)
(七三)

一、寺院佛堂

顯藏寺 振護寺 廣昌寺
信行寺 廣濟寺
安樂寺 慶正寺 觀音堂

一、城
都城
姫木城址
岩
都城
城址

新宮城址

一、
諸寺院
院城木末
府壇調
本都内の
寺院庵堂址
善長寺
正定寺
願心寺
慶正寺
善正寺
高崎村
中郷村
三股村
山之口村
高城村
庄内町
山田村
高崎村
(五十市
都城市)
(110)
(111)
(112)
(103)
(104)
(105)
(106)
(107)

梅北城址	附 伴氏及梅北氏	(中郷村)	(二八)
安永城址	附 安永名稱の起源	(庄内町)	(三四)
山田城址	附 藩廬追	(山田村)	(三七)
志和池城址	野々美谷城址 附 日向北郷に於ける相良氏	(志和池村)	(三零)
梶山城址	勝岡城址	(三股村)	(一四)
山之口城址	三俣城址 附 高木氏	(山之口村)	(一九)
高城城址	附 和田氏 小山城址 下ノ城址	(高城村)	(一五)
一、驛 址	地頭館址 及土功	(石山村)	(二零)
二、關所址	ロ、關所址	(高城村)	(一六)
ハ、地頭館址	水、土功	(中郷村)	(一七)
ニ、祝吉御所及堀之内御所址	板元源兵衛の開田と前田一步園	(中郷村)	(一八)
ホ、土功	志和池村水流名新田 同 大五郎新田	(中郷村)	(一九)
三、金石文及墓碣	明道館	(中郷村)	(一七)
四、金石文及墓碣	石佛九 石碑五	(中郷村)	(一七)
五、金石文及墓碣	石碑二	(中郷村)	(一七)
六、金石文及墓碣	(中郷村)	(中郷村)	(一七)
七、金石文及墓碣	(中郷村)	(中郷村)	(一七)
八、金石文及墓碣	(中郷村)	(中郷村)	(一七)

都星敵五手石佛
城形味輪塔鉢二
北領石方の供養碑及首冢

石碑一

高池義忠田高野
肥田木館勤王
北郷勤王
諸氏の碑

銘

恭畏

(中都城
志和池村) (中都城
庄内町) (中都城
庄町) (中都城
都城市) (中都城
五十市村) (中都城
五市村) (中都城
九市村) (中都城
六市村) (中都城
七市村)

(二九五) (二八八) (二〇八) (二〇一) (二九五) (二九四) (二九三) (二九二) (二九一) (二九〇) (二九九) (二九八) (二九七) (二九六) (二九五)

一、名勝天然記念物

島松りの碑

庄内町關ノ尾の顯穴及關ノ尾の瀧

御池

梶山の松樹

並木松

大椿

今町一里塚

附錄

一、北諸縣郡及都城市字地名集

(庄田村)

(三〇)

(庄内町)

(三一)

(西嶺村)

(三二)

(三股村)

(三三)

(中郷村)

(三四)

(五十市村)

(三五)

(三六)

(三七)

(三八)

(三九)

圖版目次

- 一、中郷村大字梅北發見石器土器
二、山之口小學校敷地内縫穴居住址發掘
　　土器丸石
- 三、郡城市縣社神社
四、沖水村村社稻荷神社
- 五、山田村山田神社
六、西嶽村千足神社
- 七、同社の神像
- 八、郡城市靈隱寺本尊阿彌陀如來
- 九、郡城市願藏寺本尊阿彌陀如來
- 一〇、中郷村西生寺址石佛の一部
一一、中郷村正應寺址の石佛
- 一二、山田村山田神社手水鉢竿銘
二五、五十市村一里塚
- 一三、三股村北郷久秀北郷忠通の墓碑
一四、志和池野々美谷伊東尹祐舊墳
一五、郡城城址
- 一六、同上平面圖
一七、山田城址
一八、同上平面圖
一九、志和池城址
二〇、同上平面圖
二一、高城城址
二二、庄内町國の尾崎穴
二三、霧島西嶽村御池
二四、沖水村祝吉御所址

二六、中鄉村正服寺址大柳

二七、三股村大松

北諸縣郡沿革大要

「延喜式」民部上に、「日向國諸縣郡」あり、「倭名抄」に、

諸縣、半良加多、今言ニ毛呂加多、校ニ書紀則今言爲是、又、諸縣郡、財部、縣田、瓜生、山鹿、移
佐、八代、大田、春野、已上八鄉。

「國縣殘編」には、

諸縣郡、土地中肥、民用不少、杏李桃梅棗柿等、鄉十二、保庄三所、
とあり。

諸縣の名義に就ては、「古事記傳」廿九に、

阿賀多は上り田にて、元は島の事なり、田と云は、田をも島をも統べたる名にて、其内に水のつか
ぬを島とも上田とも云、水田よりは高く上りたる田なり。

村岡良弼の「日本地理志料」には、

按、奈良母弓古皆相通、大和御室山、古事記傳三諸山之類是也、加多即阿賀多之省、加ニ字西一讀
縣、上田也、謂ニ陸田也、

とせり、娶するに多くの上田、即ち島のある所より貢はせた者であらう。

諸縣郡は、東西十里、南北二十六里半、其面積九十五里餘に及び、日向五郡の内、其面積最大なるもの
であつたが、後文述ぶるが如く、分れて四郡となり、其南中部を占むるのが北諸縣郡である。
記紀にあらはる、諸縣は、主として今の東諸縣郡に屬はり、それは既に兩郡の條下に述べてあるから、
ここには之を省く。

奈良朝より平安朝までの、北諸郡所在に關はる沿革は、他の諸郡と同じく、殆んき知らるゝ所がない。僅に六國史や延喜式等に依り、之を推するに止まる、倭名抄記する、諸縣八郷中、縣田、移佐、八代の三郷は、今の東諸郷郡に在り、風生は宮崎郡に在り、(百町とあり當時宮崎郡入る)大田は宮崎郡大田に宛つるものあるも、(古久留田植宮在大田日)四諸縣郡小田村、即ち加久藤附近と見るを妥當なりとすべく、他の三郷中、財部のみが本郡の一郷に當り、残りの山鹿、春野の二郷は、之を何處に比定すべきか、之に就て解説を試みた、太宰管内誌や、日本地理志料や、近くは喜田博士の説あれど、要するに不明である。後一條天皇の萬壽三年丙寅、本寧大臨平季基木基に其弟利官良宗と本郡の地に來り、膳野を拓ひて豊田若干頃を得、之を宇治開白領通に獻じ其莊園とし、莊衙を立て、自ら稅租を司つた、所謂島津莊て略しては莊内と言つた、島津莊は殿下渡りの莊と稱し、此處を本莊とし、後には寄郡として之に附するものが日薩隅三州に遍ねく、斯くて其成立は公領の減少を來し、嗣紀強廢の裏に豪族の土地横領があり、王朝より武家時代へと早くも推移の過程を辿つて居る。

史家多くは季基を以て後の都城附近に黒田あるの初めとなすも、延喜式に水保、島津の二郷あるを見れば、季基以前既に開發されて居り、相當繁榮したものであらねばならぬ。

降つて建久八年建久間田帳に依るに、地頭前右兵衛尉忠久管するもの、中、今の本郡に關はるものに、

北郷

三百町

中郷

三百町

南郷

二百町

三保院

七百町

島津破(院)

三百町

大

之郷

一百八十町

財部郷 百五十町

3

あり、忠久は建久七年三州守護職に補せられ、翌年薩摩山門院より島津莊に移り、親吉御所に居り、やがて薩摩に移つた。島津莊には莊司に富山氏あり、莊衛に居て事を司きり、正平中堀川周白新忠の時に及んだ、島津莊以來、季基の女婿たる作氏が、三保院南郷地方に勢力を保つて居た事は、當時の文書にも残はれる、尙ほ下向の諸族に、高城の和田、花之木の高木氏があつた、南北分争の際に及んでは、島津貞久が武家方として宮方に対するが、足利氏の内訌と、守護畠山氏や、探題一色今川兩氏に對する構成、宮方菊池氏の勢力消長等に依り、係争頗る複雑を極めてゐる。貞久の弟實忠は、北郷三百町に封せられ、初めて今の山田村薩摩迫に入郷し、尋で其子貞久(義久)は、天授元年都城に築き、宗家支配の下に、北郷地方を領して居たが、其間肝付、伊東、北原諸氏との間に、争奪の絶間なく、延びて戦国時代に及んだ、永正より天文の際、北郷氏に英主忠相出て、東禰防守に任じ、略今の郡内を従へた、天正五年伊東氏北走の後、島津氏の勢大に振ひ、一時殆んき九州を席巻せんとしたが、秀吉の征伐を受け、薩摩大隅と日向の諸縣郡を領する事となり、北郷氏は其内今のが本郷の大部と、大隅の一部に封を受くる事になつたが、文政四年薩摩郡管院に移され、鹿児領主伊集院幸侃代て之を領し、慶長四年庄内の亂後同五年、北郷氏復封して、島津の支藩として、郡の大部を領して來たのである、明に維新後、鹿藩置縣となり、明治四年十一月都城縣に屬し、六年一月十五日都城縣廢するに及び宮崎縣に隸し、九年八月廿一日宮崎縣廢せし後、鹿兒島縣に屬し、十六年七月一日、鹿兒島縣を分ち、宮崎縣を置くに及び、復宮崎縣に隸した。

さて諸縣郡は、明治十六年六月四日、南北に分ち、南諸縣郡は、此時鹿兒島縣に屬したが、十七年一月廿六日に至り、更に北諸縣郡を三分して、北西東の三諸縣郡とした。

島津院及三侯院

中世時代各地に正税を納むる倉庫あり、之を正倉といつた、其正倉一所に數字を建て、統すに粗筋を以てしたものは、正院或は正倉院といつてゐる。

延暦十年二月の官符にいふ、

前略 諸國倉庫大牙相接、縱一倉失火者百庫共被燒、於是更商修理不^合然、今欲改舊倉、恐勞百姓、自今以後新造倉庫、各相去必須二十丈已上、地有三寬狹隨便築置、但舊倉修理之日亦宜改遷、

同十四年閏七月の官符に、

前略 諸國連々都倉、元置一處、百姓之居去、鄰鄉遠、跋涉山川、有勞、納貢、加以倉舍比近安寧相接、一倉失火百倉共燒、言念其弊、有損公私、宜須每鄉置一院、以濟百姓、兼絕火禍、始自今年所^レ稅收^ニ納新院、但前所^レ納^ニ郡家不動物者依舊莫動其用盡倉者漸遷^ニ新院、置倉之法一依^ニ延暦十年符、各相去十丈量便置之、

同年九月の官符に、また

前略 去閏七月十五日每鄉更定^ニ倉院之狀下^ニ諸國舉、追尋^ニ比度^ニ順次^ニ總便、今須^レ彼此相接比近之鄉於^ニ中央同置^ニ一院上、村邑遙隔絕隔之處宜^レ量^ニ地便^ニ每^レ鄉置^ニ之、後略斯の如くもと鄉毎に倉庫を置き、後には郷毎に分置し、又比隣の郷は其中央に置く事になつた、其後弘仁十四年二月、太宰府管内諸國に於ては、公營田を創る爲に、百姓の居に近く各一院を建てしむる事になつた、「莊園制度の大要」には、之も同様に見てあるが、後世に殘るやうな倉院は、田租、納貢、調庸

等を納むる正倉でなければならぬ、從て此倉院は、都城のもの程重視すべきではなからう。

斯くて倉院のあつた字に冠し、更にそこに輸納する第村全部をも含めて、いつしか地名となり、遂に莊園に變じ、他の別名等と共に、都司管治の外に立ち、近世に及びても尙ほ院の名を存し、一地方の名稱たるに至つたのである。(延喜式註解第六卷參照)

今の本郡の地に、島津三侯の兩院があつた、以下之につき述べて見やう。

島 津 院

白尾國住の「縣邑名勝考一」に、萬葉集第三種本朝臣人賤下ニ筑紫國一時海路作二

大王乃遠乃朝廷勝通

島門平見者神代之所念

を引きて、大附より辭願をかけて島門といひ、轉りて島津となるに至りあり、(此歌は後で播磨の海路あたりでつたやう)「名勝圖會」には此説を受けて、「津と戸とは五音相通ず、されば上古には島津を島門とも島戸とも書きたるならん」といひ、更に島津の名稱の起源に論及して居るが、こには之を略する。中世以後島戸と書きたるは、中陰通村の「備抄」に「横濱は前衛近衛領西志麻戸庄主庵云々」と見へ、又鶴長明の「無名抄」に「つくしのしまきといふ所に通ふもの、事のつるてに云々」とあり、島津の名は始めて「延喜式」に見ゆる、「延喜式」の兵部省式諸國驕健馬の條に島津とあり、此地に倉院があり、やがて島津院といふ一地方の名となつたと見ゆるが、其何れの頃なるかは明ではない、「名勝圖會」には延喜中に置かれし院名なりとし、最初よりの名とせるも、倉院の成立より見れば、喜田博士の説の如く、當初より院名とするは早計であらねばならぬ。

降つて建久八年、久國田張には、島津院三百町とあり、此時島津一園莊即ち本莊の内で、次の三保院なき・同じく、庄内に一園城をなして居たのである。其三百町の田疇より推せば、今の冲水村郡元を中心として、少くとも同村川東、及び都城市及び附近の地に亘るものと推せらる。

島津院は島津莊の中心で、此處に其莊衙もあり、建久中惟宗忠久が、總地頭として下向した時、島津御島津院に入り、館を立て、祝吉御所に居た。島津氏の稱も此地名を冠したものに外ならぬ。島津院の方城は、時の動きと共に變りたらんも、郡元の地に、後世まで其稱を存せし事、左の文書に徵せらる。

「三國名勝圖會」に

前略 高岡士指宿氏藏本、元弘三年文書曰、「島津莊日向方、富山七郷左衛門尉義通申す島津院住右衛門五郷敷、追々捕刈田衆等、山事上訴狀云々」。此文書にて庄と院との義明なり、島津莊富山義通とあるは、島津莊官を主としていふ。島津院住右衛門五郎とは島津院方城内に居住の人といへる義にて、猶真寺院住人某といふが如し、得佛公(忠久)治所となされし種本(元)村祐吉御所は、即ち上古の島津院にして、莊衙の地なり、其近邊に安養といへる廢寺あり、其本尊阿彌陀佛像に「應永十五年、戊子正月日向國島津院安養寺造立」と記し又郡本村上之防(坊か)といへる處に阿彌陀堂あり其佛像に「文明十六年、甲辰日向國島津院圓禪寺造立」と記す。凡庄内諸所の棟札文書等には、島津御莊と書きたるに、郡本村に限りて島津院とありとぞ、是此地は古來島津院といへる方城の内なる故、かく稱せるなるべし云々。

近世に至り再び島戸の稱を用ゐることあり都城より宗家の姓を諱み島戸とかへしと見へたり伊地知聖安の「管規愚考」にいふ

天文四年五月筑後より相荷御修補被仰付度願の節

(○筑後は)

都城郡元村之邊都而往吉賀島津と申候處御名字を謹慮仕島戸と改當分は郡元と申候云々

名勝園會にも

都城の呈狀に郡木村は島津といふ島津は御家號なる故是を避て後世改めて島戸といふ既にして又郡本村と改む

之を他の記録古札等に見るに「上井豐翁日帳」天文十一年癸未四月五日の條に

休世濟は島戸まで通行候……六日朝島戸を打立候而云々

庄内地理志所載寛永十一年高帳に「島戸相荷大明神」其後明暦初めの神社帳に「島戸」と記す又「當村「郡元」島戸霧島の形文字石塔有之云々」又「御大祖忠久公諱入常の後當地島津親吉に御在所地名を以て御家號と成る然るに漸々御名字を避けて島戸に成ると舊記にあり云々」

又郡元と記せしは同書所引

天文十四年己十一月二日忠相公忠親公相荷大明神神社に島津御庄郡元
とあり天文の頃には島戸といひ又郡元の稱も始まつたやうである

前出名勝園會には郡本と記せるも他は皆郡元とせり現今元の字を用ゆ。

三 倪院

三倪もと水保と書き今は三股とし、三股村に其名を留めて居る、名義は「地理纂考」三保川の條に、延喜式に水保とあるは此地なり、三万より大河合流す、其二つは小林鄉石瀬川と、都城庄内川なり、今一つは近郷諸所の溪水合流して大河となり、是に合す云々、

石瀬川を其一つに見るは、餘りに附會に過ぎたり、喜田博士は「日向國史」水保郡の條に、

前略 東嶽川あり西流して大淀川に合す、是れ水俣の名ある所以

とせり、河水の合流より起りたると見るは同じである、三保院は「建久彌田帳」に「三保院七百町諸縣郡内地領前右兵衛尉忠久」とあり、島津一圓莊、即ち島津本莊の内であつた、其境城は「鹿屋立兼自記」に、徒古梅北は三保院に隸く、梅北氏盡々三保院に居るとあり、之に依れば季基以後梅北まで含みたるが如きも、岡田帳注述の時には、南之郷中郷等あり、既に本院の城でない「鹿屋名勝考」には、高城山之口勝岡三郷の地に當れりとして居り、「日向紀」「日向纂紀」錄する所は、伊東氏山西を領する頃には、野々美谷をも含めて、漠然三保院千町の汎稱の下に置いたやうである「庄内郷村譜」に依れば、北郷中郷境を左の如く記してゐる。

一、岩瀬村

一、丸谷村 一、水流村 一、高木村

右三ヶ村、高辻報には中郷と有之候、右押札には、三保院に相見得候、丸谷村の内、市藤門、中西門、吹上門、中村門、右四門は北郷の内に候。

一、梶山

但し梶山へ川内より、軍神のはづれ、城山中通り、勝岡城中、夫れより野々美谷の城山に見當て、三保中の門境にて、南は中郷、北は三保院の由、梶山より申出候、尤も東喜島山陣の尾より、野々美谷勝岡城に見當て、勝岡の由、山田より申出候等に相違無之候。

金田村境に就ては、同書北郷の條に、

上金田者北郷之内、下金田は三保院に相分れ候、上金田の儀は、前代安永支配にて候へば、北郷の

内に可有之候、

とあり、之を今日の各村に配するに、高城、山之口二村と、三殿村にては梶山、勝岡古城の一線以北、沖水村は高木と上金田之に入り、志和池村にては野々美谷古城の東、(城は北)を境とし、丸谷の一部は北郷に入り、他は悉く三保院といふ事になる、「莊内郷村譜」は其調査の年月を記せざるも、高辻帳を引けるを見れば、慶安以後、都城にて南、中、北・三郷と本院につき、古稱の残れるを、郷村傳ふる所につき、調査したものであらう。

本院も古來其方域を變じたのを認められるが、「名勝考」の高城、山之口、勝岡、三郷の地となすは、宗藩所属の三郷を大やうに見て之を宛てしなるべく、「郷村譜」の調査に依り、都城領の今沖水の一部と、志和池の大部が、尙ほ之に含まれて居たのを知られる。

院に南方、北方の稱があつた、其南方は勝岡梶山の邊で、北方は山之口高城あたりであらう、相良文書相良定頼並一族等の所謂注文に、日向國三保院南方の名あり、(日向北郷に於ける相良の條參照)之を神社調、石寺村辨財天明暦二年の棟札に依るに、

日向國諸縣郡三保院南方石寺郷七十五町加治山浦

とありて、梶山は南方の一部たりしを知られる、北方は山之口村福王寺樂師如來(山之口郷)居子棟札に、

享禄三年正月十二日日向三保院北方辨分の内云々
とあり、略其所在を察するを得る。

三保院に關する歴史上の記述は、城砦の部に譲りこゝには之を略する。

財 部 郷

倭名抄に、「諸縣郷財部郷」あり、下つて「建久關田帳」に、

財部郷 百五十町 諸縣

財部院

百餘町 大隅

其後建治二年石築地盤には

財部院 百丁 十丈

と記されて居る。建久關田帳記する所を見るに其郷は日向内に、院は大隅に、明かに分れてゐる。郷と院との境界は、時と共に出入もあつた筈で、日向關財部郷なる方域を明かにする事は、至難の事に屬するが、略室町時代の下財部に當るものではあるまいか、室町時代に稱した下財部は、今の大隅財部町大字

下財部に、本郷五十市村大字横市より、西嶽村字千足附近を含んで居たやうである。

建武四年（延元）四月廿三日、關田帳注進狀、寛應二年（延元）八月卅日、同人注進狀等に依れば、上財部院下財部院の名あり、延文四年（正平十四）北郷文書に依れば、大隅本庄内財部院とある。此財部院は、補巖文書の上財部院に當るものであらう、而して補巖文書の、下財部院に新宮城（今之五十市）あり、同地は諸縣郷内なるを以て、關田帳の財部の一部に當るものでなければならぬ、然るに相良文書には、（文和四年か）尚ほ日向國財部郷とあり、此時院稱呼の混亂せしを見るのである。

「庄内地理志」所載、鎌文陳札等に依るに、永正十六年今之西嶽村なる千陀羅寺觀音堂棟札に、
「日向州下財部郷阿陀羅寺の内常樂寺者寫島大権現本地云々、永正十有六稔御集亡卯兩呂廿三日（村今市
身常樂寺等に別）」とありて、下財部内に、西嶽村千足を含むを見るべく、

今の横市村なる今房霧島権現棟札には、

弘治二年日州下財部の内霧島権現勸請云々、
天文元年大根田(横市)雨下天神棟札には、

天文元年壬辰霜月廿四日、奉再興下財部の内雨下天神御寶殿一字、
とあり、今房、大根田の下財部内なるを知られる、

然るに天正四年同大根田雨下天神棟札には、

大隅國下財部の内雨下天神御寶殿一字、予時天正四年丙子十一月廿五日、
とあり、天正年間には、横市村の東端大根田が、大隅内なる事になり、此際所屬の廢合あり、一時大隅
に入ったと見るより外なく、地理志の著者も、「然れば當地日隅に相接り候半」と述つて居る、「財部解土
誌」に依れば、下財部は一旦大隅に入り、再び日向に屬したと記して居るが、或は之に當れるか、
横市村の名は「庄内地理志」に、

横市と記し候舊記は、當地大根田の良田庵の彌勒尊像の記録に、天文廿一年壬丁卯月十八日横市村
東福寺とあり、第一横市との稱號也、
とあり、天文の頃より始まつた名のやうである。

下つて慶長二十年二月廿九日の、北郷謙略守知行目録には、庄内横市村の石高に、千八百八十餘石とあ
り、此時横市は下財部より全く分れてゐる、前記千院羅寺が、西嶽村に入つたのは、資料を欠ぎ不明で
ある。

慶安年間の「郡村高辻帳」に、
財部郷(さは別なり地頭領地の幾參照)の郷

舊稱財部院、凡十七村、其十二村屬隅州鄉、是爲上財部鄉、五村日州諸縣郡、是爲下財部鄉、其後併十二村、爲二村、曰北保村、曰南保村、下財部併五村、爲一村、曰下財部村、下財部の五ヶ村は、溝ノ口、福原、大河原、吉ヶ谷、十文字を稱するが、依然日向國諸縣郡に屬し、行政上にては、財部郡地頭の支配の下に在り、明治五年鄉廢郡に屬し、大隅に入る事になつた。

先史時代の遺蹟遺物

都城市

石器

石斧

磨製
破片

大字下長坂

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

土器

陶生式

破片
散布

大字下長坂

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

五十市村

土器

陶生式

破片
散布

大字五十市字大岩田

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

土器

陶生式

破片
散布

大字五十市字河岸

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

土器

陶生式

破片
散布

大字五十市字岩田

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

中郷

土器

陶生式

破片
散布

大字五十市字大浦

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

土器

陶生式

破片
散布

大字五十市字大浦

(酒井)

地下約九尺より出土
(安富)

(都城市役所藏)

石器

三股村

以上は梅北小學校長愛甲進氏及生徒の發見に係る同小學校に保存す（孫圖第一）

石	同	石	石	石	石	同	石	同	石	同	石	同
鍋												
唐	同	同	同	同	同	同	打	同	同	打	磨	打
鋸							制			磨	制	布
大字	同	上字	同									
同字	同	藏川										
字嫁坂												
同字	千集院											
字眉白山												
字西生寺												
同字	拂川											
同字	同字	川内										
大字	安久	字西谷										

この如き石で鐵鋸
被破壊せしものにて石
出土

14 土器

新生式
布設
包含層
地數

長頭増高二尺八寸
分頭長二尺八寸
完全金屬片

大字宮村字烟ヶ田
大字桜山字中米瀬

大字蓼池字諱訪追
(同所諱訪神社廟)

大字園上

石器
山ノ口
村

土器

アイヌ式
烟生式
完全破
全片

大字花木小學校敷地
同字長者カ峯(小學校の東北方)
同字佐土原(同上)
同字釋迦堂
大字下富吉字前田
同字原田
大字富吉字中島
同字後田
大字富吉字後田發見

土器

彌

生

包破片並に

大字郡元字西田に在る

沖水村

同所には先住民族の居住址と見るべき所三所ある長六尺位で横五尺位深さ四尺五寸位のもの二所各木炭丸石及び土器穴の縫近く徑四寸の圓形縱深さ一尺五六寸もの二ヶ所あつた此遺物に依り縫穴居住址と認識せらるゝのである尙研究を要す。(攝測第二)

石	石	石	石	石	石	石	石	同	彌	彌	彌	彌	彌
鋤	鋤	鋤	鋤	鋤	鋤	鋤	鋤	同	生	生	生	生	同
斧	斧	斧	斧	斧	斧	斧	斧	同	打	打	打	打	同
磨打製	磨打製	磨打製	磨打製	磨打製	磨打製	磨打製	磨打製	同	製	製	製	製	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大字花ノ木字佐土原發見									大字山ノ口字野上發見				

同字深坪發見

同字後田發見
同小學校敷地内にて發見

同

(墳)

高一尺八寸三分
底部宓一寸三分
回

同

字祝吉地下約四尺より發見 (同所柳田盛久著)

大字下水流字荒ヶ田發見 (宮崎縣古跡調)

石器

志和池

同上

大字同字通稱椿ノ木地下式塙より發見 (志和池小學校藏)

石器

村

大字下水流字荒ヶ田發見 (宮崎縣古跡調)

石器

村

大字同字通稱椿ノ木地下式塙より發見 (志和池小學校藏)

庄内

大字同字通稱椿ノ木地下式塙より發見 (志和池小學校藏)

大字同字目池發見

大字同字皇子河原在 (同上)

大字同字通稱椿ノ木地下式塙より發見 (志和池小學校藏)

越 石 石 石 同 石 石 石

石 白 斧 斧 鋸 斧 磨 打

巾長さ一寸
破損物
同 上
大字安永字上牧發見同 同字九山發見
同 同字諏訪山發見
同 同字上牧發見
同 字上ノ段發見彌生式(坏)
散破布片磨製
磨製

大字下水流字荒ヶ田發見 (宮崎縣古跡調)

大字同字通稱椿ノ木地下式塙より發見 (志和池小學校藏)

石
器

九	同	石	蓋	同	同	同	同	彌	生	アイヌ式
斧								破	散	破布片
敲	殘	磨	腐	同	同	同	包	含	列	地層片
石	鐵	製	色							

同
上

土
器

九	同	石	壙	丸	石	山	石	鐵	打	同
			同	同				鐵	製	同
								石	色	同
								褐色		同
								同		同
								三尺一寸四		同
								青燒窯		同
								同三尺一寸四		同

村

大字中霧島字江川耕作地（前田委員會見）
 大字山田字西拵發見
 大字同字櫻ヶ丸發見
 大字同字立切發見
 大字同字鹿新田發見
 大字同字石風呂發見
 大字中霧島字西ノ上發見
 大字同字古江一所より多數累積出土した
 大字山田字串舞發見
 同所發見（山田神社蔵）

（同略常太郎氏藏）

原始時代の遺蹟遺物

石臼残缺
崎村

石臼式包含層片
高崎村

大字同字荒堀の錫發見

大字江平字吉山發見

大字大牟田字鍋發見

大字笛水字氏益發見
(以上高崎小學校蔵)

土器

同

同

斧磨製

同

同

同

同

大字笛水字氏益發見

(以上高崎小學校蔵)

三股村

古墳

地下構造不明爲
式

大字樺山字山原全所は三股附近にして鐵道工事中發見し鏡、直刀
の類出土せしも遺物を存せず

山之口村

古墳

圓形基底部徑三間五合
高七尺

高徑三寸
高五尺五寸

大字富吉字後田丘上頭に在て左の一基と對立す

同

同

同

同

同

同 同 同 同 同 同 古 墳

圓形 基底周徑二丈六尺五寸間
後圓地三寸半
圓形 稍形三寸半
圓形 前方後方部是基

大字大井手字十三塚に在
基底周徑三尺四寸
高六尺五寸
徑九寸
高六尺五寸
徑二十一寸五寸
高前方五尺五寸
後圓十寸五尺
徑七寸
高五尺
徑二十八寸五寸
高前方六尺六寸
後圓六尺
徑七寸五分
高六尺五寸合

同 同 同 同 同 同 同 同 同

横穴古墳
管 玉 直 刀 器 土 器 強生式壺

形崩壊し不明て
碧玉岩に五個
前横穴より發見
一 口 同
三 個 同
此他歎坑崩壊せるものあり、其形績を存す

高 城 村

大字花ノ木小學校敷地内開拓の際露出
形崩壊し不明て
碧玉岩に五個
前横穴より發見
一 口 同
三 個 同
此他歎坑崩壊せるものあり、其形績を存す

同 同 同 同 同 同 同

古 壇 古 壇 同 同

同 級方變形
後圓なる形
大字樓木に、圓形に築いたのが三基、古壇なるや否や判明せず、同所を距る五百米に、河原石と土とを混じて築いたのが一基ある、之も得失知れず、何れも基底部徑二間八合、高四尺八寸ある

沖水村

基底部徑二間

高五尺八寸

大字郡元字早水
境内に在

大字川東字千町牛田

志和池村

基底部徑二間
高五尺八寸

徑三間五合

大字下流字築地
ノ木

同 圓形
開形
なる形と
同 變形
・形

高徑十九尺
間
前方前
變形部
す開

同 同

徑三間五寸
高二尺五寸
徑二十一間五合
高二段八尺
三段四尺
高十五尺五寸
同

同 同

同 級方變形
後圓なる形

同

同 同 同 同 同 同

古 壇

形 方 形 方 形 方 形 方 形 方 形
形 方 方 方 方 方 方 方 方 方
上 上 上 上 上 上 上 上 上

個形 長方 形
個形 長方 形

高 嶺

村

高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底
高 底 高 底 高 底 高 底 高 底 高 底

當所五六町方面に、此種のもの幾十壇あり、即ち地下式城の群在地である
圓形 四十年前發掘し 基底面徑三尺
圓形 高三尺
式壇 地下 高五尺八寸
圓形 地下 高徑一間八合
圓形 地下 高五尺
圓形 地下 支那六尺に五尺
圓形 地下 支那六尺に四尺

高三尺五寸
高徑五寸
高徑五寸
高徑五寸
高徑五寸
高徑五寸
高徑五寸
高徑五寸

字荒ヶ田、同所は小丘上で、黃金又は朱糸を埋藏した
りとの傳説に依り發掘したりと云
大字繩瀬字横谷に在

同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 同 同 に長 な變 同 同 に長 變方 な變
 變方 る形 變方 ず形 る形 る形
 す形 と す形 に さ と な變 に長
 ご す形 る形 と う形 う形 う形

高徑
 西三面五間尺五合 五間尺六合 五間尺七寸 五間尺八合 五間尺九寸 五間尺十寸 五間尺十一寸 五間尺十二寸 五間尺十三寸 五間尺十四寸
 尺五合 五合 六合 七寸 八合 九寸 十寸 十一寸 十二寸 十三寸
 合 合 合 合 合 合 合 合 合 合

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 大字同字通稱塚原

神柱神社

由相
祭神格殿神

都城社

來
天照皇太御神 豊受太神
左天津彦火瓈々杵尊 天手力雄命
右天津兒屋根命 禿族豐秋津姫命
天太玉命の七神

(續版第三)

同 同 同

な變形
る形

變方
ず形

變方
す形

に

徑三間六
高二尺五寸
徑四間五
高四尺
徑四間五
高四尺五寸

同 同 同

本社は、萬壽年間平大監季基、太宰府より來住す、時に同年本郡中郷村(當時南郷)大字
梅北、字益賀に一社を創建し、御神靈に伊勢大神の分靈を奉祀し、日向國内の外宮と
なし、(三國多那國會には日向國庄内である庄内は後
年島津氏入所後の名稱云々も然らざるべし)西隣を鎮護、稱けて神柱宮と尊仰したので

ある、（御柱の名跡傳
（我は者略す）而して季基祭事を掌かる、「三國名勝圖會」に季基の女婿は、伴兼貞（季基男ならくし）にして、其第五子を兼高と云、齊宮介となり、夫より世々神事を管掌した、併し平氏を稱へず、家號を梅北と改めしと、島津氏入所するや、島津御庄總鎮守の神として、領主並に衆庶の尊崇頗る厚きを致し、神領の如きは宿禰主、島津家所蔵の舊記元祿五年高帳に、

一高四十五石六斗五升、神柱宮 庫主坊

一高十八石四斗八升、神祇大夫

之れより引つて寛永十年の高帳に、

一高二十六石七斗五升八合、

上記の如く寄進せられ、造営並に修繕等は藩主之を營み、然るに永正八年二月十五日兵火に罹り、舊記寶物の類大半焼失せし爲め、傳記亦焼載に過ぎずと雖も、創建以来領主の尊仰厚くして、其盛祭の事歴は、營造及び神領等に依り之を窺ひ知らるゝのである。

享保十九年五月十三日、神祇管領長從三位ト部兼雄、宣旨を傳へ、正一位神柱神社の位階を授けられ、年中祭祀十二度、九月九日を大祭とし流鏑馬の奉行あり、往時は別當正應寺なりしに、天文年間に至り、神宮寺に更め、神職悉應寺大宮司梅北の二氏奏祭する所なりしが、幾多の歲月を経るに従ひ、神司の更迭するあり、明治六年十月二十八日、社亦由來遠き舊地を去て現地へ移奉し、全六年五月二十五日縣社に列せられたのである、「社藏由緒」に

伴梅北氏來て曰く、祖先より此神社を司さり來れること舊し、故に此地を領するなり
 (下) 異樂三年丙寅正月二十日、平朝臣平大監季基卿當地を領す、移住の日所、崇なり
 同年九月九日神社造立す、此伊勢内宮也、出羽庄内に一社、日向庄内に一社、日本
 二社の神也。
 (下) 當社の造営を左に掲ぐ

第一、萬壽三年丙寅九月九日造立、平朝臣平大監季基

第二、仁安二年丁亥、散位伴朝臣兼高再營

第三、弘安四年辛巳修造、大顯主執行左衛門尉伴兼世

第四、應永八年辛巳二月七日、修造陸奥守藤原朝臣元久、並沙彌道且

第五、文明十五年癸卯載二月九日修造、島津陸奥守藤原武久(後忠昌と號す)

第六、永正十三年丙子四月十四日修造、島津近江守忠武

第七、天文四乙未年卯月二十九日鳥居建立、新納近江守藤原忠勝

第八、天正四丙子年二月二十日修造、北鄉左衛門入道一雲齊

第九、慶長十四己酉年修造、北鄉次郎改藤岐守忠能也

第十、元和七年建立忠能也

第十一、寛永十七庚辰年修造、北鄉氏藤原妹女也

第十二、明暦元乙未年修繕、北鄉氏女壇越、千絃恭日州大守光久公、其志敬神神明
 之至誠、新に庄内の宗苗と崇むべしと相定むる所なり、島津氏藤原姓忠顯公
 之時也、此時の修繕は、寶殿長廊鳥居也云々

第十三、元祿十丁丑年周貳月朔日再修、三鼎大守源氏綱貴公云々

合祀社
寶物

前記の如く、舊領主の崇敬顯著なりしを見る。

早鈴神社 祭神伊勢太御神 明治六年一月當市大字下長坂字吉井崎鎮座を合祀。

大吉神社 祭神天照大神 中郷村大字梅北字大吉山に鎮座せしを、明治六年十一月三十日合祀。

由來記 一卷 卷末に藤天長教寺、釋士法印等尊書記す。本記は、呉大後大永六年丙寅九月二十四日書

た、元祐丁丑春月二月初寫書、更に明治十二年三月九日改書したので、右何れも汚損に依る

五百弟子受詞品 一卷 第八の四より十一迄

妙法蓮華經 一卷 第三の二より

同 一卷 第十六の六より

同 一卷 第二十五の八より二十六迄

同 外二卷之殘缺部分 無款義理德行品 第十一の部 二卷

佛說般若波羅蜜行法規 一卷

右建紙金泥書にして卷末に、建德二年卯月十六日、同二卯月廿八日

表紙に、山田源宮安慶、伴氏兼長寄進である。本經卷は始め、山田神社へ寄進せしを、年時不詳當寺へ所

處の由来不別

甲 背 十幅 内四領は、島津久寛公寄進明治元年也、背は明珍と云傳ふもの、内一領は、元龜二年十月

十九日、都城舊土漆曲篆旗が、戰功により領主島津時久より賜被、明治十五年一月子孫

兼綜寄進 和歌集 一冊 修理大穴顕季の名首めとし、領主島津忠慶送の百人一首、元祐十三年寄進

神階昇敍書 一葉

宗源宣旨

日州諸縣郡傳北

正一位神社神社

有宣奉授綏位者也

享保十九年五月十三日

神祇管領句當島上從三位行侍長

ト部物臣兼集

一葉
神祇管領長
ト部缺集一口
長
二尺三寸一分
總平重盛寄進同
二尺六寸五分
同同
二尺二寸三分
無錄同
二尺二寸七分
同上河
二尺四寸
元帥陸軍大將
上原勇作寄進同
七寸一分
鈴源忠正
同
出雲守藤原吉武同
一尺四寸五分
唐草紋銘
上原勇作寄進同
七寸五分
四寸五分
湖州銘(湖州孫家造の形銘)同
七寸三分
無紋同
七寸一分
一尺六寸一分
同上河
一尺二寸六分
菊散政銘(六所に梵字一つ宛ある)同
一尺一寸三分
八種銘(菊散山海の四字ある)

小國神社
境内社
格

久保三ヶ國太御下向之守分、御朝公より富山を父とせよ、梅花を母とせよ、三ヶ浦之者共は御家人たるべし
御教書を下給、御下向被差、庄内南相馬之内、御所へ被成御度時に富山之御に御成被成候、既ては其梅花
神柱を御信仰被成候、神柱御祭に一两年は御自負御坐詣被差候得共、其後御麻力へ御移候、遊耕故、宮山へ御
名代被二仰付「御代參相勤申候故」之私願先代より至二个年毎年御祭時分は、越など爲ニ攝申候て梅花家中へも
上下着用で、足形深御名代之御供の由、御召列參西化來申候、此等の由緒古來より由傳候に付、如ニ斯に御座候
已上

元禄十年丁丑六月五日

同家は今尙古例代參せざるも參拜ざり

十二所 神社 祭神 不明

若宮神社 同 上

百守神社 祭神 百守加、百枝、事無、守廟

早射神社 早射 早射

以上四神は、中郷村大字梅北郷庄の所、本社遷座と共に移奉したのである、由來詳か

でない。

兩神門神社 植磐脇神豊磐脇神

右本社と、同時に奉祀したのである。

都城市大字宮丸字中町郷庄

宮山六郡兵史典

島津氏入所以前の領家であった、其末裔中郷村富山宣元氏所蔵の古文書に、左の記事がある、當家は古代より、
本社の祭事に島津氏の代拜、歷世なし來なのである、併し文書は元禄年間口碑を記したもの

発

小 社	山 神 格	合 社	山 祀 格	合 社	山 祭 格	旭 丘 神 社	社 祭 格	社 祭 格	兒 神 社	神 祭 格	蛭 兒 神 社	神 祭 格
--------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------

同市大字宮丸字中町鎮座	大名持神	同市大字宮丸字上町字町口に鎮座せしを、大正三年七月八日現地へ遷座した。
無格社	本社は、同市大字上町字町口に鎮座せしを、大正三年七月八日現地へ遷座した。	
	小國神社祭神大國主命本社は、同市大字宮丸字上野に鎮座の所	
	以上の三社は由來不明。	
都城市大字①長篠字西口鎮座	都城市大字①長篠字西口鎮座	

武藏後男命 經津主命
 岩磐神社 祭神 伊弉諾命 事解男命 運玉男命
 當社は、明治四年六月二十八日、都城練兵場開設に際りて創立し、軍神と尊稱した、
 然るに明治六年一月左記の四神社を合祀して、旭丘神社と改號したのである。
 當社は同市大字宮丸に鎮座せしを、明治六年一月合祀した、往時宮丸藏人と稱する、
 當所の領主が氏神に勧請し、領主並に領民の厚く尊仰し來りたる社である。
 春日神社 祭神 武發捷男命 綏津主命 天津兒星根命 姫神
 當社は中郷村大字梅北、字益貫鎮座せしは、和銅六年と傳、明治六年一月合祀す

小鷹神社 神祭由來

大國主命
を詳にせず
都城市大字上長飯字宮ノ脇御座

伊弉諾尊
村社

創建の年時を詳にせず、明治四年七月山田村華舞神社へ合祀、同六年一月當市大字下長徹旭丘神社へ合祀、同七年二月二十五日復社と共に村社に列せられた。

五十市村

五十市村大字五十市字竹ノ下漢產

兼喜神社 神格祭社

島津相久の靈神
村社

島津相久は、都城領主島津時久の嫡男常陸之介と稱す、資性英邁文武に長じ、夙に安永卿(庄内)金石城の主將として令名を源せり。

時久の臣に不逞の徒あり、相久鞭撻せば罪科露顯し刑辟免がる可からざるを憲ばかり、竊に父子を離間せんとし、時久に詔ふるに相久異聞ありと告ぐ、時久之を信じ相久を廢し、二男忠虎を以て家襲がしむ、奸臣尙醜かず相久の自滅を圖り誣謗益加ふ、時久深く相久を憎みて之を殺さんとするに至る、老臣等大に憂ひ、相久の二心なきを陳べて苦諫之努むと雖も、時久釋けず、然し未だ手を下すに至らず、決を神

託に請はんとし使を遣はして神社に齋間せしむ、神宣あり相久の異心なきを以てす、奸臣等豫め此事あらんを慮かり、使を途に要し脅威を加へ言を燔けしむ、茲に於て時久意を決し兵を遣はして相久を討たしむ。

時に相久の師實襄坊の住持、僧の重任は事急なるを聞き、驚急金石城に至る、城門堅く鎖して入るを得ず、言葉を傳へ直に都城へ赴き、時久に謁して無實を訴へ、努めて哀願し教を得て歸る、此時射手の大將北郷某も亦其死を止むと雖さも、相久性素より義勇絶倫なるを以て毫も動せず、近臣繩田某を都城に遣はし異心なきを陳せしめ、神色自若として甲を振き、徐々樓に登り弓矢を番がひ、大音聲に呼て曰く、此矢は父に教ゆるにあらず、汝等を射にあらず、予邪心無くんば此矢通に中の所あらんと、空中に射放ち歸り室内に入り遂に自盡す、是實に天正七年八月晦日、享年僅か二十有八茲に相久の乳母乙守自己の乳を截り棺に納め之に殉す、是より先時久一女を使として死を宥めしめんとす、然るに途中既に生害のことを聞き、大に失望泣哭して歸る、相久の詮嘗到る處悲父を喪ふが如く、悲哀して止まず、爾後夜中甲冑を着て白馬に乗じ、(白馬は相久の)光輝地を照らし、或は興言耳に響き、悲愴の情を現はし、或は童男となり空を訴ふるものあり、或は狂亂して悲哀するものあり、京な相久怨恨を白せずして死するを悲しみ、闇色之を郎君怨慕の然らしむる所と、流言謠諺卷に充ち異變あらんことを恐れ皆相厄ふむ。

於茲祠廟を建て英靈を祀る、若宮八幡と號す、妹尾重貞を祠官に任じ社下に居らしめ、祭祀を掌らしむ、南門に別當延壽寺を創建し、宗派森密にして、修驗者實成法印

を以て住持となした、西門に常徳院と稱する禪門を建立し、追善供養の苦提所とし、住持大年和尚を以てした。

文祿四年時久薩州官ノ城に封を移さる、神社も同地へ移奉した。

慶長五年三月舊領地へ歸復するに及び、本社も亦舊社地へ遷至し、同七年十月北郷藏岐守忠能廟厚く崇敬を致し、北門に本地院と稱する密寺を建て、昇興法印を開山開基となした、然れども妖怪駆除止まず、同十三年祠官鈴尾重親を京師に遣はし、神祇管領長吉田兼治に請ひ、鑑八幡と改號した、明暦元年十月更に神祇管領長吉田に請ひ、兼落大明神と更稱、享保十一年正月神祇管領長吉田兼連より宣旨を傳へ、正一位の位階昇級あり、今神殿に掲ぐる、正一位の三文字額は、兼連の揮毫金彩燐然たるを仰ぐ。

寶
物
縁起書一卷 萬治二年己亥八月 三聖寺住職 楊厚撰寫

神位昇級書一卷

宗源 宣旨

日州諸郡

正一位兼喜大明神

右宣奉授極意者云々

享保十九年五月十三日

辨部伊吹宿禰奉

神祇管領句當長上三位行侍矣 ト部朝臣兼連

祝詞一枚

神祇管領具 ト部朝臣

一通

島津萬後守忠頼延寶九年二月書 長三尺三分横二尺

願文

へ遷座し、衆庶の便を策り累世崇敬を極め、薦時御神体衣冠束帶の御像、高さ一尺一寸三分外二体奉安せること、大正六年丙戌寅月二十四日、藤原忠相今之如く存する所即ち其像也と社記に見え（拜讀せざるに依）尙別當勝藏院建置せるあり、舊社地都島は傳へて神武天皇の宮趾なりと稱するも、當社の創立時に付ては今之を詳にせず、古代より須久塚（塚）大明神と稱し、明治二年今の社號に改め、同六年一月十二日村社に定めらる、同七年八月十八日現地へ遷宮し奉り、同十九年十一月廿五日社殿造替したのである。本社に對する傳説少なからず、郡城市荒武某が著せる地理誌に、郡城と云へる鄉名は宮古島より出でしものにして、宮古島は太古の都にして、恐らくも神武帝の御宮地なり云々とあり、又舊記に天皇狩野に御降臨、御年四十歳にして日向より起つて東征し給ふ、固より此地を距る幾程もなく、同じ宮居の一にして、初め此地に御座ませし、御舊跡を表はし奉らんが爲、土塚を築きて郡島と唱へるべし、且社號は舊と須久塚と唱へたり、是は樂塚なりしを古へ文字未だ定まらず、假名を以て書きしが故後世誤りしものならん、（下）尙同市坂木幕所藏の縁起を左に記し、併せて参考とせん。

須久塚三社大明神新縁起、附庄内郡城稱說

由來、須久塚者築塚（丘之體、塚之丘也）廟本稱三塚丘

須久塚者築塚（丘之體、塚之丘也）廟本稱三塚丘

須久塚大明神廟は、藤原封内日向國諸郡都庄内郡城丘下川西岸大橋少し北に在、塚丘高く築き古木森然、華表南向霞道北に登る、前殿三階拜謁の所、次に祝人神樂の舞殿あり、寶殿高欄雲幅深く闊中、三体の神靈木像を藏す、冠服者、執事、笏、牀、中に在るもの神武天皇の尊像也、自冠至、高長さ一尺一寸三分（曲尺）左側冠服笏を執て座す

る者、大臣公卿の像也、長さ五寸三分此二体を以て末社殿上人と稱す、三体を併稱して須久塚三社大明神と曰日本中古釋教流傳し諸明神を配せり、本地佛を以て因て皇像を阿彌陀佛と爲す、阿彌陀は漢に無量壽と曰蓋し神無實位萬世一統の義を以てす、配するに左像を以て爲三樂師と、蓋將相輔翼して亂を靖め民を撫うの義を以てす、焉に配するに右像を以て觀音と爲す、蓋賣家貞那萬世の本を以てす、焉に配するに廟の西に田を隔て日照山勝藏院あり、本廟の別當なり、山を日照と號するは、天鬼日照の德に象とる、院を勝藏と稱するは、勝軍地藏の號を略取し、天皇神武の威に象とる、毎歲月日邑家奉禮の供を備へ、邑内南北正祀人神應寺者衆祀人を率い來て祭祀の禮を盛にす、(御應寺掌事) 沢北御社掌事事、御應寺者皆越城古) 每歲正月邑家五社に拜謁し、明神を尊崇する其一也、都城の宗廟と稱す、文化十一年甲戌七月、宗室慶應公寺社奉行に命し(是) 僮に國中に令し、所在帝陵大社及小祠と雖きも、先公崇敬の所蘊記以て之を上り、是に因て本社築丘を以て皇廟と爲し、之を疏上す、其年十月五日寺社官巡行して都城に至り、本邑記録官本社尊像の圖を寫し以て之を上らしむ、因て京都佛工七條法眼、左京直傳弟子本邑大塔左近、庶貌に就き之を寫さしむ、舊像御体及侍官又久しく年月を経て、本質朽腐魔飾剥落、今左近寫す所の其体製舊像の如くにして、更に彩飾を施し、七條家傳の法の如くにす、若神廟を再興し築造此の如しと云、圖成て之を塵城に上り、其尊像裝飾別紙圖の如し、傳曰上古神武天皇の初日向に起り、都城の皇宮を此地に建、故に城を都城と曰、北郷・中郷・南郷。交界の所に當り、三郷を併せ稱して島津御莊内と曰、之を御莊と謂ふ、天京の稱、日本邑居を稱して莊と爲す、此洛

母智丘神社
由來 神格 社祭 山

中外の事也、天永・永祿・元間、神社を焼造せし棟上札記、皆島津御庄と曰ひ、之を島津と謂ふも、庄内の地(中)故に霧島の下霧海の津を曰ひ、之を島津と謂ふ、又島戸とも曰ふ、戸者海門の謂也。

(略)島の上に宮古島神祠あり、長火の爲に焚かる、今木を植えて記と爲す。

近古宮丸藏人道村なる者あり、都城に居る、是時島津忠久公五世、貞久公七男尾張守實忠公、觀應二年筑前金隈の軍勢を以て、文和四年十二月、足利尊氏莊内北郷の地を給ふ、(下)實忠公八世、頼岐守忠相公(中)乃千城北今地をトして丘を築き、廟を立て三体の神像を安置す、尊號を奉り須久城三社大明神と稱し以て神明の威徳を祈る、帝係坐位後題大永六年丙戌亥月廿四日、藤原忠相、曰く今の如く存する所即ち其像也、(下)文和十四年鹿城記録、奉行白尾氏島津御庄内、都城の縁由を上疏せしむ、故に前記する所を以て之を上り、今鹿城に上る所の二書を以て併せて之を記し、築丘新縁起と爲す、附するに三社神像圖を以てし、之を本社別當勝院に藏む、文化十一月日築丘古縁起、神寶及び大般若等は、火災に罹れり。

五十市村大字横市字母智丘原鎮座

縣社

豊受毘賣神 大年神

本社は、創祀の年時を詳にせず、往時より石碑稻荷明神と稱し、古く地方民の尊崇頗る厚きを致せる社である。

社地は丘陵の頂に在るを以て特尾と書せしを、後世に至りて母智丘と改書したのであ

境內神社
寶物

通店　各所よりの參拜道路を拓きて、賽者の便を策り、社下正面八町の道路兩側に、櫻樹を署植し、屢々自ら參拜して敬神の範を一般民衆に示せり、於茲に社觀大に整ひ居りしが、明治三十三年七月二十日炎上の厄に罹り、さしも壯嚴なりし往時の佛を失ひ、現時の社殿は、全三十六年二月の再興にして、其規模狹小なるも、祭時即ち四月二十三日の例祭には、遠く鹿兒島縣下並縣下各所より參集するもの、絡繹として絶へざる而已ならず、境域參道等に充満、賽客喧嘩、其盛況他に見を得ざる殷賑である。

明治四年四月四日鄉社に、同六年五月二十五日縣社に、累進したるは、是三島通庸が挙げたる詭譎の偉大なる力に與かりし所である。

種產兼神社　祭神　稚產靈命　明治三年稻荷石の上に奉祀したのである。

刀	一口	長	二尺二寸	無鉤
劍	一口	長	四尺三寸	無鉤
盾	一口	長	二尺三寸六分	無鉤

る、該頂上には巨大なる岩石多數累列せるに依り、一に石無禮又は石寺の名に呼ばれたのである、社殿の後方に二穴ある、左方を白御毛津、右方を赤御毛津と稱せり、往年同所に久保田賣樂院（現社司）（の裏先）鬼塚光明院交々祭祀を營み、神意を受けて庶人の祈願吉凶を判し、五穀成就諸病息滅、家中家畜の保護蕃頤に神驗ありとし、賽者少なからざる靈地なるを、時の地頭三島通庸が之を開き社殿を興し、木田九郎を鹿兒島より招きて祠官となし、神が、りに依り（人に憑りて神意）（を傳ふるもの）神託を受けしめ、祭神豈受祟竄なりと云、且誕生の靈跡と稱せり。

同　一ロ　長四尺三寸　無銘　明治三年五月ニ鳥道庸等造
明治三十三年の大火に其他の寶物焼失す

中郷村

黒尾神社

中郷村大字梅北字櫻之元鎮座
社格祭神

伊弉册命　火產靈命

本社地は、都城市に鎮座せる縣社神社の舊社地で、明治六年十月二十八日當地より御遷宮し、其址へ同年十月末日、木村大字梅北字黒尾に鎮座の社を遷座したのである、併し創建の年時を詳にせず、永和三年丁卯三月、舊領主島津氏久の再興に係る、明治六年一月十二日村社に定められた。

「三國名勝圖會」に、黒尾櫻梅北村隸貫現にあり、祭神愛宕、永和三年齡岳公勅請し給ふ、初め伊東・相良・北原の三家、薩・日・隅の城主凡六十三人を説ひ、北郷駿岐守義久が都城を攻む、永和三年二月中旬、齡岳公志布志より軍を發して來り救ひ、梅北天ヶ峰に陣す、時に西牛寺駒坊上坊をして愛宕に祈願し給ふ、敵と義原に戦ひ三月朔日より三日に及ぶ、敵遂に敗れて財部下財部村に退く、公利を得給ふ、故に愛宕を此に造営して、黒尾櫻現と稱せらる。

一説に實に愛宕神社の建立し在りて、是社に祈願し戰勝を得社殿を興せりと云へり。

本社には、漢式六朝時代鏡所藏し、建初以來の傳世品と云ふを以て、其由來頗る遠き

にあるを寫はるのである。

黒尾橋現建設に當り梅北にありし、醫王山新山寺勝軍院は西生寺の末真言宗の廢寺を再興し勝軍寺と改稱し勝軍地藏を本尊に勧請し以て本社の座主となせり。

金御嶽神社 祭神 金山彦神 金山姫神

本社は當村大字梅北字金御嶽に鎮座の所、明治十八年九月暴風の爲め、社殿破壊に付

全月合祀。

神門神社兩社 祭神 椿脛履神 豊磐脛神 創建は本社に同し。

中郷村大字梅北字早馬ヶ迫鉢屋

早 馬 神 社

坂内神社

由
來

社
格

無格社

不
明
(或は年之神が他村に同神を祀れる早馬天神あり)

縣保存の記錄に創立の由來不明と記せり、當村鬼東溝之私藏古書に、早馬天神御正体画述、延徳三年辛亥十一月一日(昭和六年を過る)又大永八年二月彼岸當田村(現時志田郡落のところ)

早馬天神尊像奉造立

且
那
源氏掃部正綱願主源太夫

永正十六年己卯九月二十八日天神宮社造

田畠氏廣綱大願主正綱

前記に依り延徳年間の創建にして、一小村の產土神として崇仰の社であつことが窺はる。

興五神社

中郷村大字安久字向原銀座

村 祓

猿田彦神

本社は舊と同村字宮岡に鎮座せしを、明治六年一月現地へ遷座と同時に、村社に列せられたのである。

創建の山來詳ならず、慶安三年庚寅卯月再興の記録を見、天文十年影造の木面二個藏するにより、本社の創立頗る古きを窺はる。

面 二個 裏に著宮大明御前

本顕主 源正綱

天文十年辛午五月二十五日

久受志神社 祭神 大名持命 少彦名命

本社は三井寺産主、二品親王の令旨に依り、僧の禪慶及長井解濟使の兩者、同村正應寺の守護の神として、仁安元年に創建したのである、爾來庶衆の尊仰厚かりしが、明治二年都城市大字下長飯、字西町小國神社へ合祀せしを、同七年八月二十日當社へ合祀したのである。

神門神社兩側に 祭神 楠磐彌神 樹磐彌神

本社に同し

中郷村大字豊瀬字田部銀座

村 祓

由 祓

合 祓

由 祓

年 祓

神 祓

格 祓

社 祓

境 内 祓

山 来 祓

御 年 祓

祭由
神來

境內社
山來

稻荷神社
社格神來

樟札
由來

大年神
創建年時不明、明治六年一月與玉神社へ合祀、同年十月復社、同七年二月二十五日村
社に定めらる。

神門神社二社 燐神 楊磐脣神 豊磐脣神
本社に同し。

稻荷神社 祭由
本社は元龜二年當郡庄内町大字安永に鎮座の社で、舊時山神大明神と稱せしと舊記に
見へ、明治三年庚午現地へ遷座し、同六年十月十八日郷社に列せらる。
「舊藩主島津家の記録」に

稻荷神社 祭由 五歳廿一步 十二月朔日祭
奉ニ再興ニ山神大明神御寶殿一字
元龜元年庚午曆月吉日
裏ニ奉レ移ニ山神大明神御寶殿一字
寛永二十年末霜月廿八日
奉ニ再興ニ山之神社寶殿拜殿一字

三股村

三股村大字樟山字松原鎮座

鄉社

豊字氣之神 大官比賣命 猿田彥之神

本社は元龜二年當郡庄内町大字安永に鎮座の社で、舊時山神大明神と稱せしと舊記に
見へ、明治三年庚午現地へ遷座し、同六年十月十八日郷社に列せらる。

本願撰陀羅寺大藏大工白敷

宮里大藏

前略 大摺越薩・隅・日三州大守島津左中將藤原朝臣・固薩摩守綱貴朝臣・北郷主將
島津筑後守忠智朝臣・同氏權十郎忠置朝臣・當城主北郷伴兵衛忠村・武連長久云々^タ
縦時 貞享四年丁卯八月彼岸

大願主 壱岐五兵衛源氏義堯

筆者 釋秀信 花押

奉修造山神拜殿一字

寶曆四年甲戌十二月二日

社司包章書

前記録に依り、舊藩時代領主の尊崇頗る厚き社たりしを窺ひ知らるゝのである。

山之神社 祭神 大山祇之神

本社は創立の山來不明、明治六年一月十三日同村大字長田へ鎮座の社を合祀せり。

日枝神社 祭神 不明

往時より山王と稱し鎮座せしを、明治七年八月今の社名に改む。

三股村大字宮村字畑ヶ田鎮座

村社

大年神

明治六年一月十三日村社に定められ、創建其他の山緒不明。

若彦神社 祭神 不明

森田神社 祭神 不明

御年神社 合祀社

境内神社

合祀社

神格

年神社

祭神

社

來山

合祀社

大年神

村社

御崎神社

山祭社

來格神社

右二社由諸不明、明治六年一月十三日合祀。

三股村大字長田字宮脇銀座

村社

大國主神

本社の創建詳かでない、天文十九年九月廿九日、秋九伊賀守外十八名が再興に係り、御崎大権現と稱し、領主の尊崇厚き社にして、社額高寄進、並に別當文殊院を付し、慶藩當時迄昌盛を極めし社であつた、明治五年六月現在社名に改め、郷社稻荷神社へ合祀、同九年九月廿四日復社したのである。

〔葛藩主島津家の舊記〕に

御崎大明神 祭神不明 木像三体

祭日 十一月十五日

祭米 八斗

祭田 一反五畝餘 百地

奉^ニ再興^ニ御崎三所大権現精舍一宇

前略 御顯主大指揮島津氏虎千代丸公・浪那小主君、木工尉藤原儀周、並太郎眞身
官保泰云々白

于時 天文十九年庚戌九月吉日

裏に 大宮司秋丸伊賀守、同善右衛門、同平七郎、源四郎、平山佐土守、走持常陸守
雨木野十郎左衛門、牧野安房守、細目對馬守、河野丹後守、兒玉平七郎、河内

マ(高妻) 神兵衛、信屋三郎左衛門、鶴彦兵衛、長谷場幸助、鶴與左衛門、兒玉清兵衛、竹田清左衛門、兒玉平右衛門、兒玉與左衛門、谷口但馬守、勸造衆家内安全 下略

天文十九年九月廿九日

奉二再興一御崎三所大權現御寶殿

大擅那 北郷主若藤原朝臣忠能

大官司 兒玉 勘解左衛充

千尋 慶長十三年戊申初冬日 敬白

奉二再興一御前社擅一字

大擅那 藤原朝臣忠能
當地頭 藤原久明

大勳達衆院並兒玉治右衛門・長尾與左衛門

奉二修造一棟上一字御前鬼三社大明神

前略 當國主若島津外記忠長公著、日州諸縣郡三萬石領國鎮守之故、建給也、次又當

所地頃川上四郎左衛門久與、當役者新納文四郎久利、別而當擅那殊大官司兒玉彦兵衛藤原行實 下略

千尋 寛文五乙巳二月七日より始同十九日成就畢

鳥居再興

寛文二十二年天二月十六日

棟札

新穂六所權現
奉二再興一新穂六所權現神殿並舞殿各一字
大摺主藤氏久統云々

木原主

代々神主伊豆守松前肥前守
南光坊

新穂六所權現
祭日十一月初酉日
祭田一反九畝廿四步

二十一石九升三合

一斗四升四合領主身

祭米

神体後銘
元和二年辰二月十三日

「舊藩主島津家の舊記」に、

新穂六所權現 祭神不明 神体木像七体

祭日

十一月初酉日

祭田

一反九畝廿四步

祭米

二十一石九升三合

神体後銘

元和二年辰二月十三日

合祀社由來

兒王隼人佐行路、早田早右衛門、落合南光坊、細山田右近、正曾原甚藏、大應庵住僧、宗宥

新穂神社 元當村大字足田字城内に鎮座の村社 祭神 落火瓊々杵尊 落火出見尊 鶴鷗草葺不合尊 木花咲耶姫尊 豊玉姫尊 玉依姬尊の六神。

本社の創建は、和銅元年舊島權現を勧請と傳ふ、當時より新穂六所權現と尊稱、永正年間伊東祐尹再興の舊記見え、明治五年六月現社名に改め、本郡西嶽町千足神社へ合祀、同九年九月廿四日復舊出願、同廿四年三月十六日、復社し大正三年九月八日本社へ合祀したのである。

萬治第三丙寅霜月廿壹

地頭 藤原久興再興

主取 伴氏兼貞正祝

千時時任市兵衛 蓬原治郎左衛門

上棟造立新磯六所権現宮一字

御願主藤原朝臣伊祐・同虎菊丸・並女大施主息災(略下)

當代祐賀仁女大施主(略下)

永正二年庚辰肆月十三日

願主山城國住俗六十六部

聖圓誠房

則宗

大日本國日向國島津御庄加持山村

新磯六所大權現奉^三造立社頭一字

惣捕那事 長倉保九郎

花押

當代官 藤原氏祐賢

肥前守新左衛門尉 後藤新兵衛尉

同 藤兵衛尉

後

本願主 山城國住六十六部

聖

圓 譲房

花押

干時永正十七年庚辰肆月十三日奉成就所也

守護忠相、忠親、當地頭成千代丸志願惣捕那蒲生式部藤原經辰代官蒲生篤後守

経家願主堅八郎右衛門、早田源兵衛

社地修補 三町二反内三町社地修補は所中より

ざ木面銘

龜
門
神
社
由
來
神
神
格
格
社
祭
社

火產靈神	興津彥神	興津等神	神職星敷下々尾數	一反八畝步	大宮司	時任三四郎
本社の創立不明なるも貞享年間に領主再興の記録を見る、因て本社の建立遠きにある を窺知せらるゝのである、明治四年一月社に列せられた。	同	同	中屋敷	一反四畝廿步	正祝子	時任直次
「舊藩主島津家所藏の記録」に	同	同	一反廿步	七畝廿八步	櫛祝子	久保岩尾
前略 三州大守左近中將源光久公、侍従綱貴公、御息忠竹公、敬神明大守故に修造 裏に 社寺奉行 新納五郎右衛門	同	同	八畝廿步	八畝廿步	樂所	潮尾瀬勝
貞享元年冬初起工、同年十一月廿八日工畢 下略 川上十郎左衛門	同	同	下々屋敷	上一反二畝八步	司	山田直右衛門
	同	同	上七畝步	二 内侍	一 内侍	
神門神社 兩側各一社祭神椿磐脇神 豊磐脇神 高さ各六寸背面に 三股村大字瀧池字瀧訪追鑑座	同	同	八畝廿步	十八年十一月十八日白雲書		

平時 享保元甲子十一月廿日

伊東形部左衛門下略

延寶五丁卯銀八枚申落

右銀一貫目 御寄進

合祀社

將軍神社 祭神 不詳
本社は同所に建祀の處明治六年一月十三日村社に被定同日本社へ合祀した。

神門神社 兩側各一社 祭神 楊柳福神 豊饒福神

右に 宣保二年壬戌

左に 正月吉日

久保彦衛門 藤原秀綱

参考 張生式土器と石器の残缺各一個延寶殿内に藏されてある、因て先史時代の遺跡地なるを説せらる。

山ノ口村

山ノ口大字宮吉字的野銀座

郷社

氣長足姫命 墾田別命 玉依姫命

本社の創建は傳に和銅三年と云、天文間年の兵亂に舊領主島津忠能戰勝祈願をなし歴

驗顯著なりしを以て、當姓、花木、高城御櫻木、等の土地神諱田として寄進並に祭米

國野神社
合祀社
由來
社格

寶
物

境
内
神
社

手法神社 祭神 不明

池尾神社 同 上

二社創立不詳、明治四年七月攝社となる。

鏡 一面 徑 三寸六分 菊花双雀文

刀 同 径 六寸

菊文透闇見の三文字三所に

二口 長 二尺一寸 無鉗 伸世古

四口 同 二尺五寸 同 同

一斗七升五合宛毎年祭料に供進せられ歴代藩主の尊崇頗る厚き社であつた、明治五年七月解社に列せらる。

「三國名勝圖會」に、的野正八幡宮は本社大隅國分正八幡宮なり和銅三年勅請す、往古三侯院の宗廟にして大社なりと云へり、正祭十月二十五日當社より申西方四町餘御手洗池の側に假殿を設け三つの神輿を守り下る是を落下りと云、中の神輿を第一と定め儀衛房式あり、大人彌五郎と呼んで朱面を被り刀大小を佩きたる一丈餘の偶人を作り四つ輪の車に乗せ十二三歳の童子衆多の人數にて行列の先に推す、上古大隅の隼人を征伐の古事なりと云へり、其儀衛の中多くの武具あるは北郷忠相當邑を領する時始むと傳ふ、往時流鏑馬あり、又二月初卯の日祭には田獣初めの謂として牛の形を造り華団の狀をなし及木刀躍あり、古來正月元日より八日の間神忌と稱し毎年高聲を禁ず下略社司龜澤某別當彌勒寺云々。

熊野神社

社 祀 神 神 格

合 祀 神

山ノ口村大字富吉字木上鎮座
村 祓 伊弉諾命 伊弉册命 像母津事解男命創建の年時を詳にせず、往時より熊野三所権現と稱し敬崇せる社である。明治四年七月
月村社に列せられた。熊野神社 祭神 伊弉諾命 伊弉册命 像母津事解男命 中郷村宇宮村鎮座の所、明
治四年七月合祀、同神社祭神同上、當村字花木鎮座の所、前同上二社に對し傳説あり
天保八九の比神体(立像)の目に射せしものあり、何人の所爲か不明、時に一塊の火本
社の造より寅方に向て飛び合祀社飛松熊野権現廟の邊に至つて消滅す(本社ご距離)其音
佛鄉機の毒きよりも大なり、土民神靈當社を飛び去て城松廟に至ると、是に於て修善
寺住僧忍性に請て其釘を抜き神樂を奏す、此日社山の上虚空に當て再び火魂出現し消
えること良久し、是神靈遷宮し玉うなりと。合 祀 熊野社は往時懸が幣を銜み來りて此の所の松樹に掛け置けり、其幣を以て神
体に奉祀したと(參照)山の口村大字永留鎮座
村 祓 伊弉諾命 伊弉册命 像母津事解男命

社 祓

南方神社 来 祓 神 神 格

社傳御名方命 八坂乙女命
此傳に和銅二年の創祀と云、往時は上下諏訪大明神と稱し、七月廿七日の夜民衆行列
をなして參詣す、的野八幡宮演下に次ぐ殷賑を極め、應仁元年弘治三年等の造営記

あるに依り創建の由來遡きにあるを窺はるゝのである、明治四年七月村○に定められると同時に今の大名に更めたのである。

株
札

奉ニ再興 謹訪大明神御寶殿一字

平時 正徳四年四月三日

大壇那 藤原御運長久

同

奉ニ再興 謹訪大明神一字
正徳六丙申二月廿七日

奉ニ修補 舞殿一字

延享二乙天極月吉祥日

謹訪大明神社 祭神 建御名方命 八坂乙女命 同村大字富吉に鎮座の所、明治四年

七月合祀、本社には八明應二年の上棟舊記に見え當年の創建なりし乎。

同名神社祭 同本村大字山ノ口鎮座の社なりしに明治四年七月合祀したのである。

山ノ口村大字山ノ口大門鎮座

村社

大名持命 少名彦命 天照皇太神 豊受姫命

當社は建武四年春、土肥平三郎實重が伊豆走湯権現の分靈を奉祀したのである。

實重は土肥次郎實平三代の孫にして、建武三年十二月五日畠山治部大輔に從つて日州三保院に來た、同院内福王寺の地を實重に與ふ、別當を建て、福王寺と稱し、因て地名となる、該寺は正保年間に廢寺せりと云。

高城神社
合祀社
栗島神社
大字山ノ口字一ノ波に鎮座せしを、明治四年七月村社に列せられ、同八年十一月合祀したので、創建は寛政元年己酉三月本村字木花居住山元金兵衛舊居所境内へ奉祀したる社である。

高城村

高城村大字大井手字櫻馬場鍬座

郷社

高皇靈神
郷社

當社の創立年次不明 木村大字石山に居住せし、権古氏間なるもの、自己の邸宅内に鎮座の社なること古來口碑に傳ふ。

記寶物の頃は、屢々戦亂ありし爲め紛失せしを以て徵證を得す、舊寶殿の柱に十六葉の菊花紋を社寶として保存せるものあり、是れ往時朝廷の崇信せしに依り、御寄進の遺品ならんかと考察せらるゝのである。
舊社號は石板大明神又平產大神と尊稱し來りしが、明治四年二月現時の社名に改めると同時に、郷社に列せられ、創祀地石山より現地へ移奉したのである。

寶物
春日神社
來格神社
山社祭

句 玉 二個 重量一匁七分 明治十二年本村朝日勘右衛門寄進、一は西村圓田シタ子寄進
御紋 六個 十六策を刻む番花紋なり

高城村大字大井手字春日前鎮座

村社

天兒屋根命 横津主神 健發鏡之命 鎌大神

本社は天德二年村上天皇御宇教明親、第三子、大納言が大和國添上郡鎮座の春日大明神の分靈を奉祀し、爾來領主並に民衆厚く尊崇し來りし社にして、明治四年七月村社に列せられたのである。

「三國名勝圖會」に、當社は村上天皇の御宇天德二年日州三侯院、高城東山の麓に勅諱し玉ふ、(下) 天文元年壬辰の歲、島津忠朝・北郷忠相等、伊東家、高城主將八代長門守等と不動街に戦ふ、時に春日山より白鳥二隻出て戦場の上に飛降る、我軍以て神助とし、奮戰大に敵兵を破りし故に、邦者深く畏敬して祭祀忘らず、同殿に佛像四体を安置して本地とす、(下) 明治二年二月の舊記に、其佛像當國に下せし時は五体なり日州那珂郡赤江の津に船着しが、此地春日社の領地なる故、釋迦一体を彼地に留て春日大明神と崇むと見えたり、春日宮の三字の扁額あり、往昔近衛禰自經過の時、手書して喜捨し玉ふと云、例祭九月九日十一月八日、當邑の總鎮守別當を東龍寺と云と。

寶物
扁額 一面 長一尺八寸五分 幅一尺二寸 春日宮の三字左直衛権中將島津齊宣公の真筆
短冊 二葉 文化五年五月六日左近衛権中將源齊宣者指所セリ

南方神社格

高城村大字穗溝坊字馬場鎮座

村社

建御名方命 八坂乙女命

當社は維新當時迄、諱詔大明神と稱せし釋社で源主並に氏衆の崇敬厚き社であつた、明治四年七月現社名に改め、村社に定められた「三國名勝圖會」に、天正十四年造立の棟札ありと記せり。

社藏古文書 一葉 末尾に左記あり

詩道極風堂原大應藏先合掌

授與重親成

天文廿二年亥丑十月五日

權少僧起法印□秀鑑考

繪卷物 一巻 巻末に左の年號を記せり

永祿三年庚申秋諸日 六十二歳考之

縁起書 一巻 巻末に文祿十四年九月舊改め破損に付寶曆五年瀬戸山小右衛門基改むとあり

棟札 天文十八年己酉七月

同 弘化三年丙午三月
大願主 正親子姓不明
婦士年寄 新親興三次

伊集院孫八郎 新親與十郎

下略

熊野神社格

高城村大字石山字新地鎮座

村社

南方神社	格	長野神社	祭	山島神社	祭	伊弉諾命	伊弉册命
社	格	社	祭	社	祭	伊弉母津事解男命	
村	社	來	神	來	神	創建不明	明治四年七月村社に定めらる。
社	格	神	社	格	神	高城村大字有水字辻鎮座	
不詳		大山祇神		大山祇神			
冲水村		伊豫の豪族勤王家、河野・越智の二氏當所へ下落住するに及び建立せり、然し其年時 を明にせず、明治四年七月村社に列せらる。		伊豫の豪族勤王家、河野・越智の二氏當所へ下落住するに及び建立せり、然し其年時 を明にせず、明治四年七月村社に列せらる。			
南方神社	格	「三國名勝圖會」に、大永二年再興碑札を藏したりと、因て本社は其創建の古きを廢 はる、明治四年七月村社に定めらる。		「三國名勝圖會」に、大永二年再興碑札を藏したりと、因て本社は其創建の古きを廢 はる、明治四年七月村社に定めらる。			
沖水村		高城村大字四家字菱野鎮座		高城村大字四家字菱野鎮座			

冲水村

沖水村大字高木字諏訪原郷座

伊豫の豪族勤王家、河野・越智の二氏當所へ下落住するに及び建立せり、然し其年時
を明にせず、明治四年七月村社に列せらる。

「三國名勝圖會」に、大永二年再興碑札を藏したりと、因て本社は其創建の古きを廢
はる、明治四年七月村社に定めらる。

伊豫の豪族勤王家、河野・越智の二氏當所へ下落住するに及び建立せり、然し其年時
を明にせず、明治四年七月村社に列せらる。

「三國名勝圖會」に、三島大明神宮原村にあり、越智氏・河野氏・豊州より下着して
貞治三年建立すと、再興の碑札に見えたり。

本社の創建は此時なるべし。

高城村大字四家字菱野鎮座

大將軍神社
羽山神社
林田神社
祭神格來
祭神格來
祭神格來

然山神
來神
來神

境内神社

建御名方命 八重事代主命
創建年時を詳にせず、往時高木主水なる者此地方所領の祭氏神として建立したりと傳
ふ、明治六年一月十二日村社に定めらる。

神門神社祭神 楠譽福神 豊磐福神

本社山來に同し。

小坂神社 祭神並に由縦不明。

沖水村大字高木字赤坂銀座

無格社

不明

同村大字同字中島銀座

無格社

大宮都姫命 羽山戸神

前二社は創立其他の由來不明。

沖水村大字金田字宮原銀座

村社

伊弉諾命 事解男命 速玉男之命

創祀の年時不明 往時當地の禪慶紀源氏京都某社の分靈を奉祀し、同家累世祭祀を管
掌し來りたり、明治六年一月都城市旭丘神社へ合祀、同七年二月二十五日新地へ復社
したのである。

				境内社
日枝神社	祭神	大山祇命		
山來	仁安二年子二月、高島狹野より遷宮したりと社記に見え。			
甲冑	二附	黒機由來不明		
刀	一口	長二尺三寸二分 無銘		
幣	一本	林田熊野三所靈現ト刻銘		
				「舊領主島津家記」に
				熊野三社禮現
祭神	紀州熊野大神			
神体	木像			
例祭	十一月十三日			
祭田	七畝十八步	免地		
奉再興ニ北鄉今平熊野大權現寶殿二字				
前略	干時天文十三年甲辰霜月十三日			
社地	二畝十歩	内社山二畝		
修補の儀は代官司より仕來申候				
沖水村大字川東字宮元築庫				
不詳	當村早水神社祭神の弟神と傳			
村社				

山 譜

境 内 社

本社の創建年時を詳にせず、延徳二年領主北郷誠岐守數久再興と記載せる記録を藏せ
るを以て、其山來頼る遠きにあるを察ひ知らる。延徳二年は今を去
上代より本社の祭神は早水神社の祭神髮長姫命の弟神にして、乙戸大明神と稱し、
(乙戸は弟の字よ)早水神社御神体の御衣替を三年目に之を行なひ、之を乙戸神社へ譲り
(リ轉賣したと云)同社の祭神に着衣せしむるの恒例となり居り、社人は早水神社へ參社して拜受し、
之を乙戸神社の御神体に着御せしめる事萬時の如し、髮長姫は應神天皇の妃に召さ
れし爲に、弟神は御馬廄の監視に任せられしを以て、社を營み之を奉祀し、後世馬
の靈の神と庶民厚く尊崇せる神なり云々。

兩側に神門神社 祭神 摂磐羅神 豊磐羅神

山 譜 本社に同じ。

三郎衛門社祭神山下家祖兄弟の靈、由緒永祿三年庚申八月、山下勘解由作兼代再興した

神領高 八 斗

神領高 八斗八升

奉三再興乙戸三神大明神鳥居一字
元祿十六年三月吉日 川南衆氏子結縁白歎

棟 札

寶 物

鏡 一面 徑 三寸八分 種波寶草文

鰐 口 一個 径 一 尺 貢草奉文

冲 水 神 社

沖水村大字郡元字池島頃座

山合祭社

來殿神格

村社

應神天皇・髮長姫・諸縣君牛諸井
宇佐神社・祭神・應仁天皇・玉依姫命・神功皇后

本社は延喜の山來を詳にせず、舊藩主島津家の記録に、天文十二年癸卯十一月十二日再興とあり、領主並に庶衆の信崇頗る厚き社にして、明治七年二月廿五日村社に列せられたのである。

『島津家記』に

早水村・早水大明神・祭神應神天皇・諸縣君大人諸井・髮長姫と申傳ふ。

神體	木像	三体
祭日	正月中卯、三月三日、九月九日、十一月卯の日四度	
祭米	三斗八合	領主藏米より渡す
神領高	二石三斗五升三合	
祭田	九段一畝四步	免地

奉三謹再興・日州島津庄

早水三所明神御寶殿一字(略下)干・爰大且越北鄉主君・島津護州太守・藤原忠相・左金吾尉忠親・抽丹綱以修造(略下)

今月吉辰遷宮舉

干時 天文十二癸卯十一月十二日癸巳

大權那・島津忠相並忠親白

代官　土持主税助綱一
鬼塚太夫　堺市右衛門尉
大官司　家永次郎右衛門
本願　重圓横律師
御修補は領主より

上代九月九日祭迄下り有之、守護奉拜永歟の初迄は見物の爲め棧敷を設けたりとある、餘興は賑やかかつたと見る。

前神二社神体　不明　木像　二

奉棟上造立前神王八代一字

爲三當大權那藤原朝臣北鄉讃岐守武運長久二略下

當庵主

同

伊勢太夫

鬼塚平右衛門

下

時下

正視子

部

星

敷

坊

笠野靜馬

藏

所

坊

柳田勇

一

内

侍

内

時

勝

時

九畝廿八步

正

視

子

時

九畝十六步

二

段

十五步

時

九畝三步

五

段

三

步

末社池ノ王小祠

御修補は領主より

以上

稻荷神社
境內社
池大王神社 祭神 山緒本社に同し。
神門神兩社 祭神 横磐御神 豊磐御神

寶物
鏡一面 條三寸二分
面四個

沖水村大字郡元子白柏子鏡座
(第四版)

村社

豊受姫神 大宮姫神 猿田彦神の三神

本社は島津氏の祖忠久公が、源賴朝公より薩・隅・日三州の守護職に任せられ、薩州出水郡山門院へ着任したのは、建久七年八月二十三日であつた、其後日州へ移り、領所を庄内と稱し北郷村大字安久へ居を構へ、堺の内御所と稱へた、後又郡元観吉へ本居を移し、観吉御所と稱呼した、初住の地安久には、八字島津民部大輔と稱する豪族が居住せしに、忠久公入所後土佐へ移住し、忠久公は島津民部の舊稱を襲ひ、島津判官忠久と稱號し、之を不朽に傳ふるに至つた、居館を島津殿又は島戸と云、或は郡元とも稱したと云(稻ノ内御所観吉御所諸説あり)

稻荷神社は、観吉御所を西方に距る十町の地にして、其創建は建久八年丁巳九月七日着工、同十九日鎮座遷宮式舉行し、當日を以て年中の大祭日と定め、今に此の日を奉祭施行して居る。

忠久公は攝津住吉の地に生る、同所稻荷神の庇護あり、成長後同神を深く尊信し、因て此地に社を建立し以て氏の神靈を崇め、歷世領主の尊仰淺からず、祭事領主直參

父は代參を恒例とせし、其事歴顯著なりとす。別當和光寺を草創し、山號命婦山と稱した。空海が山城藤の森に稻荷社建立、和光寺を建て、別當となした。忠久公は此社の靈験加護ありしを以て、社寺を起し稱號したのである。神領高の如きは、慶長十七年七月に二百三十石、和光寺八十石とありて、其盛大なりしを廢はる。併時運の轉換に依り、降て元文元年には、神領高五十三石、和光寺二十石に減せしも、其崇敬に至つては領主始め近聞遠鄉の民衆四時賽拜、既往今來毫も異なることなし、社藏山緒左に略記す。

奉ニ再興ニ九社大明神、忠久公已來第三度再興建立すること次の如し

建久八年丁巳九月二日斧立、島津忠久公創建、第二度再興、天文十四乙酉年九月二十二日柱立、同十七日成就、島津忠相公・忠親公・忠豐公
第三度再興、久照公・久弘公・斧立九月二十二日、同閏九月二十三日柱立

干時 享保十四己酉年

座主	横都師	恵澤十三代住
大宮司	細山田濱左衛門	
同	中原勘兵衛	

當地郡元稻荷大明神山緒、御先祖忠久公御事
右大將領朝公より日向、大隅、薩摩三國の守護に任せられ、建久七丙辰八月二十三日、薩州出水郡山門院へ御下着、其後島津御庄に御移り、日州庄内と稱へ、島津の根據地を郡元と爲、申由、庄内南郷の内安久堀之内に御在住、同所には八文字民部

大輔殿御住居にて、島津民部大輔と云、八文字殿には其後土佐國に移りしを以て、島津利官忠久と稱した、建久八年丁巳御所を祝吉と改め、忠久公は攝州住吉に御誕生、時に御產神を島津に御祝はれ、同年九月七日午の日、稻荷柱立、同十九日午の日御還宮參拜、己後九月十九日を祭日と定め、寶殿の棟に十文字の御文有、同年十一月座主寺を御建立、命姫山正覺院和光寺と號す、寺社建立を了へ、島津祝吉に被成故、島津殿と云、其後御名字を島戸と改め、稻荷の御立所を都元と云々。

右の外に、都元上ノ坊に、文明十六年申辰開福寺建立、本尊阿彌陀如來、同所に聚養寺應永十五年戊子造立、本尊阿彌陀如來、同院へ安養寺、天文十四年乙巳十一月二日建立、當家八代謙岐守忠相修造、其以前寺は火災和光寺を失ひ元龜三年七月八日、和光寺住持明遍、山城の國藤の森稻荷の宮の座主寺、愛染寺に至り稻荷の縁起を書寫す、天文十一年乙巳十一月二日當家八代、謙岐守忠能修造の被札有之云々。

慶長四年六月伊集院源次郎忠真叛く、大守忠恒公出馬、翌年三月十五日庄内平定云々、願成就御參拜、太刀、神馬御寄進中書供奉

年中御祭十二月二十八日、注連下正月元日御參、同初午日御參拜

正月十三日御本地の内鬼沙門修正、三月朔日注連下、同三日御參拜

五月三日注連下、同五日御祭、八月十三日注連下、同十五日御參拜

五月十七日注連下、同十九日御參拜

十一月中の午の日御參拜、同二十八日荒神社參拜にて、神領高二百三十石、忠能代

慶長十七年七月、神宮司藤原越前守に、細山田大藏左衛工申付

高六十石、持永權兵衛に、中原兵部へ申付

御分國中四引一、上村又勘落にて二寺社領役々相渉、又は無領と相成候得共、稻荷宮は別て、御由緒之神社故、今に社領五十三石餘にて御祭相調、(略)當家別て崇敬

年中數度の直參已上、元文二年十二月御申つたへて、右之通定紙相調寫

右本書相古びたる故、文化八年辛未七月十四日改置也

(原文次第多きを以て改訂せしめり)

境內社

無格社・命婦神社・祭神・倉稻魂命・山緒本社に同し。

御年神社 同 大年神 若年神 御年神

當村大字川東字茅田より明治二年遷座創建年時不明、合殿賞輪神社・祭神・高
嶺神山緒創建年時不詳、當村大字川東、字白山前に奉祀せしを、明治六年一
月合祀。

兩側神門神社 祭神 摺磐唐神 豊饒福神 山緒本社に同し。

棟札 一枚 建立山米記載あり

一面 徑 五寸六分 八稜鏡

鏡 同 五寸五分 圓形無紋

刀 同 五寸五分 慶長十七年七月有田久七等造

一口 長 一尺八寸 無銘

中 原 半 藏

誠

訪 神 社
社 祭 物

志和池村大字野々見谷字古城鎮座
志和池村大字野々見谷字古城鎮座
志和池村大字野々見谷字古城鎮座
志和池村大字野々見谷字古城鎮座

建御名方命 事代主命
社記に應永年間の創建と傳ふ、明治四年四月本郡庄内町、誠訪神社へ合祀、同八年十
一月廿日復神したのである。

山緒卷物 一巻 末に天和三年己亥八月吉日
盆 補 一尺五寸 清原信成書寫

徑 一尺五寸
裏に奉寄進野々見谷誠訪

朱書 文明十五稔みづのと 三月初八日
願主 郡友太郎耶列代

志和池村

燈籠	同	同	同	同	同	同
短冊	同	同	同	同	同	同
鑑	九個	二尺一寸	同上	元興年間中興左衛門寄進		
縁起書	内一箇は承和五年正月十五日在路					
木像	同二箇は古筆創建當時の作の如し					
燈籠	一個					
短冊	一個					
鑑	一個					
縁起書	水記に記載せるもの伊文明六年兵火社家中原氏のを寫す					
木像	鎌倉製爾作にして古が如し					
燈籠	一個					
短冊	三個					
鑑	一個					
縁起書	蓬萊院之書 島津左近侍中勝齊寔文化十四年四月兩書同氏寄進					
木像	島津左近侍中勝齊寔					

甲 冠 二領 黒威傳來品

志和池村大字上水流字野首鎮座

科長神社

科津彥神 天水分神 科津姫神 國水分神

當社は元祿六年正月十日創立勧請した社である、明治四年七月村社に定めらる。

刀 三口 長 二尺二寸 二口三一尺八寸 傳世物

甲 冠 二領 黒威傳世物

水流神社

志和池村大字下水流字中間鎮座

無格社

建御名方命 事代主命 埼山姫命

創建の年時詳かならざれども、應永年間の勧請と傳ふ、天明二年壬寅八月再興の記録あり、明治四年二月庄内謙訪神社へ合祀、明治十二年九月十一日復舊遷座す。

縁起書 一巻 宣歷十二年十二月吉日書

刀 一口 長 二尺八寸 直刀但焼組

西嶽村

西嶽村字宮の前鎮座 (第七)

千足神社

天津彦火瓊々杵尊 木花咲耶姫尊

天津彦火出見尊 豊玉姫尊 騎草薺不合尊

玉依

村社

姫尊

本社は創祀の年時を詳にせず、慶長八年火厄に罹り、舊記實物の類鳥有に歸せしと雖
さも、舊領主島津家の舊記と、社藏御神像等に依り、其創建頃の遠きにありとす、古
來安永邑五社の一として、厥代領主を始め、頗民厚く尊仰の大社であつた、千多羅寺
六所權現亦世足志權現とも書稱し然るに廢藩當時一時神佛に對し、敬崇の念薄らかん
とするの傾向に際し、格の上下を考慮せざるに因り、漸く村社に定列せられしは、明
治三年三月二十五日である。

「舊領主島津家の記録」に

安永西嶽千多羅寺六所大權現

祭神瓊々杵尊木花咲耶姫尊火出見尊豊玉姫尊賛不合尊玉依姫尊

神體木像十三体

祭日正月元日、二月初酉、九月九日、十一月初酉

祭米八斗七升八合領主藏米より渡

祭田一町十五步免地

社領高五石五斗九升八合

奉^(前)再興^(後)日州諸縣郡千多羅寺大權現御殿再興^(前)火候而一時燒土矣、雖^(後)然神體出下復有^(二)端相^(一)而從大廟中^(上)^(下)都主藤原忠能公

慶長十三年戊申十一月吉日

法座地奉印主顕行外略
織大曾都眞海
善財坊祐忠
北鄉善兵衛尉久榮
小杉丹後入道源重頼
土持右馬助田部重綱

贈奉行

知覺三河守久貴
河合藤左衛門尉勝重

内藤勝右衛門尉利盛
外略

當社往年よりの祭式の儀舊記に

正月十一日領主の代參

前年二月祭の神酒賣殿へ罷置、代參人に走むるも由來不明

二月初酉日祭料免地領主より付置

九人にて遙合、免地配付、當列の通り祭相納申候、此地の儀先年支配入竿入の節、竿入難くして田面廣範なり
十一月初酉日祭料として、免地四段程付置かれ、當日祭の諸師大宮司より調へ、牛の
赤備庄内にあり、春祭に五穀を育つる作法と云ふ
衣は正月に暮は九年目に交替

祭祀料米は領主蔵方よりなす

千多羅寺機現銀納米 五石四斗五升一合

内 三石五斗八升四合 但 二月田の内

同 九斗九升二合 同 年十八節祭米

同 八升七合五勺 同 霜月田の内

同 八升七合五勺 同 霜月田の内

二月初酉の祭事、權現領二月田とて右九人より巡番祭祀調用

四月初寅日酒開との儀有、二月廿九日、七月七日、八月朔日

九月九日節句祭、同月十五日、十一月初酉日冬祭、其他節祭神酒上

志行寺崎、辨濟使、中村
右三家代々神事相勤來、志行、辨濟使は總肝煮

當社は安永村五社の一にて、當家元祖資忠已來尊崇す

前神ニ社 木像

山王社 燐神不明、社体木像十三体

若宮社 同 上 同 上 十五体

神職尾敷 一段二畝十五步 大宮司

一段二畝廿三步 正親子

七畝十八步 田山里

一段一畝十九步 宮左多

侍侍記膳宮

荒武神社

祭 神格

山 來

修補は領主より
西嶽村字吉野鍋屋

天津彦火瓊々杵尊 木花咲耶姫尊 天津彦火出見尊 豊玉姫尊 鶴草葺不合尊 玉依

非公認 無格社 姫尊

本社は村上天皇朝、應和三年癸亥年、天臺宗の僧性空上人四方門設、南門不動堂・行

者坊・金剛院明觀寺を創建し、鎮守の神、荒武六所權現を寺境域に建立し以て荒武六

所大權現と稱したのである。

鳥羽天皇の天永三年二月二日、霧島山大噴火し、頂上の逆鉢摧断飛奔、同山中不動石

に落下し、同所に其體奉安せしを、後年本社へ移して、神体に併祀したのである。明

治初年廢寺と共に、同村千足神社へ合祀、折先の鉢をも移奉したるに、舊社を距る五

町の東方一小堂へ遷祀したのは大正十五年である。

「三國名勝圖會」に、(略)性空上人明觀寺を建るの時、當神も同じく造立し、霧島山

の南門とす、古株れは火災に罹りて焼亡す、寶德四年・弘治元年再興の神社あり、祭

祀九月九日。

「舊領主島津家記」

荒武權現社 祭神 伊弉諾尊 伊弉冉尊 天照皇大神 忍穗甘曾 遷々杵尊 出見尊 蒼不舍尊 鶴余彥尊の八神(現今の祭神と相違する)神体は霧島鉢の折と傳、臺座は

應訪神社
山 祭 神 神
合 祀 神

社
札

南泉院寄付と云

祭日 十一月二十五日

(前) 記文消滅して讀を得ず、施主藤氏之女清淨之誠、以擲ニ金銀ニ而新修造、藤氏者前
典駿島津以久公是也云々 (典駿は佐土原清羅である。)

維時 廉安二白龜集己丑二月廿五日

當座主 法印權大僧都忠盛

裏に 孝如品銀子二百匁者 本願施主

米粒二解二斗五升者 同氏女

前駿大守藤原忠能公之座中寄進也

鳥居 當明觀寺二世智空代始て建立と云

庄内町

庄内町大字安永字諫訪原鏡座

村社

御名方社 事代主神 天忍穗其命 建御雷神

文和四年舊領主北郷實忠・創建勸善の社で、爾來領主並に民衆の厚く敬崇の社であつた、天文年間領主忠相・忠親父子より神馬の寄進、貞享年間再興、歷代領主の參拜神領高を寄せられ、明治三年村社に定められた。

麻島神社 祭神 廻御雷神 明治三十五年三月一日同町鏡座を合祀す。

「舊領主島津家記」に

安永前川内諭訪大明神 祭神 廻御名方命 事代主命

二 神 神体木像 男女各一体

正 祭 祭七月廿八日、外十七月廿七日

米 祭二十石八斗一升余

高 祭三十斗二升

同 祭一斗八升

東 所 若松藤左衛門

正 内侍 萩原民太
裁原民太
太
偏

二 内侍 潤戸口三四郎衛門

每年七月廿八日正祭に付、領主より鐵流馬一騎

領説訪大明神 左右に六月一日

當家元祖資忠の勧請、天文年中忠相・忠親・父子より神馬二匹寄進、寛永年中忠能・

久直・社參・貞享年中久就代參、天明年間久倫社參

奉再興・諭訪兩社大明神御寶殿一字

(下)當神社者、北郷氏先祖の勧請(略)今月廿二日吉日を機び謹て遷官(略)

草保三年庚亥十二月二十日

北 郷 主 君 藤原朝臣島津忠相並忠親

北 郷 延 久 北 郷 久 隆

本願勸進法師

豫州道前香國寺住持重圓教

棟札

新茲北鄉祖先參詣、鹿兒島諭訪御寶殿稱首再拜之時、自、殿上驛降下、即載輔佐來後、於安永村一靈廟創立安置、(下)享祿三年北鄉主君謹岐守藤原朝臣島津忠相肇建立之、天文廿年北鄉忠相、並一門之一、次郎久朝發願して再興、北鄉左金吾時久入道

一雲齊、同彈正少彌忠虎崇仰(下)

告天正十一歲癸未七月廿四黃

(前) 並源左衛門尉觀有御伴而肥後隅本御番地

大權那 敬白 右 衛 助 忠 家

見資藏東岳雙誌稿

當座主

文珠院樞津節重秀

高城道雄住伊彌阿彌

山内佐渡守藤原義盈

同名左衛門尉藤氏秀信

竹井甲斐守藤氏秀武

大河原備後守藤原兼義

中原房波守藤氏盛昭

河野備前守越智氏清通

社地 二 反 内八畝 神職屋敷

七反九畝十三步

秋 水 左 京

古史成文 二冊 由來不明
刀 一口 長 三尺五寸 由來不明

「三國名勝圖會」に、當社は當邑主島津氏の祖、(或云元祖)鹿兒島諏訪神社に參詣する時に社旗より縁起來て其基の袖に入る、某邦受す、既にして北郷に至る、(北郷の地図)安永の人、石川某唯原(安永)に出迎ふ、廻ち石川に命じ彼郷を以て神體とし、諏訪大明神を崇む、石川を以て祠宮とす、社内に樟板二枚あり、其一は諏訪上大明神、其一は諏訪下大明神、皆慶安五年六月一日と記す、北郷氏世々崇敬して、修復等の棟札多し祭記七月廿八日、鏡流馬を施行す、今の祀官は秋永氏、別當文珠院といふ。

庄内町大字安永字宮原鎮座

豊幡神社

山 祭 社 格 神 来

村 社

應神天皇

本社の創建年時不明 往時、三保院志和池城内に祭祀し城内八幡と稱し、年代不詳現地へ安原権現の末社として移奉したこと島津家記に表はる、を以て窺知せらる、明治三年四月村社に列せられた、舊領主島津家記錄を左に

安原権現末社

八幡

祭 神

神體木像

寫製奉ニ再興一八幡大菩薩雲洞一字

棟札

前大僧越禪氏著英尾張守數久所願下願主三郎四郎

大工 李左衛門尉 鋼治 太郎 三郎

子時 明應九白庚申雪月七日

一面 圓形徑四寸無紋 由來不明

山田村

大字山田大橋崎嶋座

(第五)

山田神社格別祭

村社

月夜見命 上筒男命 中筒男命 下筒男命の四神

(註)の祭神は六神で神名も異つて居る、明治四年都城市上長坂町小瀬神社に譲祀したものであらう。

「舊額主島津家の舊記並、三國名勝圖會」に、祭神彦火瓈々杵尊、木花咲耶姫尊、彦火出見尊、豊玉姫尊、鸞鷦鷯不空尊、玉依姫尊の六神を見る、依て往時は以上六柱なるを知らる。

當社の創建年時を詳にせずと雖きも、諸書に現はるゝ所、嘉慶三年上神云々(嘉慶三年にして、昭和五年を)元弘三年奉獻の手水鉢、(元弘三百には今を去る六百一年前)等に依り、其創祀頗る古きにあるを窺ひ知らる、尙當社は寛島六所權現の外に、六所權現二所あり、其一は安永華舞權現とし、當邑内の大社にして宗廟たり、古來鎮主並に領民厚く尊崇せしに、明治四年都城市上長坂町、小瀬神社に合祀し小瀬神社と改め、同八年現今の社名に改稱したのである。

社に藏寶せる華字の掛軸は、舊領主島津の代、文政の初近衛左大臣信尹が、豐臣秀吉の意に梓りて、大隅國へ下向の途次、當社へ止宿せられし際、華の一字を揮毫し、代官司柱木丹波を召して奉納せしめしもの、今尙社寶として所藏せり、當時信尹に給仕せし其子弟、永く本社に奉仕せりと傳ふ。

本社は歴代領主の崇敬尊かりしこと、島津家所藏の記録に依つて窺はるゝのである、即ち左に之を載録す。

「舊領主島津家記録」に

一 男神体 木造立像 高さ一尺三寸五分

一 女神 木造立像 高さ一尺一寸

本社の神像は前記と現時は異にして左の六体を奉安せり参考に附記す

一 男神 木彫座像 高さ一尺三寸五分

一 同 上 同 一尺三寸一分

一 女神 木彫座像 高さ一尺三寸

一 同 上 同 上

一 同 上 同 上

右本祠の右脇祠の内に

一 神像四体 高さ各 六寸 名不知

上棟奉修造山田六所大権現御寶殿一字

右志越者奉爲金輪聖皇天長地久御廟圓滿(略下)

嘉慶三年己巳二月廿五日

大願主 地顯
引頸 草部光長
大工 小工省略

奉三再興華舞大權現御祠一字

夫以權現者本地靈爲法身如來於山田村顯華舞大權現略下

音 永正十三曆龍集丙子霜月初八

奉造立華舞大權現御寶殿一字

大願主 帝釋天王

諸大權那藤原朝臣久和公御息災延命武運長久御子孫繁昌領內安全營地顯久守息災下
時萬治三穗庚子紫月吉祥日

有田民部左衛門尉重貞
安藤勝助

奉三再興華舞大權現之御祠一字
記事略

元文二丁巳年十二月吉祥日

吉祥院現住

惠

照

奉三再興華舞大權現之拜殿一字

吉祥院現住

惠

照

元祿三年戊午十一月吉祥日
奉ニ再興ニ華表一字

享保十四年巳午九月廿三日

外に文化十四年の様札あり

二基 正徳二壬辰正月 一は寶曆二年

二月初酉日、五月五日、九月十八日、十一月初酉日

五斗四升八合 領主藏米より

一石七斗七升五合 領主より取付

一反一畝歩 発地

四畝十一歩

上の穀二斗七升 大右衛門

鳥居の前

一下今田 一反一畝廿八步

穀三石一斗二升 ウキ兵衛

寶永十一年高帳

一高 一石八斗五升九合

一當時高

一高 一石八斗五升九合

華舞領

大官司 分

正祝子 安藤 左 賢 領

權 祝 子

是井川内持永佐市

同 一斗八升六合

高 八斗一升

一斗八升六合

高 八斗一升

寶物

境内社

刀	甲外に錐石 一口長	同	三斗二升二合
	二領 (石器時代のもの)	同	三斗二升九合
	花威がある	同	三斗六合
	傳世品	同	三斗六合
	三箇所藏	上	天文十戌歳九月廿八日 敬白
	一は信國 二は福平	上	表紙に 山華舞宮安置伴氏兼長
	一面	建德二年卯月十六日 同二、天七日、同二、卯月廿八日 敬白	大般若經
	徑六寸七分	建德二年卯月十六日 同二、天七日、同二、卯月廿八日 敬白	面

「島津家記」に、神像彩畫裏銘
奉寄進爲信心大檀郡主桂木主祝助祭延 (略下)

寛永十九年壬午二月十一日

(略)

頤

主

敬白

正樂 派侍市
敷司 須左衛門

熊野神社
祭格社
山來

手水鉢 金石文の部に記す

「三國名勝圖會」に 塩北村神社宮へ奉納の大般若經一部の卷本に嘉德二年卯月十六日善之了 一枚馬津山田
華嚴宮安置と書す。一卷末に嘉德二年卯月廿八日表之一枚義紙に山田夢舞宮安置作氏筆
長と記す是最初此華嚴宮へ寄進せるものなるべし神柱神社にハ奉藏す併前文を見す

山田村大字山田字坂ノ上御座

無格社

天津彦火瓊々杵尊 木花咲耶姫尊 天津彦火出見尊 豊玉姫尊 鶴鷦草葺不合尊 玉
依姬尊

本社の創建に付ては不明 元龜年間、菊池の支族北原氏、伊東氏と鬭争に際り兵變に
罹り造営するを得ず、小祠を建て、奉祭せしに慶長年間に屢々疫病の侵す處となり、
此災を祓はんため社司安田權守、修驗者鬼塚源之坊に懇請し 天照大神、豊受姫尊
伊弉諾、伊弉册の四神を會祭するに至りしと傳ふ、明治六年一月二十三日山田神社へ
合祀、同十五年十二月五日復社遷座したのである。

「島津家記」に、熊野櫛現

神体鉢 修業門 櫛現山に在

右脇に本地辨財天 高さ七寸五分 毛際造

右 藤 阿彌陀如來木像座 高さ七寸五分

二体の銘に 延享三丙寅十一月吉日

佛師 施主修業材 名顕新右衛門

中原國良坊牛之助住

奉三再興一修業六所大權現拜殿一字

寶曆六丙子歲十二月十七日

吉祥院現住

惠

照

免地 中田 六畝十三步 稲二俵一千一升

已上

山田村大字中霧島字宮ノ前御座

非公認 無格社

天津彦火瓊々杵尊 本花咲耶姫尊 天津彦火出見尊 羅玉姫尊

姫命

本社は後村上天皇の正平七年(元年)島津忠宗の六男貢忠筑前金蔵の戦功に依り、庄内

北郷三百町に封を受け、十二月十二日入所後霧島六所権現を勧請し、領内鎮護の神として歷世深く尊崇し、遣使並に神頭高の寄進あり、明治初年廢藩に當り神頭高返上辛うじて一小部落民の祭祀する所となつて居るのである、本社に関する舊記を左に

「舊島津家記」

安原權現

八斗二升八合

但領主藏方相波候

祭米

二段歩

納米一石四斗二升一合

上納分但免地

棟
札

奉ニ再興霧島大権現靈祠一字

(本文略) 文龜二天開基王戊 玄津小春好日

代官 藤原氏主篤

大官司 草壁氏國光

正祝子 藤原氏守吉

奉ニ再興一日州北鄉内安原大権現本堂一字

夫安原大権現舊霧島山の社末六所の一本地觀音之乘勝此内の一尊也社堂荒廢久矣

千時 畠州信濃津重間再建 天文九庚子十子十二月十有三日(略下)

大権現 郡主君 藤原朝臣島津忠相金吾尉忠親

本願主 沙門 権津師重圓

天文九年庚子十二月吉日

北鄉 信州久鉢 並 北鄉 久基

財部筑前守盛住 檜那 大河原兼宗

奉造立霧島善王一字

右越意者護持主藤原氏女貞御歲(略下)

慶安元戌子九月吉日祥辰

作奉行

白谷勘兵衛尉和長

裏に	善神形色	白谷大炊	左入道齋	八十歲
社地	五畝	但社山	二段雜木有	
造營修理一切領主之をなす				
元和二年中安原領現領左之通相見得申候				
一・高	四十三石七斗八升七合	中霧島		
内高	十八石七斗八升二合	同		
五石一斗九升				
四石九斗三升三合				
同	三石九斗九升			
四石四斗四升八合				
寶永年中御領左の通り				
一・高	二石一斗五升			
社司	一斗四升五合内			
下屋敷	二斗一升四合			
一段十九步				
一一石二斗一升五合				
下屋敷	一段九畝八步			
大豆	一石八斗二合			
公司				
宮山休右衛門				
敷				
別				
正				
祝				
子				
明				
安				
中				
敷				
樂				
正				
祝				
子				
城				
田				
霧				
島				
靜				
權				
所				
府				
源				
藏				
門				
島				
守				
領				
司				
位				
市				
所				
予				

棟
丸

一石五斗四合内

中 烟 一段一畝三步

一石一斗六升六合内

大豆三斗四升九合
大豆一石五斗四合

中 烟 一段三畝八步

下屋敷 四畝二十八步

大豆一斗一升五合

安原權現末社

八幡 神体 木像

一龍共奉ニ再興ニ八幡大菩薩靈祠一字

前尊新大権越藤原氏者英尾張守數久所顧略

頤主 三郎 四郎

明應九年庚申雪月七日

乙護玉法社 祭神 木像

日本最初蘇峯中鷲島乙護玉法社一字

篠道樂並願主正祝子山氏幸盛

二之宮大明神 祭神不明 神体石像 二体

若宮八幡 祭神不明 神体石像 二体

「三國名勝圖會」に(往古當社は鷲島六社の二)

〔(今云々記せざるを見る)〕

島津御庄日向國北鄉北方大権伊東藤原朝臣祐光同氏氏官社直大願主中野藤原朝臣沙

内傳

東霧島神社

高崎村
大社東霧島宇燒闇御座

郷社

伊弉諾尊一神

彦火瓈々杵尊 木花咲耶姫尊 茂火出見尊 鶴草尊不合尊 豊玉彦尊 玉依姫尊

野尊の七神

山來相殿格神

本社は高千穂峯より東に連なる丘陵の邊岡なるに依り、東霧島と呼び、津末と書し東は津末の約なりと、然し建初の年時詳ならずと雖も、其由来頗る遠きにありて、諸説亦頗る多し、「社藏由來記、三國名勝圖會」其他の記録を見るに、煩難錯綜に亘り、判識確認し難きものあり、諸記に現はる所を概記し、以て本社の由來考索に資せんとす。

霧島神社は、聚め霧島山の中腹に、霧島中央権現を建立したのが淵源で、今時各所に奉祀せる霧島六所権現は、即ち此中央権現より胚胎建祀せる如く記せしも、本社の創建は左末記載の續後記、三代實錄等に依つて、別個獨立の社たるを窺はるるのである。

村上天皇の應和年間、京師の人僧性空來て草堂を霧島山上に結ぶ、時に年三十六、苦行四年一寺を瀬戸尾に創む、之を瀬戸尾権現又は霧島中央権現と稱し、別當瀬戸尾寺を創建し、爰に初めて神佛合體せりと、之即ち各所に建立せる霧島六所権現の起源、

且宗社たりと併し其起源宗社は、信に達し。

或は曰く、往時霧島權現と稱し、僧性空來て霧島山を開き、霧島中央權現を守門^{モウモン}丘に創建し、別當瀬戸尾寺を建立するや、當山の四方に神社寺院を建立し、之を四方門と號す（東方發心門に、高原東御在所權現、南方慈業門に、荒武權現、西方誓願門に、西御）。

又曰く、欽明天皇朝、信慶胤創めて霧島山を開くと、然し其謙退なきのみならず、當時未だ本邦に僧侶なく、從て寺院の建立行なはれざる時なるに於て於哉。

又曰く、天長六年己酉當社創建と傳へ、或は村上天皇の康保三丙寅東霧島山創建と云、又四條天皇の文慶元年十二月二十八日、霧島山大噴火し、殿堂悉く災厄に罹り、茲に於て地を長尾山麓に相して、遷座せるもの現今の東霧島社にして、別當金剛佛作寺なりと、文慶年間に至り眞言宗に更め、勅詔院と號し、及瑜法印を以て開宗となし、花園天皇の勅宣、金剛佛作寺の扁額を掲げ居たりと（長尾山麓へ遷）。

及瑜法院は俗姓岸和田泉州の人、始め眞幸院に住す云々。

「三國名勝圖會」に、東霧島社は、元蘇年間勅詔院に改め、及瑜法印を開基とすとし「同書」狹野神社の記事に、文慶元年霧島山發火し、殿宇火神の災に罹り、東霧島勅詔院へ（當時は金剛佛）遷座し、天文十二年貴久、蒲牟田麓に移さしむ云々と見え、以上の如く諸説紛々たるものと雖せども、然も前記は闇かに、本社の轉徙なきを證するのみならず、其創建の舊きを窺知せらるゝのである、而して位階昇敍せられたる、其の正記に見る所は左記の如し。

「續後記」に、高原東御在所權現、斎樂郡西御在所權現の二社に、

「三代實錄」「延喜式」に、高城東霧島社、輪磨郡西御在所櫛の二社に、位階昇級を見る、以て當社は官社たりしを徵證すると共に、儀乎たる社なるを窺ひ知らる、而して當社は性空上人以前、即ち應和三年を期する約五十年の延喜年代、又九十四年を期する天安年間、既に案に建立せる社たるを證せられ、社記の天長六年己酉創建は眞に近きが如し、後年性空上人は筆り、金剛佛作寺を草創し、神佛合体の先導者として、其實績を收め得たるものとせらるゝのである、元享釋書にある性空の一節を左に摘記す。

性空上人は平城の人、大中大夫橘善根の子なり、母は源氏諸兄、皆難產(下)寛弘四年八十四歳にして寂す(下)
 其三十六年は(第島山開基圖)村上天皇の應和三年に當り、別當金剛佛作寺の開宗にて、代を累ねる二十餘年、其判明する法系譜を掲ぐれば

第一 開山開基 性空上人

第二 第五 真盛 第三 有 寿 第四 真仲
 第六 信存 第七 信秀 第八 信資

第九 快宗 第十 快志 第十一 惠惠(釋教法師は當社社祖現るを高原に崇む性空上人の表號傳承大師自筆の法華經一部を携へて退院す云々)

第十二 豪澄 以下紙面缺損不明

眞言に改宗後の住俗 (勅請院)

第一 開宗及瑜法印 第二 性隆 第三 性秀 第四 順尚

第五 惠實以
第六 第十一 惠實以
第七 第十四 惠實以
第八 第十七 惠實以
第九 第二十 惠實以
第十 第二十一 惠實以
第十一 第二十二 惠實以
第十二 第二十三 惠實以
第十三 第二十四 惠實以
第十四 第二十五 惠實以
第十五 第二十六 惠實以
第十六 第二十七 惠實以
第十七 第二十八 惠實以
第十八 第二十九 惠實以
第十九 第三十 惠實以
第二十 第三十一 惠實以
第二十一 照應

元祐十一戊寅十二月十日

當山現住 聰意
當山現住 聰意

霧島山六所權現創立、並二別當寺及開基者
一、霧島山中央權現 潮戶尾に創立
潮戸尾六所權現
別當潮戸尾寺 天臺宗

二、繼守六所權現 小林邑繼守 開山
別當寶光院 天臺宗

三、高原東御在所權現 蒲牟田 開山開基

一、別當鶴杖院 東光坊(文殊號) 潤牟田 開山開基

一、高城東霧島權現社 高城村東霧島 開山開基

一、別當金剛佛作寺 天臺宗 同同同同同同性空上人

當寺は後に勸請院と改め、真言宗に改む
一、西御在所六所權現 霧島郡田口村 開山僧廣胤上人

霧島山噴火記録に表はる・もの
 一、鳥羽天皇の天永三年三月三日大噴火、寺社其他大破。
 二、六條天皇の仁安二年大噴火、社殿堂大に損壊。
 三、四條天皇の文慶元年十二月二十八日爆破、殿宇炎上。
 四、後奈良天皇の天文二十三年及び弘治元年に噴火。
 五、後陽成天皇の慶長三年より、同五年噴火。
 六、後水尾天皇の元和三年より、翌四年迄噴火。
 七、後西院天皇萬治二年正月より、寛文元年迄噴火。
 八、寛文二年より、靈元天皇の同四年に至り噴火。
 九、中御門天皇の享保元年九月二十六日噴火、同二年正月七日爆發。
 十、桃國天皇明和八年より、翌九年迄噴火。
 上記の如く、噴火の都度火神の災厄を蒙りしは、寺社殿堂のみならず以て地方民屋に及ぼせし、其害甚なからざるある。特に天永・仁安・文慶の各時代には、殿堂の大破又は壊滅に歸し、從て寺社の遷移轉徙ありしは、實例に乏しからざるなり、然るに本社は噴火に罹りしと雖も、建記已來依然として、大切の本地を違へざるを欣とするのである。

別當禪林寺 真言宗	開山開基
一、高原東御在所六所權現 高原	開山
別當錫杖院 真言宗 同	開山開基
	同 同 同
	人 人 人

霧島山噴火記録に表はる・もの
 一、鳥羽天皇の天永三年三月三日大噴火、寺社其他大破。
 二、六條天皇の仁安二年大噴火、社殿堂大に損壊。
 三、四條天皇の文慶元年十二月二十八日爆破、殿宇炎上。
 四、後奈良天皇の天文二十三年及び弘治元年に噴火。
 五、後陽成天皇の慶長三年より、同五年噴火。
 六、後水尾天皇の元和三年より、翌四年迄噴火。
 七、後西院天皇萬治二年正月より、寛文元年迄噴火。
 八、寛文二年より、靈元天皇の同四年に至り噴火。
 九、中御門天皇の享保元年九月二十六日噴火、同二年正月七日爆發。
 十、桃國天皇明和八年より、翌九年迄噴火。
 上記の如く、噴火の都度火神の災厄を蒙りしは、寺社殿堂のみならず以て地方民屋に及ぼせし、其害甚なからざるある。特に天永・仁安・文慶の各時代には、殿堂の大破又は壊滅に歸し、從て寺社の遷移轉徙ありしは、實例に乏しからざるなり、然るに本社は噴火に罹りしと雖も、建記已來依然として、大切の本地を違へざるを欣とするのである。

(第三回名勝圖會)

寶物

縁起書 一卷

元祐十一年戊寅十二月十日 紹興院住職雲龍堂著

古文書 一葉

慶永十六年五月十五日 舊主島津久空賀達狀

古文書 一葉

文正二年六月十七日 島津立久

古文書 一葉

延徳四年二月十日 島津忠昌

古文書 一葉

天正十六年五月七日 島津義弘

古文書 一葉

安政四年正月 島津齊興

古文書 一枚

文化十四年四月 島津齊宣

古文書 一枚

嘉永元年庚申七月十三日 參議左近衛権中將島津齊興再典（他は略す）

古文書 一枚

圓形徑 六寸二分 無紋

古文書 一枚

長 二尺一寸 寸十撮の鉢 傳來品

古文書 一枚

高崎村大字笛水字村中銀座

古文書 一枚

同村大字江平字田畠燒庄

古文書 一枚

同村大字江平字炭床鋪座

古文書 一枚

建御名方命

古文書 一枚

無格社

古文書 一枚

建御名方命

古文書 一枚

同村大字江平字炭床鋪座

古文書 一枚

無格社

古文書 一枚

建御名方命

古文書 一枚

同村大字江平字炭床鋪座

古文書 一枚

無格社

古文書 一枚

建御名方命

宇賀神社

由緒
祭
由
來

前三社　由緒　不明
同村大字前田字中朝倉領座

村社

食稻魂命　大己貴命

當社は兼新當時まで宇賀大明神と稱せしに、明治四年七月現社名に改めると同時に、
村社に列せられたのである。

往時社家朝倉家の古文書を見るに、本社の由來は丹波朝倉の城主、紀伊入道羅秀の末
裔式部羅續なるもの、年時不明現地へ、產土神を奉戴下着所領するに至り、地名を朝
倉と稱し、社祀を建立して宇賀大明神と尊稱・姓を朝倉と改めて祠官となり、以て一
郷の宗廟に崇めたのである。

當時戦亂相繼ぎ、漸くにして秋城の地を領し來りしが、防衛上新に居館外に城砦を築
いて、外城となし、辛じて保領し來れりと、歷代の口碑を記せり、延寶九年辛酉高原
郷域を割て、總領・大牟田・前田(かほだの名河野姓のこよ)の三村を併せて高崎村と稱せりと
本社の改稱は元蘇九年八月十一日記載の改稱圖を載せり。

菅原神社

格
祭
社

菅原神社
格
祭
社

菅原道眞公
同村大字大牟田字天神御饌座

村社

祭

神

菅原道真公

前二社は由緒不明

寺院佛堂

都城市

顯
藏

由本宗

法華寺

眞宗
大谷派

都城市大字宮丸字前田に建立

阿彌陀如來 木彫立像 高三尺

優秀の作
(第八)

當寺は、明治十二年十月當市内一萬城へ、小規模の布教場を創設し、大谷派説教場と稱した、同二十五年三月大字宮丸現地へ移建し、同二十七年三月八日、京都府加佐郡舞鶴町に建在の顯藏寺の寺號移襲し、以て本寺稱となしたのである。

軸物
聖德太子御像繪畫 一幅

七高僧繪畫 一幅

觀音上人の繪畫 一幅

速如上人繪畫 一幅

涅槃圖 一幅

攝
本 宗 議
尊 澄 寺

右尊像は先年龍閣駕教氏彼地に遊び之を將來し願藏寺に納めて今日に至れり
都城市大字宮丸字牟田建立
眞宗本願寺派
阿彌陀如來 木彫立像 高三尺四寸五分 優秀の作 (第九)

追記

現住 德翁 和種謹誌

維署 文政十三年次己丑年二月 日

夫尊像百三十有餘歲年代甚遠而莊嚴破却不忍瞻拜因茲抽丹誠以修補旣
一金貰六百八十九箇

一金貰步 寄附
淨堅信士
釋中男女

西湖山 新勝禪寺住持比丘宗喜謹誌焉

于時 元祿四年秋七月如意珠日

裏面に
此涅槃尊像者兒湯郡高橋城主秋月長門守種政公之畫師安田利仲筆也現
住室喜砌石衣櫈以及午春慶書於彼日陽求此尊像越明年辛未更則尊像
至來開封拜則如來圓寂相好光嚴然全碧朱彩粉飾滿善又肅美誠雙林爽天
棲然如今日故當村裡家頂禮歡喜而發起信心加成助成成就莊嚴伏願者比
丘比丘優婆塞優婆夷发出離苦海速登覺岸必也

遠州敷知郡村橋庄上田村

由
來
廣
昌
寶
物
信
行
本
宗
寺
派
來
本
京
寺
派
尊
來
寺
派
尊
來

木像は優秀の作にして、國寶候補、大和國より移奉したのである。本寺は、同市宇上町へ、明治九年一月四日本願寺説教所として建設し、同十五年七月八日攝護寺と公稱した、同十七年三月十日現地へ移建したのである。本寺は本堂を始め、廊廻附坊に至り、其構築頗る壯大を極め、縣下數ある寺堂中之中に比肩すべき殿堂他に見るを得ず。

血書華嚴經八十卷、字治華嚴院開基、道貫禪師の書寫、同人は元支那の將軍なりしが、承應三年七月歸化、寛文元年字治賀慶山萬福寺に入り、出家して華嚴院を開基した、曾て載龍に幾千の將卒を殺し、其罪滅の爲、刀尖を以て、自己の墨頭より血を出して之を譽せり云々、明治二十三年三月、京都西院村高山寺より譲られしそ云。

都城市藏原町建設

阿彌陀如來 木影立像

大正六年堂宇を建設し、昭和四年四月二日本寺號を公稱したのである。

中
鄉
村
本
宗
寺
派
來
本
京
寺
派
尊
來
寺
派
尊
來

阿彌陀如來 木造立像

中郷村大字安久に建設

阿彌陀如來 木影立像

軸物 聖德太子御像繪畫 一幅

七高僧の繪畫 一幅

真宗興正寺木

阿彌陀如來 木影立像

大正六年堂宇を建設し、昭和四年四月二日本寺號を公稱したのである。

廣
濟
宗
本
山
寶
來
物
軸
佛
像

大字 檜山字新馬場に建設	
眞宗 本願寺本	
阿彌陀如來 木彫立像 高一尺六寸八分	
當寺は、始め説教場として創設したのは明治十一年二月二日で、同十九年一月十三日現寺號を公認公稱するに至つたのである。	
物 聖徳太子畫像	
軸 観音上人畫像 一幅	
蓮如上人畫像 一幅	
七高僧畫像 一幅	
廣如上人畫像 一幅	
明忍上人畫像 一幅	
阿彌陀如來 木彫立像 一体 高一尺二寸	
方便法身形傳慈覺大師の影造と云	

當寺は、元篠後國竹野郡東麥生村、横溝卯平の三男が出家し、寛政二年庚午三月五日同郷同郷怒田村常行寺境内へ一坊を創立して、信行坊と稱せしを、明治九年月日不明本願寺末となり、年時不詳福岡縣浮羽郡田主丸町へ移建せしを、大正十年三月一日現地へ移建したのである。

三
股
村

信玄公
照應皇太子御所持品相箱入
經卷五冊 大藏經 外國譯 真宗全書

山ノ口村

安樂宗本山
壽慈尊來
大字富吉字田に建設
真宗本願寺派

阿彌陀如來

木製立像

本寺は、元宵崎郡清武村大字木原字田上に、年時不詳僧の知淨なるものが開山開基の寺院を、明治二十六年三月九日寺名を移し、寺堂建立以て公認公稱したのである。

高城村

高城村大字穗浦坊字馬場建立

本願寺末

阿彌陀如來

木造立像

内同同

高一尺六寸

倚佛

高一尺九寸

當寺草創後廢寺し、爲に不明、文久二壬戌年正月十八日、美濃國大野、舊地頭西尾水

主の再興に係り、明治二十四年八月三十日、同國より現地へ移建したのである。

高城村大字石山字池平に建立

曹洞宗 本寺福昌山末

慶正寺

宗本山
樂宗本山
壽慈尊來
正

本願寺末

阿彌陀如來

木製立像

内同同

高一尺六寸

當寺草創後廢寺し、爲に不明、文久二壬戌年正月十八日、美濃國大野、舊地頭西尾水

主の再興に係り、明治二十四年八月三十日、同國より現地へ移建したのである。

高城村大字石山字池平に建立

曹洞宗 本寺福昌山末

觀音堂

宗本山
樂宗本山
壽慈尊來
正

本
章
來

子安觀音 木造立像 高三尺二寸

創建當時より明治初年廢寺迄、十一面觀音であつた、本像は傳日羅の作と云ひしに廢
毀し、現像は京都より奉じて安置したのである。

人皇三十一代敏達天皇の朝草立と傳ふ、本堂は往時より石山寺内にありしに、維新當
時廢寺となり、爲に廢滅せんとせしを、明治十三年十月二十日再興したのである。

「三國名勝圖會」に、龜石山石山寺、木府福昌寺の末にして曹洞宗なり、本尊如意輪
觀音大士(座像)開山を實庵融參和尚と云ふ、初め當寺は天臺宗にて開基、時世詳なら
ず、(略)實庵和尚は遠州濱松、雲嵐寺開山、洞巖禪師の法嗣なり、應永の初(或は日應永
六年)當寺の東南に當る、松峯に來て禪定を修す、(略)往古天臺宗の時、石山寺と號し星霜
を経しに、實庵和尚に至つて福聚寺と改め、曹洞宗の寺となる。

其後住持光詔和尚の時、即ち安永四年、舊名石山寺に復號した、山中奇石あり、龜形
に類す、是に因て山號となると、蓋し江州石山寺の本尊、如意輪觀音なるを以て、此
地を石山村と云へるも、亦寺號より越りたるならん。

實庵和尚感得の、本源、赤身、道見、天化の八、韻字は觀音の鎮守符として、毎年正
月二十八日領主に捧げるの例となり居り、慈照公、寛容公、泰清、世子當寺の由來奇
異なるを聞き、參詣して、天形星像、四種の寶什を觀賞あり、慈照公該寶什を收藏した
りと、當時の本尊解説如來なりと。

實庵和尚行由記(本記は實庵和尚作)

日州龜石山福聚寺開山實庵和尚略行由記

日州三侯院、高城石山村、龜石山福聚寺開山始祖、實庵融公禪師者、相傳、遼州瀋松、雲巖、開山洞巖禪師法嗣也、繼見于「泉隱無著和尚宗派」、不記其本真何處、一村翁口碑云、應永之初、祖嘗於「寺東南」、上「松峯」、照光晦跡、世人未知其卜居、石山村極著、崇靈犬一入山、看三祖道影怪異、大類「吠、通、祖、惟者亦張弓欲加害、祖曰、止止、吾求無上道、沙門也、汝莫怪矣、惟者忽發心歸敬、設禮謝罪云、伏願大和尚爲度、說、我等出山遊人間、此山之西北有三大悲堂、遂齋寂莫好結茅蘆、祖即應、懇請、室和、堂領、塲脇、高島之四民、家供二時粥飯、漸而殿堂門庭且備成、堪仰古佛風規、一日八化人來參、稽首拜言云、大和尚大慈大悲、救濟我等、祖云、汝是何者、化人言、我等天、八將、而行疫神也、祖即應機接化、凡一七日、化人等歡喜信受敬謝、獻三天形星像一幅、瑠璃石製、像一枚、虫形青石一塊、本源赤身遇見天化八字、且題云、此八字每春華開、翌日民門、其家門等八將可却、獨氣、言舉化去、依是祖在日、每執一行之三天形星像等珍藏于本寺、本源赤身道見天化八字、依舊爲、以奉三獻國君、祈三冢門長久、與三民間、繕身心堅貞、者也、開山實庵和尚示戒、永寧三、星次辛亥、十一月十三日、茲至三千寬保三癸亥、得三百十三年、化人聞、法事由、達三千太守家久公、光久公、綱久公、之尊聽、東行之狂高禪於本院、拜三體四種、寶物一也、右改書舊記之舛稿、應三院主雷、

享保三癸亥五月端午

願
山本宗心
來尊寺派

庄内村

大字安永字東陽に建設
眞宗 木彌寺末
阿彌陀如來 木製立像
明治十一年七月九日說教所として創設し、同十七年七月二十四日本寺號公認公稱した
のである。

寶物 法華經 二册 (各巻に左の記事がある)

表紙青色

高麗本之法華經

奉寄 龜石山 福聚寺

岩切四郎左衛門尉子 草部綱興

草部綱興

文祿元年玄武
執除十一月十三日

日城之將軍白左大臣秀吉公、高麗討治之御長島津一門謀岐守忠虎諸大將伍被成渡海
其御供申探持此經歸朝之後即安置福聚精舍

文祿元年壬辰鑑十三日

岩切四郎右衛門尉草部綱興
白敬

涅槃圖 一幅 傳世品

山田村

大字山田字脇ノ馬場に建立

眞宗本願寺派

阿彌陀如來 木影立像

高二尺一寸

當寺は、大阪市河内國丹南郡高鷲村大字大塚へ、延寶元年極月十四日創建せる寺號を

明治二十四年十二月二十八日當地へ移し、昭和四年殿堂建立したのである。

軸物 當德太子畫像 正徳四年十二月十五日書寫 一幅

見眞大師畫像 同上

七高僧畫像 同上

良如上人畫像 寶永六年四月二十日書寫

一幅

高崎村

大字江平字山下河建立

眞宗本願寺派

阿彌陀如來 木影立像

高一尺八寸

本寺は、元和歌山縣日高郡矢田村字若野に、年時不詳創建の寺稱を、明治二十五年五

月二十日現地へ其寺名を移し、以て公認製稱するに至つたのである。

佛像 阿彌陀如來 立像木影 高一尺四寸

善長寺

寶來寺

尊澤寺

物

來

寶

山

本

宗

長

阿彌陀如來 木影立像

高一尺八寸

眞宗本願寺派

阿彌陀如來 木影立像

高一尺四寸

善
正
宗
本
由
來
章
派
寺
本
宗
真
宗
本
願
寺
派

軸物 聖德太子畫像 一幅

見眞大師畫像 二幅

七高僧畫像 一幅

蓮如上人畫像 一幅

明如上人畫像 一幅

廣如上人畫像 一幅

大字大牟田字新田に建設

阿彌陀如來 木彫立像

當寺は、元京都府下京區魚櫻油小路西へ入、味金佛町に寶永四年丁亥五月二十七日創建の寺院なりしが、明治三十四年九月十日現地へ寺號を移し、以て公認公稱したのである。

本郡内ノ寺院庵堂址

都 城 市

三性寺址は 大字宮丸字平田にあり、鹿兒島縣宗福昌寺の末、慶應三年廢寺。
 興金寺址は 前寺址の西に接す、志布志縣大慈寺の末、廢寺同上。
 仁巖寺址は 前興金寺の西都城川を隔て、五町の地にあり、宗屬派廢寺前同。

龍斑寺址は字江平原に在、二巣の末、禪宗で廢寺前に同し。
量海寺址は大字下長瀬町に在、禪宗龍峯寺の末、廢寺前に同し。

五十市村

龍峰寺址は都城址の南麓都城川北岸に在、鹿兒島南林寺の末、禪宗であつた、慶應三年廢寺。

天長寺址は前寺の西南に接在す、眞言宗で廢寺前に同。

延明寺址は前寺の北西四町字麿尾に在、鹿兒島時宗淨光寺の末、廢寺前に同。

十念寺址は前寺の南方三町に在、鹿兒島淨土宗不斷光寺の末、廢寺前に同。

龍泉寺址は十念寺の北斷五町に在、鹿兒島禪宗福昌寺の末、廢寺前に同。

光明寺址は龍泉寺の西南二町にあり、鹿兒島時宗淨光明寺の末、廢寺前に同。

勝藏院址は光明寺の東北五町にあり、眞言宗天長寺の末、廢寺前に同。

上の坊址は前院址の南方一町に在、宗派所屬廢寺等前に同し。

本地院址は前坊の南方一町に在、宗派所屬廢寺前に同。

西明寺址は前院の南方二町に在、都城市禪宗仁巖寺の末、廢寺前に同。

龍昌寺址は前寺の南方五町に在、本村禪宗龍峯寺の末、廢寺前に同。

正福寺址は前寺の西に接す、宗派所屬廢寺前に同。

天長寺址は天長寺の南に接す、天長寺の支院で廢寺前に同し。

中 村

西生寺址は大字梅北字西生寺に在、五十市村天長寺の末で眞言宗、廢寺前に同。
(金石文の部)

喜禪寺址は

字西原にあり、宗派所屬廢寺前同。

正服寺址は

(しつくじと云)字に益貫在、宗派廢寺、年月不明なり。

正應寺址は

大字安久字正應寺に在、都城市冥言宗天長寺末、廢寺前同。

(金石文の部
卷頭のこご)

妙光寺址は

字上安久に在、都城市龍峰寺の末で禪宗なり、廢寺前同。

東岳寺址は

前寺の東三町に在、真言宗正應寺の末、派廢寺同上。

三 殿 村

大昌寺址は

櫛山城址の南麓にあり、都城市禪宗仁嚴寺の末、廢寺前同。

長谷寺址は

字天神に在、五十市村天長寺の末、真言宗であつた、廢寺前同。

長久寺址は

大字夢浪字岩下に在、鹿兒島禪宗大乘院末、廢寺前同。

梁新寺址は

字城ノ下に在、鹿兒島禪宗福昌寺の末、廢寺前同。

萬福寺址は

大字桜山に在、都城市禪宗仁嚴寺末、文政年間の廢寺と云。

榮仁寺址は

大字宮市に在、都城市天長寺の末で真言宗、慶應三年廢寺。

山 ノ 口 村

十輪寺址は

大字山の口字越に在、鹿兒島禪宗福昌寺の末、廢寺前同。

修善寺址は

字大門にあり、鹿兒島大乘院の末、真言宗、廢寺前同。

福王寺址は

字佐渡尾敷に在、真言宗て廢寺、年代不明。

頌勸寺址は

大字富吉に在、鹿兒島大乘院の末、慶應三年廢寺。

瑞玉寺址は

同所に在、鹿兒島禪宗寺末、黃蘖宗であつた、廢寺前同。

高城村

大通寺址は 大字有水本ノ下に在、木村石山寺の末で禪宗、慶應三年丁卯廢寺。

久林寺址は、前寺址の東三十間に在、石山寺の末、廢寺の年時詳かでない。

香禪寺址は

大字石山字西原に在、石山寺の末、慶應三年丁卯廢寺。

高稱寺址は

大字總滿坊字不動寺馬場に在、相模國麻澤山無量壽院の末で曹洞宗、廢寺前同。

吉祥寺址は

高城町西方に在、志布志大慈寺の末、臨濟宗、廢寺前同。

虎岳寺址は

前寺の北一町に在、鹿兒島福昌寺の末、廢寺前同。

不同寺址は

本村東龍寺の末、真言宗、廢寺年月詳ならず。

文殊寺址は

不動馬場の東に在、鹿兒島大乘院の末で真言宗、廢寺同上。

梅樹院址は

字同樂にあり、石山寺の末、廢棄同上。

小山寺址は

大字櫻木字弓綱工に在、木村東龍寺の末で真言宗、慶應三年丁卯廢寺。

東龍寺址は

大字大井手春日馬場に在、鹿兒島大乘院末で真言宗、廢寺前同。(本寺は十二坊があつた、寶林、密藏坊、國闕坊、法師坊、他は不明、現春日神社の大杉は寺城の遺物云々同所に古五輪塔、古石佛なども存す)

沖水村

和光寺址は

大字郡元白拍子に在、鹿兒島大乘院の末で真言宗、慶應三年丁卯廢寺。

青雲庵址は

大字高木字諭訪原に在、都城市龍峰寺の末、廢寺同上。

眞慶庵址は

字太郎坊に在、所屬同上、天保年間廢寺。

顯成就寺址は

字廣瀬に在、五十市村天長寺の末、真言宗、廢寺前同。

寮樂寺址は字假屋園に在、志布志大慈寺の末で禪宗、廢寺同。

志和池村

極樂寺址は大字下水流字天神原にあり、高原村真言宗神德院の末、明治三年庚午廢寺。

新山寺址は大字上水流字野頭に在、都城市天長寺の末で真言宗、明治二年己巳廢寺。

雲林寺址は字古城に在、都城市龍寺末派で禪宗、廢寺前に同し。

阿光寺址は字羽稱田に在て真言宗、廢寺年時不詳。

撰立寺址は大字野々美谷字府下にあり、都城市二嚴寺の末で禪宗、明治元年戊辰廢寺。

西嶺村

明觀寺址は字不動堂(野々)と往時は云にあり、天臺宗で性空上人の開基、廢廟三年廢寺。

千多羅寺址は字千多羅寺に在、宗派開闢年時等前同。

山田村

吉祥院址は大字山田字中村に在、都城市天長寺の末で真言宗、明治三年庚午廢寺。

東光寺址は大字西浦に在、都城市仁嚴寺末で禪宗、廢寺前に同し。

高崎村

幸樹院址は大字前田字新田町の西北隅に在、鹿兒島南林寺末で真言宗、明治三年庚午廢寺。

海藏寺址は字朝倉に在、鹿兒島福昌寺の末で禪宗、廢寺前に同し。

常林寺址は大字羅湖字越に在り、垂水禪應寺の末派で禪宗、明治三年庚午廢寺。

勅願院址は、大字東霧島字東霧島神社の東南一町に在、性空上人が開基した金剛佛寺を文祿年間に及、
璽印が改號したのである、廢寺前同。

附

諸寺院號本末廢壞調 (寶永六年調書より)

真言 大乘院末寺 三ヶ寺

天長寺

正應寺

天長寺
末寺 十二ヶ寺

本地院

宮丸村 勝藏院 同 上之坊 横市常樂寺是也

三聖寺 同 和光寺 越元

願成寺 高木

吉祥院 山田

新山寺 志和池 長谷寺 梶山 文殊院 安永

寶藏坊 同 南藏院 天長寺内

十二ヶ寺

天長寺 収末寺 十二ヶ寺

阿光院 志和池 真如院 郡元

中之坊 寛永十一年高帳八斗一升七合

福壽坊 寛永十一年高帳二斗五升六合 成福寺

天長寺 廉坊十三石上地内六石常福寺

寶定坊 明城院 真南院

多樂院

寶珠院 東宮鬼寢心院にも給分天長寺末

南藏院

正應寺 末寺 二ヶ寺

榮仁寺 東岳寺

同	福	坊	廢	敗	十二ヶ寺
大智坊	寶地坊	井之上坊	法釋坊	常喜坊	大杯坊
寶泉坊	善福坊			坐禪坊	寶勸坊
西	生	寺	末		竹中坊
同	慶	敗	千手院	將軍院	常福寺
智性坊	善智坊	如意坊	井之上坊	真光坊	七王門内
地藏坊	愚光坊	妙音坊	大善坊	圓明坊	善藏坊
松音坊	實等坊	安普坊	松生坊	玉藏坊	松室坊
禪宗	福昌寺	一ヶ寺	極樂坊	櫻井坊	岩木坊
同	福	峯	寺	玉田坊	本乘坊
龍	峯	寺	末	雙林坊	常林坊
同	慶	敗	十二ヶ寺	圓光坊	多門坊
妙	心	寺	末	天清寺	隆班寺
二	嚴	寺	三ヶ寺	四十五町	東宮九
				安穩寺	東陽軒
				圓松庵	水之前村
				野・美谷	虎岳院
				東五十町	東高丸
					同
桂昌院	萬葉院	彰山軒	雲谷軒	圓音寺	東陽軒
寶岳庵	同	忠和進村水流	妙光寺	安久村	安穩寺
妙心寺	同	下長飯	真慶庵	高木	圓松庵
二嚴寺	同	網飛寺	清雲庵	木之前村	同
		今町	虎山軒	隆班寺	東宮九
		東福寺	水之前村		
		萬葉寺末	圓音寺		

龍泉寺

興金寺
二嚴寺
四明寺 四五十時
同廢收末寺 九ヶ寺

山久院 安永
鈞瑞院 同 摂立寺 野々美谷 東光寺 山田

宮丸
寶福寺 安永 善仙寺 兼久寺古名來往口
圓覺庵 山田 良田庵 横市

龍泉寺 東 二ヶ寺
寶樂寺 川東 大昌寺 横山

同廢收末三ヶ寺
慈田庵 川東 大雄庵 横山 長源庵 同處

釣璜院 廢境末 二ヶ寺
潤春庵 安永 福持庵

西明寺 東 一ヶ寺
圓通庵 本町

山久院 廢境末 一ヶ寺
市頭庵 安永

時宗 清淨光寺
同廢收末寺 二ヶ寺

光明寺 鹽尾口五十町村 延明寺 同上
淨上宗不斷光院末 二ヶ寺

十念寺 中尾口五十町村

同 麗 墓

法念寺 東宮丸

天臺宗 南泉院末 一ヶ寺

明觀寺 安永西盛村

地名迄にて本寺不知諸寺院

觀了院 今本地院内 西福寺 西宮丸 倍崇軒 西宮丸本田家の寺 溪德庵 東宮丸伊里兵左衛門屋敷 潤善寺 北田都

石原寺 安久南田部 長谷寺 建立寺 安久 延命寺 南後久藤町 多門院 鹽尾村 西福寺 義言堂寺桂 隨應

寺 同 貴福寺 真言宗ト鹽尾 長浜庵 安永 新田寺 同 即源院 同 大儀院 同 明星院 同 龍泉院 西鐵

明觀寺古跡に龍泉院旁草堂云々 千多難寺 西鐵 安養院 志和池 安永十二年高九斗七升 成福寺 志和池 勇山軒

山田 十萬寺 野々美谷 福圓坊 同 德聚庵野々美谷圓松庵同房 明翁院 桐山 十輪寺 高木 大儀院 太郎坊

安養寺 鄭元 圓福寺 同 千代院 鄭元勝圓榮 寶藏寺 鄭元 經峯寺 梅北 感應寺 同 慈圓庵 川東 順

成寺 早水 龜藏軒 安永十一年高三斗二升 啓秀庵 右同年高一斗八升五合 東光院 同年高一石四斗九升正保四年壬子

十二月高木經成寺引合にて補器移候 合六寺 寺立廢墳迄百五十四ヶ寺 内三十ヶ寺 種寺立

右寶永六年乙丑 郡城役人 相馬藏 左衛門 改め差出

城 都 城 城 址 砦

五十市村大字五十町にあり、一に鶴丸城といふ、西南両面は平原に接し壕隍を環らし、廣凡そ二十町許割して數區をなす、東方鹿兒島街道に面して本丸あり、高さ六七丈、其南今鐵路を隔て、中之城あり、南ノ城小城更に其南に在り、中ノ城と南ノ城との西に外城がある、本丸の西なるを西ノ城といひ、西ノ城の四方なるを新城といひ、新城の南方長池に臨めるを池之上城といひ、長池の西南なるを中尾城といひ、更に新城の西と北に當り取添あり、現今多くは畠地となり、國都線鐵道と道路、其中央を略東西に通じ、地形大に變じて居る、城址に五口あつた、弓場田口、鑿ノ尾口、中尾口、大岩田口、來住口がそれである。(圖版第一五、第一六)

新城、池之上、中尾、小城等は、北郷氏八代忠相の時に、取添は伊集院幸侃の時に定めたるもの、
「庄内地理志」に、

八代譲岐守忠相様、是迄九數五つ、本丸、西ノ城、中ノ城、南ノ城、外城とも五丸にて候處、忠相様御繩張にて、新城、池ノ上、中尾城、小城、御取添被成、五口を被定候、大手の口は中尾口、北は揃手弓場田口、西北の間は應ノ尾口、東來住口、南は大岩田口にて候。
北郷氏の始祖尾張守資忠、正平七年(元和)北郷三百町に封ぜられ、始めて安水村薩摩迫に居る、其子譲
忠守義久嗣ぎ、天授元年(元和)南郷都島の此地に築きて治所とし、都城と名づけた。

「島津久家々傳」に、

宮内家々傳に曰、其先足利義康の胤にして、初め久木崎藏人國房、宗家忠久の封に就くに従ひ、采地八町八反を北郷院益丸に賜ひ、其子益九六郎右衛門國盛に至り、益九十二町を領し、改めて宮丸と號す、其子六郎右衛門道隆、其子六郎五郎道經、其子宮丸藏人道時、道時一女あり北郷資忠に嫁す他に男子なし、因て益丸十二町を婚の資忠に譲る云々。

「庄内地理志」に依れば、

當城、始宮丸藏人道時也、然るに女子一人有て嗣子なく、外孫讚州義久公へ所領居城を譲り、藏人其身は宮丸の地に退隠在興金寺闕。

同書六六都島の條には、

前略 然るに久木島藏人當城を給はり、城廓を構へて宮丸と名付、子孫藏人道時嗣無之外孫云々。前者は所領のみを譲るとし、城居せしを言はず、後者は宮内藏人當城に居處せしを言ふ、猶ほ後考を俟つ。

北郷義久築城以前、當城の一部は、大和田城と稱し延元三年、宮方肝付八郎兼重の與黨平山式部少輔が籠城し、高城と呼應して起つた、同年七月十一日、島山治部大輔直顯、大隅の住人稱寢清種、清道、清成等をして之を討たしめたが、式部少輔能く防ぎ、陥れる事は出来なかつた。延元四年、清種等復當城を攻め、翌興國元年四月、交戦連日、其十三日の夜遂に之を陥れたのである。大和田城が城の何れに當るかは分らないが、大岩田口に近い南城あたりであらうか、大和田城一に大岩田城なる事は、「薩藩舊記」「肝付象重傳」に、

平山式部少輔等、據三日州大和田城、在三南郷、或作三大岩田城
「島津久家々傳」にも、

大和田城或は大岩田城今の都城也。

とある、此交戦の初めは築城前十四年に當る。

「福安文書」寛應二年(延元)八月三十日、建部清種注進狀

前略 去年七月十一日、爲對三治兼重以下凶徒等、御發向之間、御共仕陽御崩陣、打入日向國南
鄉之處、兼重與同平山式部少輔等、依舊子同郷大和田城一司取向城之由、蒙仰之間、取二
向城、日夜致合戰、今年(延元四)四月十三日、攻落彼城一訖、後略

清成、清道の注進狀も、同様の事を述べてある。

天授元年、島津氏久が肥後水島の陣に、今川了俊に絶を示すや、了俊其子滿範をして日向に入り、島津氏に當らしめた、天授二年十二月、滿範伊東、相良、肝付、濱谷、福安、野邊、土持、諸族を能ふし、大舉して來り、城外本の原(當城大手中尾馬場)に屯し、當城危急に瀕した、宗家氏久志布志より來り之を助け、翌年三月別に敵を斥けた、此役義久創を被り、二弟基忠、忠通、戰死してゐる。

「島津國史」

今川諾範、率二相良氏伊東氏、寇我北部、三州御家人市來氏、濱谷氏、菱刈氏、牛屎氏、肝屬氏、
福安氏、土持氏、及谷山、兩方、真幸、祇肥、柳間等之衆、咸應之、滿範進屯本原、攻都城、
北郷證久與島津美濃守吉久ニ繫之、昔久實久之養子也、三年(天授)丁巳春、歸岳公自志布志引レ
兵救都城、屯天ヶ峯、二月廿八日、進軍平長谷、分軍爲三、日月一揆、日杉一揆、日小一
揆、新納實久將月一揆、本田重親將三杉一揆、公將一小一揆、騎歩合八百餘人、北郷證久聞公之
至也、告於衆曰、豈可下以勤敵、遣君父上耶吾先擊之、三月朔日、證久率其二弟彌次郎基忠七
郎忠宣及平田親左衛門尉親宗工藤藏人等七十餘人、而出關戰而還、證久被創、基忠忠宣陣歿、公

渡三平長谷一向三養原、旗將北原彦七郎講令、本田重親令曰、直貫ニ敵陣ニ而出ニ其後彦七郎揚々戰而呼曰、唯此所レ向是觀、三軍進發ニ今川滿範於養原、公羽攝甲執兵策馬直前麾衆而進、人殊死戰大破之、斬ニ伊東六郎左衛門尉、池尻五郎、諒谷右馬助、中略三日、滿範復軍ニ養原、我師擊之不利、肥後某兄弟死滿範亦不レ攻ニ都城、如ニ下財部。

船岳公は氏久、是より先き正平十八年島津貞久封を分ち、長子節久に薩摩の守護職を、氏久に大隅守護職を傳へ、氏久志布志に居る。

天ヶ峯は中郷村西生寺地の南方の山、平長谷養原は五十市村大字五十町に現に村落があり、下財部は當時今財部の南部と五十市村横市の大部を含んでいたやうである。

此戦は北朝氏危急存亡の關はる所であつたが、能く大敵を却けて、其基礎を固ふしたのであつた。

又此役、氏久及び其一族は、宮方に歸順(天授元年より同三年十月に至る)して居たので、三年六月には、征西將軍宮より令旨を賜ひ、樺山美濃守番久の戰功を褒せられた。

抽軍忠之山被聞食了、尤神妙善、一品親王令旨如此、悉之以狀

天授三年六月廿九日

左
少
將
(花押)
(幕房)

島津美濃守館

享徳二年四月廿九日、五代北朝持久、宗家出國の命に依り高城に移る、「庄内地理志」に、其事情を左の如く記してゐる。

前略 持久樺三保へ御移の譯不分明候、然者大覺寺殿樺間鏡中之轉達御證居難顯に付、已に樺間永徳寺にて御生宮、然者樺間の郡司野邊刑部大輔盛仁、尊宥公を奉醫候其科難遭賦候、依之盛仁我身

の罪を陳謝の爲め、尊有公、中之郷遠田鬼束を御頼み御下向にて彼處に御斎居の筋に申候半歟、大覺寺御生害は、嘉吉元年三月十三日にて、同卯月十五日には、將軍義教公より、尊有公御退治の憂美として持久様へ御大刀拜領候、野邊へ御書有之候、然者野邊其身の罪を陳謝故、鬼束氏の住居遠田は、持久様都城御城より程近く、三十町に不足在處の故、持久様御難題被成立、野邊へも右通爲御仰付にて候半歟、依之、忠國公も持久様御誅罰の筋にて御承にて候半歟、然共持久様御事奉對太守公不忠無之に付、御誅罰も雖被成、又將軍家の命を被呪其儀にても雖被召置御内意の上、無是非都城御退去の筋に爲被仰波にて候半歟、享徳二年持久様都城御退去、夫々七年目、長祿三年七月十六日、野邊刑部大輔へ先知行所之地領掌不可有相違の旨、御書爲被下様子に候、仍之野邊は所領無相違、持久様は益御勢氣衰、寛正六年には高城をも御退去にて、安永古江村隣屋迫に御引入にて候半歟、都城御退去より十五年目なり、對將軍家無是非、右の仕合候半、其故大覺寺殿御身を隠候野邊は榮御退治被候、持久様の御忠節、嘉吉年中に無證事も成立候、野邊と御當家の疎遠相咎候事、必竟大覺寺殿と申事候へとも、此段證書等無之故難究候との儀、舊書古人の説右之通候也。

「北郷實知」曰く、

持久を高城に移したる理由明かならず、近頃伊地知季安の舊記に依るに、忠國重歎苛刑三州大に亂る之を國一揆といふ、新納忠臣の如き國家の廢亡を歎き直諒するに至る、持久故舊一族を以て移封せらるゝ、以て看取すべし云々。(後著)
文明八年六月廿一日、宗家立久の時に至り、持久の子敏久、安永より都城に歸る、享徳二年よりこゝに至る二十四年。
「北郷勳功書」に、

應仁二年戊子、安永勢田ヶ辻に要地を占、城を築き父持久と共に居住之處、都城之儀者從義久代々北郷家の藩領に而候之間、再可致安堵之旨、蒙立久公仰、文明八年丙申六月廿一日、故久一族家臣を具し、安永城を去り都城に徙申候、未孰十郎三郎城引渡され候、當家より北郷右京亮・同左京亮・同圓書・同三郎右衛門尉、城を請取申候、

ある、明應四年、伊東島津兩氏媾和し、三保院千町の地伊東氏に歸した、其後暫く小康を見しも、北郷相出づるに及び、永正十七年、難を三保に構へ、頃に伊東の領地を侵した、伊東氏また兵を動かし當城を攻むる事二回に及んだ、「日向記」に、

三保領も近年は本(北)郷の効に依て自由にかかりしかば、永正十七年庚辰七月朔日、三保勝闘の城を取始め、國中の諸勢次第を逐て和田兜山を本陣に被居、在々所々に哨所もなく陣取て、其勢雲霞の如く、滿々たれば、流石至剛の者と云共、叶ふべしとも見へず、同六日に先懸の勢都城に押寄、町屋を押破らんとせし所に、敵勢打て出、炎を先途と防戦、互に敵味方入亂散々切合突合けるが、終に城ヶ尾を貢崩す、福永平右衛門と名乗て、北郷民部少輔を打捕けり、同息を伊東三河守の手に詰取、其外雜兵不知數、彼勝利を以て本陣に引退、夫より北郷方には、安永野々美谷の人数を以て本ノ原を手堅く取囲、大永二年壬午四月に、伊東勢一萬を以て本ノ原に押寄る、手々の大將には、先陣伊東相撲守祐栄・同上總介祐兵・黒貫寺一海法印・太平寺・伊東三河守祐運・同名右馬助・同名式部大輔・國老には落合河内守兼代・福永伊豆守祐晴・相津修理亮重昌、此他記に不遠、ひたひたと押詰る、城中よりも進出、命を限に防戦、雖然本の原を貢す、互に無勝負而伊東勢其日は兜山に引にけり。後略

忠相英邁雄偉、伊東・北原・肝付・本田・新納諸氏と戰ひ、大に強城を廣め、略今の本郡を從へ、更に

末吉以南に進出した、其子時久の時に至り、都城・安永・山田・志和地・野々美谷・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北・末吉・財部・岩川・恒吉・永吉・内之浦等の各邑、都合十七ヶ所を領し、三萬六千石と稱したが、秀吉の文祿渝地に依り定めて六萬八千石となつた。鹿屋(大隅)の城主伊集院忠棟、都城の天府據るべきに乘渡し、石田三成に依て秀吉に請ふ所あり、文祿四年、北朝長千代丸(忠龍)を祐答院に移し、三萬七千石を與へ、忠棟を都城・梶山・山田・安永・野々美谷・高城・末吉・恒吉・財部・廻・市成・大崎・百引・平房・内之浦等に封じ、八萬石を與へた、茲に於て忠棟鹿屋より都城に徙る、忠棟編備上無く、慶長四年三月叛逆を以て伏見に誅せられたが、其子忠眞報に接し、當城を修め、隣を深ふし城を高くし、又領内十二聚落を固め、遂に叛旗を解した、忠臣諸將を部署し、先づ山田城を陥れ、尋て恒吉を降し、堅寒志和池も翌年二月を以て撤散する事になつた、五年、徳川内府山口直友をして調停せしむる所あり、三月十五日、忠眞城を出で、降り事半いだ、同年十一月長千代丸都城に封爵、末吉・財部・恒吉・永吉を除き、舊領故の如く、高凡そ六萬千石餘、北朝氏郡寄院に在る事六年であつた、而して忠眞は顯姓一萬石を賜ひ、後忠恒上洛の時野尻に誅せられた。

慶長十九年、薩隅日諸士、領地四分の一を割て獻するに及び、忠能も亦高城・山之口・勝岡の地を獻し總高四萬四千餘石となる、(慶長二十年頃)其後元和六年の檢地には三萬二百餘石となり、明治二年版籍奉達の際には三萬五千八百石であつた。

(參照) 北 郡 氏 略 系



北郷氏は、十七代忠長の時、寛文三年二月朔日、許されて、木姓島津に復した。

姫木城址

都城市姫木町に在り、今は一小丘阜をなし高さ數間廣さ僅かに一尺許に過ぎざるも、往時は數倍の大さを有して居たさうである、延元元年(北朝)五月、官方肝属兼重の奥齊某(名を)こゝに猪籠る、島津貞久の將大隅式部小三郎が、柿木原惠佛等を率ゐて之を攻めた、「柿木原文書」に、

大隅國菱刈村木原太郎左衛門入道惠佛（○政宗薦佛に作る）謹言上

右於ニ惠佛最翁御方一度々抽ニ軍忠之上、肝付兼重同彦太郎兼隆以下徒等爲ニ誅伐、去五月五日、駆ニ向日向國中城木城、惠合數ニ合戰之處、自身被斬、右首此段當國菊生太郎・同國横川藤内兵衛尉見知之上、其日太將大隅式部小三郎・并當國守護代森三郎次郎被、遂ニ實驗候畢、然早抽ニ軍忠之上者、預ニ御注進、賜ニ褒勵狀爲ニ恩賞、言上如件

建武三年六月 日

（島津貞久） 承 了（花押）

此時島津貞久は、大隅加瀬田城（肝付村）に肝付兼隊を攻めやうとして居たが、高城の兼重が援兵を出して其後を伐たんことを恐れ、之を牽制せんが爲め本城を攻めさしたのである。

「庄内平治記」に、天授二年今川満範都城攻の時、相良の將氏頼こゝに降り、翌年三月一日の戦に、氏頼は戦死したりとあり、「庄内地理志」にも、永和三年（天授）戦の時、寄手肥後國相良氏頼、姫木山に本陣を構へ戰死したとあるが、相良氏の系譜に依れば、氏頼は前頼の弟兵庫允頼書の幼名で、後歷永元年に、前頼と一所に戦死したとあるから、他の相良一族のものであらう。尙ほ「山田聖業自記」には氏家としてある。

梅 城 址

中郷村大字梅北字餘貫に在り、岡阜に依て之を築き、高さ三丈五六尺、四層塔、田圃を帶び、西方豐丸川に臨み、分れて飛水城、上村城、中ノ城、新城の四區となり、其間濠溝を通じて居る。

都城舊記に、梅北城は萬葉年中平大監李基居城にて、其子孫承製すとあり、季基は女婿作兼貞に譲り、

答野(本吉)に老せしとあれば、其子孫承襲すとは、伴姓たる梅北氏であらねばならぬ、されど其頃城居せしとは、後世の例を以て言へるもので、信を惜き難いやうである。

興國より正平の初つ方、畠山直顯の勢威大に振ひ、日隅各地に轉戦して居る。貞和中(義正平)直顯當城主たりと傳ふるは、其間一時此處に居たものか、貞和二年(正平)直顯益貴の地に光明寺を建立せし事なき、直顯に關した事が幾つて居る。

其後長祿三年に至り島津忠國(九代)其臣島津出羽守有久をして、梅北を守らしめ伊東氏の押へとした、有久は久豊(八代)の四男大島氏の祖である、有久同年七月三日三保院小山の戦に死し、其子忠福(初め次郎三郎城主)父に繼て梅北を領した、文明十六年十二月既肥の役に出馬し、鍛ヶ倉の戦に傷き家に歸つて死んだ、斯くて城男忠明其後を承け、大島氏梅北に在る事三代に及んだ。

明應三年夏、北朝數久志布志領主新納忠武と兵を合せて當城を攻め、城下を燒て神社佛閣悉く蕩焼した忠明城を委して去り、梅北は忠武の領する所となり傳へて其子忠勝に及んだ。(島津源史、島津久)

享祿元年、忠勝伊東祐充と難を構へ、伊東氏小野原(上長)に陣し、忠勝梅北より兵を出し、冷水(安久、南湖)に戦つた、兩家共に敗を北脚忠相に求めたが、忠相伊東氏を助けて大に忠勝の軍を破り、首を斬る事七百三十級、「島津國史」記する所最も要を得て居るから、左に引用する。

享祿元年戊子、伊東氏屯一日向小野原、志布志領主新納忠勝屯ニ冷水、夏五月朔日、伊東氏擧ニ忠勝、忠勝票之敗ニ其前軍、會北朝忠相將三百餘騎、軍ニ城今尾、忠勝伊東各求ニ授於忠相、忠相欲ニ助ニ忠勝、家臣大久保刑部左衛門、有田加賀日、新納氏不願ニ同宗之義ニ動懼侵ニ我財部院、今克ニ伊東軍ニ則乘ニ勢擧、我必矣、不、如與ニ伊東氏、并ニ兵擧之以挫其銳、則我邑其免乎、忠相從之、破ニ走忠勝、追至ニ梅北城下ニ而還。

城ヶ尾は、郡城市木の前、安久梅北兩街道の分岐點より、東方の丘陵地である。

天文七年二月二日、北郷忠相本城を改めて之を取り、島津忠朝（（貳肥））の譜に依り、同年八月六日、其領する高城二百八十町と交換して、鹿北は忠朝之を演し、知賀大和守忠幸命ぜられて梅北地頭となつた。然るに永祿五年、宗家より貳肥軍務の勢を賞し改めて、板北八十町を島津忠親に與へたが、忠親は之を北郷時久に附屬せしむる事になつた。（島津久）

忠親は北郷忠相の子、天文十四年宗家の命を以て島津忠廣（忠朝の子）の養子となり、貳肥領主であつた時久は忠親の子都城領主である。

慶長四年庄内の大亂には、忠真の將日置晋左衛門・同登内・澁谷仲左衛門等守つて居た、翌年事平ぐに及び三月十日退散した。元和偃武一國一城の令出づるに及び、廢絶する所となつた。

附 伴 氏 及 梅 北 氏

伴氏の出自に歎説あり、「肝付家譜」には、天智天皇に出づとし、弘文天皇（皇子）の子與那足の裔とするもので、志布志源姓地方には、天智天皇御遺跡の傳説さへ出來て居る、家傳に、もと大友の二字を用ゐたのを、後に文字をも伴と改めしといへき、之は「後紀」に弘仁十四年四月王子改大伴宿禰爲伴宿禰觸諱也とあるを記れるものなること、「管窓忠考」も述べてゐる、第二は續紀文武天皇四年に見ゆる、肝触波に出づとなすもの、第三「姓氏錄」に、大伴宿禰は高皇產靈命五世の孫天押日命の後なりとなすものである、按するにもと大伴氏であり、淳和天皇の諱大伴親王を避け、伴氏を稱したものか、今一々考ふべからずである。

「新編伴氏正統世譜系圖」に、作兼行・冷泉天皇の安和元年、應摩様に任せられ、翌年應摩に下り、神食村（今之伊敷村）に館を立て、住し、曾孫兼貞（一に兼彦）に至り、後一條天皇長元九年九月、大隅國肝付郡濟使となり、肝付（今肝張）に移り、家號を肝付と改め、高山を治所としたとある。斯くて肝付氏を本系とし、安樂・和泉・梅北・北原・藏原・救仁禪・檢見崎・岸良・前田・野崎・鹿屋・津曲・川南・川北等の支族是より出て、薩摩にては和泉調姓、鹿兒島大隅の肝付、日向の眞幸、志布志（今隅）三俣飫肥地方に根據を保ち、三州の名族として、一統大に繁衍するやうになつた。

鹿星文兼自記に依れば、平季基三侯院を領し益貫に居り、女子一人ありて男子なし、肝付辨濟使作兼貞と相知り、女子を之に妻はせ、三侯を譲つて南之郷筈野（今赤瀬）に退隱した、兼貞五男あり、長は兼俊肝付に居る、次は兼任藏原の祖であり、三は俊貞安樂氏の祖、四是行俊和泉氏の祖、五は五郎兼高神社宮の祠官となり、齋宮介と稱し、梅北氏の祖であるとしてある。此系譜の誤れるを、指摘したものに、先人伊地知季安がある、其著「管窓愚考」に、いふ

按「社傳」季基女於萬壽三年爲三六歲、云推量之、長元九年得二十六歲、據之兼貞妻之則應之在三長元長曆間一也。

按兼貞元九年當三十六歲、事如「辨濟」前以之是推之延久元年則年四十九矣、凡女產子歲限二七七、多爲二常數一據、此兼貞諸子太抵皆應之生、於延久以前、然稀ニ事證、兼任則見「文治二年」兼高見「仁安二年」而延久元年距「仁安二年」九十九年、文治二年爲百十九年、且古系圖云和泉行俊會孫成房娶「兼貞女」、按兼貞則行俊父也據、此兼貞之於成房爲二族曾祖、而成房於「兼貞」爲二族祖孫、且兼貞女於成房娶「兼貞女」、按祖姑無ニ配偶理、以之是考之之則知ニ恐非ニ兼貞親子也、故如「行俊」非ニ謂之兼貞祖兼行子弟則其曾孫成房不可、娶ニ兼貞女、娶高等亦後ニ於兼貞「太孫百年多皆當ニ其孫、若曾ニ娶古籍關漏既無ニ可、考後世

爲講者強羅「追考」難審淑姓只頼後人各傳其別祖於倫爲三郎或爲三郎之類上探
藏系圖姑如兄弟故其有乖如上如是然今也尙遠而莫山考究姑從舊說爾

立兼白記を底本として、書かれたる名勝圖會等、從來の記録は、季基女子一人ありて、男子なしとある
を製用せるが、長谷場文書建暦三年四月の條に

前略 平大監季基朝臣御子息平五太夫兼輔朝臣云々
の文字あり、季基には、兼輔なる男子があつた事になり、又作姓津曲系圖に、兼貞の長子兼俊の母は、
阿多氏であるといふに従へば、更に幾多の疑問を發見すべく、證する所、立兼が其祖先の系譜を、自記
に著はす際、既に正傳を失つて居たと見るべく、従て之を沿襲せる從來の記録は、其一部に間違を來し
てゐるのである。

肝付氏は大隅高山に居り、世々肝付辨濟使と日向三保院司を兼ねて居た、後年肝付兼重が三保八郎と稱
し、高山を根據とし、三保院高城に砦城して、王事に盡せしもの、如何に肝付氏と三保と關係深きかを
知る事を得やう。

薩藩舊記所收島津御庄所施行狀、建久園田帳等、其他古文書に徵すれば、伴氏が左衛官人として如何
に繁衍したるかを知るべきであるが、中野村富山文書に依るも、次の如く伴氏數人を擧げられる。

□ □ 庄政所下 百引村
□ 定道辨濟使職事

勾當僧安置

□ 爲令執行一事已上所遣如件部内宣承知用之□下

安元元年十二月 日

作 伴 藤 藤 藤 藤 藤
作 伴 漆 漆 漆 漆 漆
朝 朝 朝 朝 朝 朝 朝
臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣
(花押) (花押) (花押) (花押)
(花押) (花押) (花押) (花押)

島 原 原 原 原 島

目代散使 別當執行 別當執行 別當執行 別當執行 別當執行 別當執行

伴

作

朝

臣

(花押)

別當執行

難て益實に居た梅北氏に見るに、梅北西生寺山王社仁安二年丁亥三月二日古板に、大施主且那散使伴朝臣兼高とあり、同西生寺大曼陀羅院修造記に、弘安元年戊子八月修造之、中略于時施主兼高五世孫子右衛門尉朝臣助兼、六代孫□郷辨濟使伴朝臣兼郷とあり、安久村なる正應寺の傳には、兼高を島津庄宰と記し、其男伊賀坊井に堅者坊は、三井寺に修行したとある。(以上名押)
建武元年七月、「島津莊日向方南郷澄妨銀鑄謀反人等交名人事」中には、梅北孫太郎貞兼當郷辨濟使となり、梅北氏が神柱官齋宮介として、將又辨濟使として、梅北地方の豪族たりしを知らるゝ、たゞ其事蹟の明かならざるを遺憾とする。

新宮城址

五十市村大字横市石峯の東南十町許に在り、古城小丘をなし、其頃一反五六畝許、小城其南に在り、其頃約三畝歩、古城の北に弓取ヶ谷あり、東に流れて一小谷を開き、南東は村落を隔て、横市川が流れている。

延元元年（建武）十二月官方肝付兼重の奥萬^{ミタケ}に相應る、同六日結城行卿、友永澄雄、福寛清種、同清道等、攻めて之を降した、「蘿藩舊記」「肝付兼重傳」に、

十二月兼重使^三部下兵成^ニ新宮城^一（財部^二）^{（中）}重臣使^三結城行卿、友永澄雄、松井四郎賴理、福寛清種、

八郎清道、如^ニ下財部^一、攻^ニ新宮城^一、城兵拒^ニ之、亦委^ニ城去、

とあるものは是である。

「福寛文書」（建武四年四月廿三日）

前略 同二十二日（○延元元年）爲^ニ對^ニ治兼重、結城保七郎行卿、友永七郎澄雄、被^ニ飛向^ニ聞、相共

同十二月六日、押^ニ寄兼重下財部院新宮城^一、致^ニ合戰^一云々。

安永城址

庄内町字内城に在り、城内分れて内城、（本）新城（二の）今城、金石城の四となる、北は原野に接して堀切あり、南より西北は、市街田圃を隔て、安永川を帯び、要害堅固であつた、今畠地又は林叢となつてゐる。

應仁二年、北解持久（代五）初めてこゝに城を築き、藤原道より移る、「莊内平治記」に、

薦略安にて（薩摩）三年を過ぎたり、應仁二年戊子の歲、要害の地を撰びしに、同安永の内にて、勢田ヶ辻といふ處ぞ、城廓に然るべからんと申者ありければ、即ち彼地をトし見るに、南方には河流を湛へ、東西は谷深し、北は切處に縫きたり、敵を防ぐの便ありとて、此處に城地を構へ、鷲翼之城と號しけり。

とあり、築城に當り、島津國久、同季久、人を遣り役を助けしめた、「島津久家々傳」に、

應仁二年、城を北郷安永勢田ヶ辻に築く、島津薩摩守國久、島津豊後守季久、人を遣り役を助く、工城り、就て之に居る、安永城と號す、

とあり。

持久文明二年卒去の後は、義久繼ぎて居城したが、宗家立久より、都城は義久以來代々北郷家の本領なりとて、再び義久に返し與へられ、文明八年六月二十一日に、都城に遷住すること、なつた、（都城々城敷）久の傳業照應仁二年よりこに至る九年、享徳二年持久高城に移つてより、薩摩迫當城を経ては二十四年である。永正十四年七代數久老を告げ、家を長男忠相に譲り、當城に徙つた、數久は大永元年に死し、釣磯院に葬つた。

天文五年、北郷忠相、北原氏と交戦の際同二月二十五日、北原氏山田の兵を備ふし、安永を攻めやうとした、忠相の兵之を防いで敵兵六十二人を射取つた。北郷時久の子に、次郎相久（後藤）彦正忠虎（後藤）がある、相久當城の金石城に居り、忠虎は大隅末吉城に居た、相久嫡男を以て北郷家を繼ぐべきに、侵入ばらの義に依り、天正四年、弟の忠虎家督を受くることになつた、讒口益々便を得、同七年八月晦日、相久遂に千秋の恨を呑んで、金石城に自殺した、墓は釣磯院にある。

慶長四年庄内の亂に、本城は十二砦の一であり、忠眞の將伊集院五兵衛、中山平太夫、白石永仙等が守つて居た、永仙はもと紀州根來の僧で、伊集院の廣濟寺に居り、後還俗して伊集院氏に仕へ、此役忠眞に勧めて兵を擧げしめた、山田野々美谷砦り、恒吉開城し、忠恒進んで志和池城を攻むるに及び、謀を好める永仙は、十二月八日、兵を中霧島、諏訪山、風呂谷、根ヶ谷等に伏せ、輕卒を率ゐて山田城に向ひ、鐵砲を發ちて戦を挑んだ、在番の勢の中より、種子島の軍二百人許り打て出で、永仙の兵伴り邊て引退くを、追て諏訪山に至り、中霧島の伏兵起り、種子島勢打負けて、大古川、面ヶ田の深田に陥り、残りなく討たる、永仙又安永城中に虜を積み、火を放て煙突を蔽ふた、志和池森田の本營より望み見て、安永城既に陥るとなし、忠恒自ら軍を督して安永に向つた、大迫（安永城の東）を越す頃、諏訪山、風呂谷、根ヶ谷の伏兵一度に起り、城兵亦出て戦ひ、三面合撃、島津勢討たる、もの五百餘人であつた、忠恒の麾下で名ある勇士數多討たれし中に、哀れをとせめたのは、富山次十郎である、次十郎生年十六歳、容儀あり、此役風呂谷に戦死し、兩軍哀惜せざるはなかつた、墓は字合戰場莊園中にあり、墓碑高さ二尺餘、正面に富山次十郎墓と刻してあつたが、明治の始め頃、富山氏の墓地へ移された、しるしに植ゑし一株の櫻樹、今は昔を語りげに咲く、新納忠元追悼の歌に、（を傳んで説えだある）

昨日までたが手枕に亂れけん

蓬が本にかゝる黒髪

當城は翌五年忠眞降るに及び三月二日を以て降参した。

附 安永名稱の起源

「島津久家々傳」資忠藤原追入部の條に、

前略 居城を薩摩迫に定む、安原権現の安の字を取り、地名を安水と稱す、
とあり。

因に島津忠久堀之内御所にある時、領内安穩長久にと、其上下の二字を取つて安久の地名起つたとの傳説がある、果して右四字の上下を取り入れたものであるか、又は名に依つて後世附會せるか、それは確實なる根據を持たぬ限り遠斷は許されぬが、住所を譲りて、名づけられたと見るものに尚ほ祝吉末吉豊滿なさがある。(庄内地理志)

山田城址

山田村大字山田字假屋下に在り、山田城古圖に依るに、往古は荒神山といつた、其東方平地を隔てて、
山田川に臨み、丘陵に依て築けるを本丸とし、高さ六七丈廣さ二反餘、其東に少し離れて小岡あり、庚
申ヶ尾といふ、上總城なるもの足て、本丸の西北に安房城ありてこれに接する、本丸と城ヶ谷を隔
て、二の丸(城跡)がある、廣さ四反餘、取謫西猪等は、本丸の西南に並んで居る、南は原野に連り、黒
堀遠堀の二隣は、西北より東南に亘り、長さ十三町に及び、山田川と略閣狀をなして本城を圍繞して居
た、現時村役場を舊本丸の下に置き、本丸、上總城跡等、拓て鐘樓其他の建物あり、地形大に變じて居
る。(翻版第一七、第一八)

當城の創築は史料闕失して明かでない、正平中島津忠宗の六男實忠、莊内北郷三百町に封ぜられ、初め
て薩摩迫に入部した。(薩摩迫は今山田村) 同地は當城を去ること僅かに一里、而して山田は北郷三百町の内
であつた、(薩摩迫の) されば當城も此頃に創築されたか、其後相良氏北郷の地を侵し、尊て北原氏之を領
したと見ゆる、「文慶六年三州諸所領主ノ記」に、庄内山田城主に肝付大炊助とあり、大炊助は象徴とい

ひ、肝属兼重の玄孫たる兼元の三子で、北原氏と同族の織故がある。

明應四年四月、都於郡領主伊東伊祐、島津播磨守を志和池城に攻めた時、北原兼藏山田に隣して伊祐を助けたとある。(島津久家傳) 其後白坂左衛門、北原の守將として當城に在り、永正の頃釣村伊豫守の内通に依り、北郷數久之を攻取り、一族六郷久家を城主とした。永正十三年十一月八日には、其祖寳の爲に、山田神社を再興して居る。(同社)

大永二年四月伊東氏が大舉して都城を攻めた時、久家は、伊東北原の爲に山田城を取らんよりは、野々美谷を伊東に、山田を北原に返すべきを建議して用るられず、遂に死を決して、伊東氏の梶山城を攻て討死した。小杉頼武等で城主となり、北原氏に改められて上卒六十三人と共に戦死し、北原の將、同遠江守城主となつた。(島津久家傳) に、

大永二年北原氏山田を取る、大永三年四月十日、忠相抜て之を領し、四年五月一日、忠相北原久兼と和し、山田を北原に返す、

とあるものこれである。

天文十年より、忠相率りに兵を志和池山田に出し、其五月に當城を攻めて居り、同十二年正月二十一日より、都城安水の兵を以て之を圍み、廿四日之を陥れ、北原遠江守を斬つた、山田是より全く北郷氏に歸し、一族北郷圖書助忠茂、延蔵となつた、圖書助は弘治元年七月飴肥救援に赴て戦死し、其子圖書助忠俊も、永祿十一年二月飴肥小越の戦に戦死した。慶長四年庄内の亂には、伊集院忠真、其將長崎休兵衛をして當城を守らしめたのであつた、同年六月二十三日、島津忠豊、新納忠元、村尾松清、入來院重時等之を攻め、攻戦卯より午に至つた、城兵拒ぎ戰ひ忠豊の旗を尊つて城に堅てた、寄手の兵之を望んで、味方既に先發したと思ひ、争つて城中に攻入り、

守將長崎休兵衛、加番中村與左衛門を始とし、三百餘人を斬り、城遂に落ちた。九月晦日、島津忠臣本營を東幕島より此に移し、尋て十月二日森田に移つた。忠臣の亂、當城は其十二歳中最初に陥落し、戦いの全局に影響を及ぼしたもの實に多大であつた。

徳川内府は、此亂島津家に對して好意を持ち、近傍諸藩に下知して援軍を出さしめ、又山口直友を遣はして、其意を傳へて居る。山田落城に對する家康の書狀に、

六月二十四日の御狀、一昨十日參着令得其意候、源次郎先手の沓籠置城即時に攻破り、百餘人被打拂之由、誠に以て謝き儀に候、彌然御油斷御行尤に候、定而源次郎居城も程有間敷候、乍去人數等不損機被仰付可然候、尙御左右待入候、恐々謹言

七月十六日

薩摩少將殿

とあり、そこに老功なる彼の機略が窺はれるのである。

元和偃武の後、一國一城の令出て、當城も廢毀した。

薩摩追

家康(利)

山田村大字中霧島字古江に在り、此地四方より來れる二つの丘陵東西に亘り、古江川は其間を流れで一小谷を開き、規模は小さいが切通要害の地である。

後村上天皇の正平七年(文和)島津忠宗の六男賀志筑前金隈の戰功を以て庄内北郷三百町に封ぜられ、同年十二月二日、初めて鹿児島より入部し此地に居り、氏を北郷と號し、安原種現に因みて地を安永と稱

し、天授元年（永和）其子義久が都城に築くに及んだ。
此時入部の從臣は左の人々であつた。

津曲四郎助兼

樋左近將監頼治
山内美作守義永

相良氏の旗隊麾に
居て乙守と稱す

入水伊賀守篤明

岩切信濃信爲
蒲生對馬義賢

大河原越後義賢

椎屋尾張介棟重
山下某

黒木大膳宗春

斎藤某

野間和泉守久常

黒田某

桑山某

庄内地理志

資忠は是より先き、文保二年三月勳功の賞として、父忠宗より日向國河南北郷の内參ヶ武、山西中之郷の地を賜與せられ、延元二年（承武）八月二十二日、足利尊氏より越中國阿部郷を賜はつて居る。さて北郷の地域は、「莊内郷村隣」に依れば、前川内村、中霧島村、西嶺村、山田村、今之志和池村丸谷、野々美谷村、一部は三後上金田村、川東、宮丸、横市三村の一部等を含みたるが如きも、時代に依り多少の出入があらう。正平十一年宗家貞久其子氏久と共に一時官方に屬し、菊池氏と連和した、依て尊氏は相良定頼に、日向州庄内の地を與へた、「相良文書」に、

日向國北郷領家職事爲兵糧料所々預置也任先例數沙汰可被抽軍忠仍執達如件

延文四年十一月十四日

治部大輔（花押）
（島山直顯）

相良遠江守殿
(定相)

「島津國史」にも

初公（貞久）賜三尾張守實忠、莊内北郷三百町、後更三其地、據三島房公諸次摩領主相良氏系圖、（中略）延文
城前廣、盡收三日州莊内之地。實

とあり。

斯の如く薩摩迫二十三年の北郷氏は、相良氏より侵略を受け、漸次其領地を失つたやうである、正平十四年宗家貞久入道道麥、資忠に大隅國本庄内財部院を譲與してゐるのは、其喪ひし所を他に補つたものである。

北郷家系圖所收「北郷文書」

譲與舍弟貞忠分

大隅本庄内財部院事

右所者限永代所譲與也於右有限御公事者總領師久支配先例可勤仕之狀如件
延文二年卯月五日

道廢

延文二年は四年の事で、南朝正平十四年に當る、然るに同十九年甲辰七月二十五日、實忠此時入道して
 二男夫太郎丸(後美濃守官久峰山義子)に、日向北郷三分の一を與へて居るのを見れば、五年を出でずして略舊領を恢
 復せしものか。(久峰山義子)

(家々傳)

「北郷文書」

讀與夫太郎丸分

右日向國北郷三分壹限永代所讀與也但有異於公方御公事舊守絶領宮次郎丸支配任先例令勤仕可知行
 之狀如件

貞治三年七月廿五日

道(實忠) 明(判)

宮次郎丸は、實忠の嫡男義久である。

實忠は九月二十日不詳卒す、謚は山久院殿月窓道明居士、墓は庄内町字宮原、山久院址(今、村野神社境内)にある。

後花園天皇の寛正六年六月廿九日、北郷持久(代)其子義久と高城より再び此地に移り、應仁二年安永城を築て移つた、薩摩守の館址は、字西の地にあつて、今は畠地となり、本丸、二の丸、大手、搦手、馬乗馬場等のあと、古老に尋ねて僅かに知るべく、又内屋敷、日向ひの鼻等の名が残つて居る、城内に紀りし若宮八幡は、今安摩武二方に祀られてあるが、安摩氏の先代佐右衛門が、宅地を移した爲め、舊址と川を隔てた向ひ側數町の所になつて居る。

安摩宅の山上字藤田にも、馬跡の跡があり、又荒廢せる墓地もある。

志和池城址

志和池村上水流の岡阜に依り築く、一に鶴丸城といつてゐる、城を分つ事五つ、東なるを本丸（城内）といひ、高さ五六丈乃至八九丈、廿餘廣さ二反五六畝、今、日清日露戦役の招魂碑がある、其西なるを二の丸（城中）といひ、高さ五六丈周圍約六町、其頃成さ八反餘、西辯又其西に在り、新城は二の丸の北谷を隔て、ある、又二の丸の東にあるを小城（今尋）といふ、當城は東南大淀川に臨み斯岸をなし、西北は環らすに遠池の池水を以てし、要害頗る堅固である、城に四口あり、柳川原口は本丸と二の丸の間で南口である、今南口は小城の東北東口であり、羽田口は新城の東端、北口であり、幸祥寺口は西辯の西で西口である。（翻版第一九、第三〇）

當城文明以前は明かでない、「庄内地理志」には、「文明六年三州諸處領主記」に近鄰諸城皆領主を記すに、當城のみ獨り之を欠ぐを以て、「文明の頃志和池といふ稱號なし」と見て居る。

前記三州諸處領主記に見ゆる下城々主、（當城内）島津伯耆守豊久の子に、源左衛門忠堯がある、文明十七年、島津忠昌・筑肥に出席して伊東祐國と戰つた時、忠堯は志和池城主であつた、此役真幸領主北原立兼祐國を助けて筑肥の陣に在り、別軍を出して栗ヶ瀬（今の西林村）霧島等の聚落を焼き、島津軍を牽制して居る、忠堯當城より兵を遣はし之を擊破した。「島津國史」に、

前略會々真幸兵、幡ニ栗ヶ瀬島等聚落、志和池領主島津源左衛門尉忠堯遣ニ兵擊ニ破之、獻ニ首末吉、
（據説文稿記）
とあり、忠堯の子に播磨守忠常がある、明應四年伊東守祐兵を率て志和池城を攻め、北原兼藏山田に陣して之を助けた。

伊東尹祐は、先代祐國が「兵」の役に敗死せしを恐れとし、兵を山西に出して頻に島津領を侵したが、同年十一月和議が成立して三俣院千町を得る事になつた、此時伊東氏を助けた北原氏は、志和池を得たものか、「庄内地理志」に、

島津播磨守忠常と北原氏と合戦年月不知、爲北原領、

又同書領主地頭の次第に

島津播磨守忠常右忠亮子也、無動志和池領主也、雖然爲北原某「被ニ攻撃」力盡降、退「蘇府」奉ニ仕木

守勝久公。後略

とある、忠常の子忠光はじめて志和池氏を稱し、其子忠重に至り北原氏に仕へた。

其後北原忠相出るに及び、永正の末年難を三俣に構へ、志和池城を攻めて之を陥れた、それで大永元年三月には、伊東の將荒武三省が、本城を攻めた事が、「日向記」に見えて居る、「荒武文書」に、

今月八日、於志和池城、先懇勝負之忠勤義三美之至誠依難盡紙面開筆恐々謹言

三月十六日

尹祐

荒 武 藤 兵 蔭 殿

その後、當城は又北原氏に屬したが、天文元年北原忠相・島津肥前^氏北原相合して伊東氏の高城を攻め、同二年高城陥落後、領地分配より不和を生じ、同五年十一月には、忠相の兵城下の町を攻め、首級五生擒若干と注せられてゐる、天文十年六月十六日、伊東北原聯合して北原氏と高城に駆つた、同二十六日忠相兵を志和池に出し、城主北原又八郎祐兼以下五十二人を討取つた、同十一年二月、忠相志和池村、水流・穂瀬等の夢作を荒し、猪の越に篠入し、矢軍あり、三月森田・兒玉口・西若等の夢作を放らし、城兵出て戰

つた、六月北郷氏の梶山勝闘の兵と、北原氏の志和池の兵が平江（木にあり）に戰ひ、北原方敗れて退ひた、八月伊東北原聯合して高城を攻め、小山河原、寶光に戦つて敗れ、志和池城主白坂不總守以下討たるゝもの七百三十餘人に及んだ。

斯くて同十一年十二日には、忠相野々美谷を陥れ、翌十二年正月には山田を陥れ、次第に宮城に迫つた、同年五月忠相は高城より、嫡子忠親は都城より宮城を攻め、遂に之を陥れた、今「島津久家々傳」に依り其戦を記する、

五月九日、忠相兵數千を率ゐる、志和池城を攻む、都城・野々美谷の兵は柳河原口よりし、安永・山田・財部の兵は幸祥寺口よりし、高城・山之口の兵は、羽田口よりし、梶山勝闘の兵は今治口よりし、四面合圍す、忠相自ら先發して新城を破る、都城の兵之を觀、橋を西岸に架して進む、財部の兵は速池を渡て本城を攻む、翌十日城主其質を出して降を請ふ、忠相有田加賀守伊弉丹波守をして城に入て事を決せしむ、翌十一日、主持民部少輔・小杉右近をして、取城の式を行はしむ、此戦北郷久夏の武功衆に屬ゆ。

慶長四年、庄内の亂には、忠眞の將伊集院姫部介・春成入道一忠・園木治右衛門尉等が守つて居た、此役志和池城は十二城中の堅寒として、島津軍の最も力を致せし所であつた、六月山田城先づ落ち、野々美谷等で落城するに及び、總軍齊しく進て本城に迫つた、十月忠恒の本營を城の西南森田に置くまで、當城の經過を、「島津國史」に依り記すれば、

十三日（月）山田城攻兵、與ニ祁答院軍共攻ニ志和池及野々美谷、不克而還、敵軍尾ニ擊之、至ニ東霧島、祁答院兵據ニ二王門、拒ニ之、敵軍乃去、十五日（月）祁答院軍擊ニ志和池城兵於橋岸邊（在志相）又從ニ九谷村、横ニ擊之、城兵敗走、遂至ニ志

和池城羽田口、獲三東幕島蒙澄法印

一

冬十月二日、慈眼公（○恩也移屯森田）、進軍國ニ志和池城、經ニ築道、又設ニ望樓於城西。忠恒の木營森田につづき、入來院重時は其西に、阿多長壽院島津忠豐は其北に、島津征久は城北天神ケ尾に、寺澤吉厚守廣高（唐）、大田飛彈守政之（白秋月長門守（財前後）高橋右近本夫元種（蘇）の兵は其後に、北郷良千代丸の兵は、城に築つて葦園ヶ尾に營した、大田・寺澤・秋月・高橋諸氏は、家康の命に依り來援したもので、其營を京陣豊後神といつた。

十月には、高城より伊集院の將小牟田某等兵を出して赤箭を試みて居る、「島津國史」に、

十六日（廿一）高城軍海三森田營、放銃公徒與三祁答院兵「共逐之、戰ニ高木一破」之

十二月には、井樋の下より遠日塚に至るまで、竹櫛を設けて城の糧道を絶つた、「島津國史」に、

十二月四日、命下於志和池城西四面一結木爲櫛以隔内外

城中には、所在の民衆を入れて居たので、糧食が全く盡き、牛馬を殺し食に充つるに至つた、忠眞種を桶に納め、夜窮に大淀川を流逝した、此の如くする事連夜、事遙に覺はれ、島津軍糧綱を水上に張つて之を奪ひ城兵に示して嘲笑した、城中益々餓ゑ、遙には履革草席を煮て、食に充つるの慘状を呈したのであつた、此間小ぜり合は度々あつたが、飢困遙に如何ともすべからず、翌年二月、糧部介城を以て降つた、「島津國史」に、

五年庚子春正月四日、伊集院軍遂ニ糧於志和池城、夜境ニ木棚一而入、我師逐之殺ニ六人、其餘棄ニ糧而逃奔、入ニ城中、城中益飢困、十六日、志和池城出レ兵燒ニ我軍一擧破之、志和池城被レ圍累月、城中食盡、二月五日將士潰散

元和偃武一國一城の令に依り廢毀する事になつた。

野々美谷城址

志和池村大字野々美谷、麓の北隅、岡阜に依りて築き、高さ六七丈、東大淀川を帶び、北に大谷の谿谷があり、西北に延びて大谷頭に亘りて居る、本丸（熊頭城）を圍みて北に御前城あり、其廣さ二丁七反其西なるを西丸といひ、南なるを八幡城といひ、又其南なるを石垣城といひ、石垣城の東北なるを倉持城といひ、倉持城の北に内城・尾崎城、が相並んでゐる、而して最西南なる二城を取調といひ、凡て十島に分る、各城の間、幅十間許の深隠縱横に通じてゐる。今、村道、志和池より來り、諏訪城には諏訪神社を奉祀してゐる。

創築の年月は詳でないが、正平七年、島津忠宗六男實忠北郷三百町に封ぜらる、野々美谷は北郷の内であるから、此頃はじめて築造されたものか、其後相良氏に侵略され同氏の有に歸し、（薩摩道の）再び北郷氏に歸したものと見ゆる。

應永元年球磨源主相良頼當城に據り北郷氏に攻められて前頼及舍弟兵庫允禪書・四郎頼成・九郎頼成皆戦死した。（後文日向北郷に於ける相良氏空照）

同年七月六日夜、島津元久、北郷義久等をして尚ほ本城を守れる相良の兵を射て之を陥れ、相良麾下の勇士千町牟田某等を討取つた。

義に博山氏は博山の城を乗取られ、北郷家に續つて居たが、戰後博山晋久を城主とした、晋久本城に移り、始めて城内に諏訪神社を勧請した。

晋久より教宗・教久・滿久・長久・五代相繼き本城に居る。永正十七年伊東北原聯合して莊内に侵入し野々美谷を襲つた、城中甚だ守戦に苦み、七郎久秋・宮丸次郎太郎久形、之に死んだ。

大永元年五月十日、長久其子廣久と大隅小濱に轉封、椎山氏當城に居ること百二十七年、以後北郷忠相之を継ぎ、其將北郷右衛門尉尙久をして守らしむ、大永三年十一月八日、都於郡領主伊東尹祐、眞幸領主北原久兼と聯合して本城を襲ひ、尙久防戦大に力めたが、遂に流矢に中つて死し、城兵尙ほ數日を支へたるも、糧盡き勢屈して、遂に落城した、尹祐も此陣中輕に死し、やがて軍を引上げた、明る四年五月五日、北郷氏は、本城を割て伊東氏と和した、伊東氏は三俣の内八ヶ所に城砦を築き、守将を置いたが、本城は所謂其八城の一である。

伊東氏其將木良尾振守をして本城を守らしめ、領する事九年、天文元年十一月、北郷北原島津肥前の三家聯合成り、伊東氏を攻むるに及び、本城は北原氏の將白石、長野等、八千餘人を率ゐ來りて之を陥れ、戰後北原氏配分して之を取り、爾來此城を有する事十餘年に及んだ、其後北郷北原怨を構へ、爭戰に及び、天文十一年十二月十六日、北郷氏之を攻落し、北郷信濃守久詔父子をして守らしめ、尋て北郷三郎左衛門地頭となつて之を守る。

慶長四年庄内の亂には、伊集院忠真の將、有里田大炊左衛門之を守つて居た。

九月十日、島津忠恒十萬寺原に軍し、北郷三久先鋒となり、小松ヶ尾・小谷頭・釋迦堂原等に戰つて、伊集院軍を破つた、城兵の出で、戰ふもの、城に向つて遁る、を、三久追撃して外郭に攻入り、首を獲る事八十餘級、守將有里田も、伊東原に駆逐し、營城は僅に餘喘を保つのみとなつた。

「北郷文書」

去十日於野々三谷、其方手之衆致合戰得勝利、首數附拂注文到來珍重候、各令粉骨或討死或被斬由尤神妙、恐復無極候、備可抽軍節候、恐々謹言

慶長四年九月十三日

北郷長千代殿

忠

(花押)

「島津國史」

十日(九月)

北郷喜左衛門尉久陸率三百騎「助」之、軍三鶴島、安永村會上井仲五兼攻、肝付伴兵衛家定、長勝院、
 濱根櫻豐、川田大膳亮、與野々美谷城山勝潤之兵、「戰」於小谷原、「在那威縣」^ノ、野々美谷村^ノ御答院兵^ノ、三城兵^ノ
 破^ノ之、又敗^ノ高城守^ノ比志島彦太郎於^ノ舞迦宗原、「在野々美谷村^ノ乘レ勝入ニ野々美谷城^ノ搦手」、斬首八十餘級
 五年三月忠真出で、降るに及び三月二日城を致して退散した。

元和德武一國一城の令出るに及び廢殿した。

附 日向北郷に於ける相良氏

相良氏は、建久中肥後國多羅木より人吉の莊を賜はり、謙倉以來の舊族である、相傳へて兵庫允定領
 になつた、延元元年足利尊氏、教書を定領に下して、肝付兼重を君たしめた。

「相良文書」

尊氏(判)

謀反人肝付八郎兼重同源太郎以下凶徒等事相傳一族并國中地頭御家人及名主庄官不廻時勅令討伐可
 驅參之狀如件

建武三年二月四日

相良兵庫九殿

定頼は武家方として肥後各地に戦ひ、正平六年以來日向眞幸院に兵を出し其地方を拘へて居る。正平十年、(文和)九州探題一色範氏が、定頼及び其一族に、北郷及三保院の地を與へて居るのは、其戰功を賞したのであらう。

「相良文書」

(端裏書)

「一色殿御下文目録」

相良遠江守定頼同庶^口等爲一色殿御配分令拜領所領等注文(もののみを抽出する)

相良遠江守分

一所 日向國島津庄北郷百六十町 加辨分定 上移左馬助跡

一所 同 六郷分

一所 日向國三保院内南方田地肆拾町

同 伴次郎分

一所 日向國三保院内南方内田地肆拾町

同 係四郎分

一所 日向國北郷南方内田地拾五町 上杉晋松丸

同 國三保院内南方内田地貳拾町

一所 左京亮分

一所 日向國三保院内南方内田地伍拾町

一所	日向國三保院田地參拾町	同 壯三部分
一所	日向國三保院田地拾五町	同 彥四郎分
一所	日向國三保院田地拾五町	同 一族村死分
一所	日向國三保院南方內田地參拾町	同 式部重跡
一所	木公左衛門尉跡	
一所	日向國財部鄉田地貳拾五町	
一所	中務重跡	
一所	日向國三保院南方內田地貳拾五町	
一所	平河又三郎分	
一所	日向國三保院南方內田地伍拾町	
一所	木野太郎左衛門尉分	
一所	日向國三保院南方內田地拾五町	
一所	牧伯耆左衛門四郎分	
一所	日向國三保院南方內田地貳拾五町	
一所	野口平次入道分	
一所	日向國島津庄北郷内田地貳拾町	

平川小三郎分

一所 日向國三保院南方内田地拾五町

稅所係兵衛尉分

一所 日向國三保院南方内田地拾五町

右任正文之旨注達如件

此内孫次郎分の地頭職宛行狀は、

(足利尊氏) 花押

日向國三保院南方内田地拾五町地頭職事爲勤功地不足并後日之忠所宛行也早守先例可致沙汰仍執達
如件

文和四年四月五日

沙 (一色範氏)
彌 (花押)

相良良孫次郎殿

然るに範氏は、正平十年九州の地を引上げて居るから、此功賞も、空手形に過ぎなかつたやうである。
正平十一年、島津氏久、一時の權宜を以て南朝に降り、北郷資忠亦宗家と進退を同ふした、曾氏之を怒
り、資忠の所領北郷の地を奪ひ、之を定領に與へた。

(相良文書別項薩摩追領家職預け狀一月十四日參看)

茲に於て、定頼は一族田中公長を北郷に遣はし、之を治めしめた、此際定頼は地を日州に擴めんとし、
伊東祐重等之に應じ、暮りに兵を北郷方面に動かした、正平十四年十月十五日、島津氏久と大隅國合原

(吉)に戰ひ、氏久は敗れて鹿兒島に走つてゐる、定頼は北郷の地をされだけ確保したか分らぬが、實忠は宗家貞久より財部院を與へられて居るから、一時北郷の地に勢力を保つたと見へる、されど正平十九年には、實忠が二男普久に、北郷三分一を封して居るから、慄々しく行かなかつたやうである。

建徳二年、(應安)今川了俊九州探題として下向した、天授二年六月、其子浦範人吉に入り、定頼の子前頼をして、伊集院頼兼諸氏に牒して其援助を求める、島津氏久に當らしめやうとした、(氏久は天授元年から武家方方に歸順し三年十月武家方方に歸す)

同年浦範の都城攻に當り、前頼も兵を出してゐる。

前頼は、一族氏頼と共に、南朝の年號を奉じてゐた程で、宮方に志を通じて居たもの、如く、弘和三年には、後征西府の宮から、球磨郡内及び葦北庄安堵の令旨をいたして居る、尤も四年以後には態度曖昧になつて居るが、五年には、尚ほ三侯院に兵を出し、和田高木兩氏を攻めて居る。

「相良文書」征西將軍宮令旨

令發向三侯院令退治和田高木之由被聞食了尤以神妙御悉不少者征西將軍宮令旨如此仍執達如件
元中五年十月十三日

相良近江守殿

右少辨(花押)

應永元年、前頼北郷氏に野々美谷を攻められて戰死した。

「歴代参考」に、

明徳四年癸酉蘇陽日三箇國錯亂、日向國北郷領は、定頼公御領地の事故、前頼公御出馬、御舍弟九百兵庫允氏頼、丸野四郎頼豊、青井四郎被召、奥州郡之城御出張の處、士卒破れ候て、明徳五年甲戌(應永元)正月十九日辰刻、前頼公を始め、御舍弟三人御戦死被成候、此時都城没落仕候。

北郷に於ける相良氏は前題に終を告げた。

「歴代参考」（宋麻外史の系譜を參考）

定

賴

八郎、兵家允道江守
法號 魏國禪院佛

近江守 法名立阿

前 賴

近江守 法名立阿

今 村 賴 功	一九 目兵庫允氏	後稱書 法名 一丁
一丸 野四郎	賴成	初名賴登 法名 元賀
青 片九郎	賴範	後成 法名無寂
小 塚 賴 氏		

櫛山城址

三股村大字長田、字中原の北畔山岡の嶺にあり、小野城又屏壁城ともいふ、高十五丈、周圍一里、其嶺平坦分れて四隅となる、本丸（内城）二ノ丸、中ノ丸、（體屋）城根といふ、今細地及び林叢となつて居る劍築の年月は詳かでないが、櫛山氏の築く所といふ。

櫛山氏は鳥津忠宗の五男貢久を祖とする、「島津國史」に、

二年（正平六年）春二月十三日下文以三下野三郎右衛門尉貢久、爲三日向州白杵院地頭職・貢三勤功一也、

復領三莊内島津、樺山、早水、寺桂之、地、子孫因稱三樺山氏

とあり、樺山村古城は其居城であらう。(三國名
爵開會)

明徳の末今川貞景・佐野城に來り、伊東、相良、北原諸氏を説らひ、應永元年二月に至り樺山城を攻めたのであつた。此時宗藩島津元久、高城領主和田正覺、花木領主高木久家をして樺山城を守らしめた。和田土佐守入道正覺は、都城領主北郷義久の舅で、其子久秀忠通には外祖父に當るから、久秀、忠道太尉として樺山に向ひ、元久も兩家を教はんが爲め、兵を率ひて合戦に及んだが、和田方敗北して、二月十七日の戦に、又次郎忠通戰死し、藤次郎久秀も、三月七日の戦に數ヶ所の城を襲り、石上に腰を掛けたまゝ逃に空しくなつた。和田高木も城を棄て、各持城に歸つた。樺山吉久は(義久の娘子)伊東の勢に城を棄取られ、北郷氏にたよつたが、七月六日、元久野々美谷城を陥れ、昔久を野々美谷城に移した。

元久の營址は城の西隣陣ノ尾にあり、久秀忠通の墓は城の西隣舊大昌寺の兆城にありて、東西に雙立し、高さ五尺、環らすに石欄を以てしてある。東なるは久秀の墓で、正面に法號「日山」の二字を、西なるは忠通の墓で法號「聖安道賢」の聖安の二字を鏽してある。又忠通の石上に憩ふた腰掛の石は、舊大昌寺門前にあり、石高さ尺餘長さ三尺、亦環らすに石欄を以てしてある。(續編第一三)
本城は、其後花の木領主高木氏領し、嘉吉元年より筑肥領主島津豊後守忠朝之を領し、明應四年島津伊東兩氏歸和の後は、伊東氏の有となつた。所謂伊東氏八外城の一である。其後和平はつゝいたが、永正の末に北郷方より侵入するに及び、伊東方は勝岡城を改築し、本城を本營として、永正十七年には都城に押寄せ、大永二年再び都城を攻めた。
同年四月には、北郷方より當城を攻めて居る、「日向記」に依れば、同年四月二十六日、北郷忠相の蔵山田城主北郷久家、兵千餘人を率て來り攻む、城兵討て之を破り、久家を初め死するもの八百餘人

殘兵山田をさして敗走したとある。

享禄天文の頃には、稻津民部少輔落合某等當城を守つて居た、天文元年十一月、北郷・北原・島津(肥前)聯合して伊東氏を攻めし時、當城には北郷方より、山内・小杉・和田・起雲・兒玉・土持・河野等を將とし、四千餘人にて押寄せた、當城交戦の記録は之を欠ぎ、たゞ三家の軍、後には一手に合し當城を攻めたとある。

天文三年、伊東の將落合兼住が叛ひて、北郷氏の兵を高城に引入るに及び、當城も守を棄て、二月廿六日に退散した、伊東氏當城を保つ事四十餘年で北郷氏に歸した、忠相其勝北郷次郎左衛門久利を梶山地頭とした。

「伊東家略記」

七日加治山城主魏城而去、忠相取其地

天文十六年十二月、當城主北郷源七郎久幸は、北郷氏の將として餘肥に出役し、隈谷(吾田)の新城に、北郷將監忠直を助け、伊東軍の爲に攻められて打死した、城址に元文申隈谷・毛吉田中より立てし碑がある。

慶長四年庄内の亂には、伊集院忠眞の將、野邊辰市・同金左衛門尉・谷口外波・同伊豫等守る、九月野々美谷の戦に當城より兵を出し、谷口伊豫が上井仲吾を討取つた事が見えて居る、當城は翌五年忠眞路るに及び二月廿九日に退散した。

勝岡城址

三般村大字蓼池に在り、山岡に依て築き、其廣さ三町五反餘、城壁尙は存してゐる、創築の由來は明かでない、「地理纂考」に、

延長中島津忠宗五男島津資久に、莊内の内島津・桜山・早水・城柱等の地を與へ、當城を治所とし桜山を以て氏とす。

とあり、資久に同地を封したるは、島津五世貞久（貞久）であるが、「島津國史」に右封地の事を記し、注記して「桜山支流系圖」此事無年」とし年代は不明になつてゐる、「地理纂考」延長中とあるは誤植である、それは資久の父忠宗が、延長三年に生れて居るのでも分る、又「當城を治所とし」あるも、「名勝圖會」には桜山古城を以て之に充て、居り、旁考究の餘地がある。

明暦四年伊東島津兩氏和議成り、三保院千町を伊東氏に譲つてより、當城も其管領する所となつた、永正中都城領主北郷忠相尋りに其強城を侵し、同十七年當城を攻めて之を陥れたが、七月朔日、伊東尹祐其婿荒武麻兵衛尉に命じ之を復せしめ、城を改築する事になつた、「荒武文書」に、
度々其方被騒候而辛勞令、悅喜、候城替之事番衆中無ニ油斷可レ有ニ催促事等一候巨細皆福永民部領
所より可レ被申候、恐々謹言

十月一日

荒 武 謹 兵 衛 殿

ア

祐

尙々當番衆中禮之分可レ心得候川心城説候者不レ顧ニ無心可レ有ニ催促候重慶萬吉云々
享禄天文の際は、伊東の將加江田某之を守つて居た、所謂八ヶ城の一である、天文三年高城々主落合兼
桂が北郷氏に内應して降つてから、當城も支へずして退散し、北郷氏の有となつた、忠相乃ち其將和田

越中守匡盈を勝岡地頭とした、「日向記」に永祿の末に當城主に和田民部少輔(地)が居り、同十一年飯肥

小越の戦に其子助六と共に戰死したとある、民部少輔は越中守の子である。

(地)

和田民部少輔の墓は、飯肥町大字吉野方清光院遺跡に在り、延寶中、里正吉木五左衛門、吉野方の

村民と議し、建立したものである、大正十五年、山之城民平氏等更に祠堂を修めて其祭典を行つた
慶長四年庄内の亂には、忠眞の將伊集院如眞入道、朝倉十助、中保立著等之を守り、庄内十二城の一であつた、五年忠眞降るに及び、二月廿九日、如眞等城を致して退散した、元和偃武一國一城の令出づるに及び、廢絶する事になつた。

山之口城址

山之口村大字山之口に在り、鶴鷺三石城と號く、山間に依つて之を築き、東南は東嶽の麓に連つてゐる、城の左右に山の尾あり、一を鶴ノ尾、他を鶴ノ尾と呼んでゐる、平郡端南の實査に依るに、周囲八町二十七間、城分れて四區となり、本丸高さ五丈四尺、周闌三丁三間、二ノ丸高さ五丈四尺、周闌三町二十間、三ノ丸三丈六尺、周闌二町四十九間、小城高さ四丈二尺、周闌二丁三十三間とあり、今溝地悉く林叢となる、創築の年月は明かでない、延元元年(承武)十二月五日、土肥次郎實平三世の孫、福王寺平三郎真重、畠山治部大輔直顯に從ひ、日州三俣院に來り、福王寺に着し、三石城に住した、翌年三月直顯兵糧料所として福王寺の邊を實に與へた、真重の末裔、高城村石山村党領門六左衛門所藏文書、寫本に、

當國凶徒蜂起及二年事之間、爲兵糧所主軍忠、仍執達如件

建武四年十月二十五日

(直題) (花押)

福王寺平三郎松崎平次郎中

源

爲諭代肝付八郎兼重以下四徒、去年(建武)十二月月五日、大將軍御發向三保院之間、御供仕真重_{福王寺平}
卿三致軍忠候、以此旨可有御接露候 恐惶謹言

建武四年三月十日

進上 御奉行所

平 真 重

(昌山直題)

(花押)

又「藤藩舊記」肝付兼重傳に、

十二月(○延元)五年、昌山直題寧ニ福王寺平三郎真重等、入三保院

とあり、高城押への爲め直題より遣はしたものである。

實重より四代の孫、福王寺平三郎重尙代益、此邊を領せし山見ゆる、其後島津氏の有となりしか。
文明十七年、餘肥橘原の役に、伊東祐國戦死し、尹祐封を受け、報復の念燃にして、遂に兵を出し、當
城に海老原隱岐守等を遣はし、奉りに侵略の機を窺つて居た、然るに明應四年十一月、伊東島津講和し
三俣千町の地伊東氏に歸する事になつた、享禄天文の頃には、長倉播磨守、海老原刑部少輔等が、守將
として當城に居た、所謂伊東氏三侯八外城の一である、天文三年正月、高城々主落合刑部少輔兼佳、北
郷氏に内應して降つた時、當城も支へ得ず、城を棄て、退散し、北郷氏の有に歸し、忠相の將、山内豊

前守義清、山之口地頭となりこに居る。慶長四年庄内の亂、忠真の將、田中小兵衛、永野立義、倉野七兵衛等之を守つた、戦の初め、倉野七兵衛は堀瀬の關所を破り、東霧島に攻入らんとし、入來院重時の爲に阻止せられ、水道にて戦死した。翌年二月、島津忠恒・志和森田の營より高城に來り、實光に備を設けて夢作を刈る、北郷の兵は田原に備を設けて居たのを、當城より打て出て、戦敗れて退く、島津の軍追跡して大手口修善寺の邊に攻入り、守將田中小兵衛も戦死した。翌五年忠真降るに及び、二月二十九日、當城も退散した。

元和偃武一國一城例出じるに及び、廢絶する事になつた。

三 保 城 址

山之口村大字花之木字百地に在り、一に松尾城といふ、岡早に依りて築き、高さ六七丈、其頸分れて三區となる、北なるは廣さ凡そ四畝、南なるは廣さ凡そ三畝、今林藪となり、畠地其間に在る、創築の年代は明かでない。

正平十三年十一月、菊池武光日向に入り、豫佐城に、崩山直顯を攻めた、直顯支ふる事能はず、其子重隆の據れる三保城に入つた、武光直に之を攻め、交戦十七日にして城邊に陥り、首を獲る事三百餘級、直顯父子は逃れて山中に遁げ入り、行く所を知らなかつた、此戦は、太平記や大日本史の菊池武光傳なきに出て居るが、多くの舊記には見えて居ない、併し菊池文書に、十二月二日志布志大慈寺に於て出した制札があるので、其等から推して間違ない筈である。

此三保城を奮城に兜て、居るのは、「大日本史、國郡志」「三國名勝圖會」「藤岡日地理纂考」「日向地誌」等であるが、何等據るべきものを示して居ない、それで高城村高城、同村三保城(あり)に北定せんと

するものがあり、其しきは今の三股村桜山城に充てんとするものもあるが、桜山城説は、當時の三侯院といふのを考慮に入れないものであるから、取るに足らないとして、前二者は尙ほ考究の餘地がある、暫く疑を存して後考を俟つ。

尙は「日向地誌」には、富吉村諏訪神社境内に、地頭安藝守長久（桜山）とあるのを引て、桜山氏・高城に居り、此の城をも管轄せしかと見て居るが、桜山氏の所領は、高城に及ばず、又富吉は當城の所在地たる花之木とは、別村をなして居たから、當らぬやうである。

明徳より實徳の頃は、和田氏・高木氏の勢力下に在り、明應四年、伊東島津和平の後は、伊東氏の領する所となり、其臣落合兼有が居たやうである。花之木村永留勝軍地蔵の膝の裏に、

永正十癸酉二月十五日再興地蔵落成記
井野新兵衛丸日彦左衛門
（社寺山祐潤）
とあり、其後天文の頃は、伊東の臣川崎甲斐守・村山某等が守つて居た、天文三年正月七日北郷忠相攻めて之を抜いた。

附 高木 氏

高木氏は刀伊の賊難退に名高い中納言藤原隆家の裔である、「歴代漢西要略」にいふ、

義峰公（○中納道道）之子曰ニ文家（文家一作源家）爲中納言本宰輔、生三子、仲子曰ニ文時、延久帝時（ニ中納言本宰輔）、其子右近衛中將文貞、其子本宰大貞季貞、處御督之職、再三也、嫡子曰ニ氣前守貞永、是高木、草野、北野、上妻、於保、益田、成道等、等氏之祖也、季貞之仲子曰ニ氣太夫季平、子孫繁茂於肥前國、季貞之末子曰ニ實遠、在日向（始）花木氏、貞永有三子、長曰ニ宗貞、次曰ニ中野（在日向）、始曰高木氏、以其處爲氏號云々

然るに「島津國史」所引來氏家臣高木傳右衛門系圖には、

中納言藤原陰家貞保曰肥前守文貞、始稱三萬木氏、文貞第四子曰三實遠一

とあり、今其世次の異聞を明にする事は至難であるが、肥前國高木を苗字の地とし、實遠に至りはじめて日向花木に下向したものと見ゆる、其後延武延元の頃に、高木孫三郎久安があつた、建武元年七月、北條氏の族、遠江掃部助三郎等、日向に起り、島津莊南郷を侵略し、武家方に對した時、謀叛人等交名注進狀に、高木孫三郎の名が見えて居り、延元元年五月、三侯院王子城に武家方として參加した事「重久文書」に見へ、延元二年四月、禪寢清種等が石山城を攻むる時にも參加せし事、清種の注進狀に見えて居るも、其事蹟は明かでない、實遠十二世の孫に久家がある、久家は久安の子なるか、此時島津直綱既に世を去り、久家三侯院に最も勢力があつた、元中五年相良朝綱、後征西將軍官の命を受けて之を守ち、御感の令旨を賜つて居る、(北條に於ける相良氏)

「史鑑墨考證」に、

諸縣郡花之木は京都相國寺領となりし時、其地頭高木久家は、半濟地と申立つれき聽許せられず、守護島津元久に、高木追討の命を下さる、明徳四年の事なり、久家は肥前高木の族、世々花之木を領す、其相國寺領となりしは、蓋し此期一旦將軍家斜所となり、後に相國寺に寄附せしならん。より先き元中元年十二月九日、管領斯波義將、廢帝の地頭御家人に書を與へて、相國寺領三侯院事、宜しく守護に屬し忠節を盡すべしとあり、久家の所領、相國寺領に没入せしを以て、元中八年、久家は半濟と稱し、相國寺領三侯院を侵略せしと見へたり、「島津國史」明徳二年の條に、

高木長門守久家(半濟)、(相國寺領)三侯院、難拏詔(於管領)、三年(元中)壬申秋九月十七日、右京本夫(相國寺領)三侯院公(元)書、令禁久家侵略(於)三侯院地於相國寺上

久家が命を奉ぜぬ所から、元久は翌明徳四年には禪寢久清に書を與へて、都城に會せよと申して居り、

又其六月には、幕府に書を致し、相國寺領の事にて行朝を憲つた事を謝して居る、然るに同年の條に、

高城領主和田氏、花木領主高木氏、守日向櫛山城

とあるから、久家は遂に命を奉じたと見ゆる、翌應永元年二月に、今川貞兼が同城を攻めた時、久家は和田氏と共に支へ得ずして領地に引上げた、高木氏は其後櫛山を領した事諸所に散見する。

應永十九年伊東島津兩氏曾井に戦つた、久家の子近江守匡家・北郷・俊多・桜山・和田の衆と共に軍に従ひ、匡家は戦死した、島津久豊(元久)(の弟)高木が難に死するを憐み、其次子を召して父子の約をなし、幼名次郎三郎を與へ、鹿児島郡永吉村十二町を與へて居る、(山田御
榮昌記)匡家の後を承くるものを左衛門尉殖家(又は
種家)といつた、應永三十一年島津久豊油津に軍し、北上して伊東氏と海江田に戦つた、高木氏は此役に田野を拘へて居る、舊に殖家ならんか、殖家の孫に孫三郎章家がある、嘉吉中、島津忠國弟持久(元久)と不和、持久谷山に走り城を以て叛いた、章家等之に應じ、殖家は桜山孝久、和田正存等と持久を助けた、文安五年忠國三侯院に行き、正存を説ひ、之と謀つて殖家及其父長門守是家を殺し、高木氏は亡んだ。

附 記

花之木もと花木と唱へ古文書金石文等皆花木の二字を用ひてゐる、「山之口村寺社調」、蓮性寺釋迦如來の條に、
前略應四年辛巳、肝付八郎兼重〔依一味、同州三侯院花木應賢入道、と相見得候、花之木村前代は花木村と相唱申候云々「島津國史」室町時代の條、皆花木と書いてある。〕

高城村大字大井手に在り、一に月山日和城といふ、「御道中記」に本づき、「日向地誌」記する所に依れば、

周圍十三町四十七間、城分れて八區となる、一に池ノ城と云、高さ六丈周圍二町二十四間、二に内城と云、高さ六丈周圍三町十一間、三に中ノ城と云、高さ六丈周圍二町五十一間、四に外城と云、高さ四丈二尺周圍二町二十七間、五に本城と云高さ六丈周圍二町三十六間、六に真城と云高さ六丈周圍三十二間、七に櫓原と云高さ六丈周圍二町三十七間、八に取添と云高さ二丈四尺周圍九町七間。(第三一) (通版)

當城の一部は、後堀及寺院を建つるに當り開平され、其他は多く島地又は林盛となつてゐる。

當城はもと和田氏の城居せしものであつた、「庄内地埋誌」記する所に依れば、長久元年、大江重頼はじめて當城に下向し、和田口に城居し、其子武重に至り、和田氏を稱したるとあるも、記載精確を欠ぎ、悉く信ずべからず、其後和田氏は聞ゆる所なく、吉野朝時代に及んだ、(通版)元弘建武の際、大隅高山城主に肝付八郎兼重がある、肝付氏は伴兼貞以來、一族大に繁衍し、肝付郡の辨濟使と三保院司を兼ね當地とは縁故深いものがあつた。

建武二年、足利尊氏讃岐に駆け、朝延給旨を九州の諸族に傳へて勤王を命じ給ふた、兼重は伊東祐廣等と相呼應して、直に兵を擧げたのであつた、然るに尊氏西下して、多々良漬に勝つに及んで、九州諸族は相率て尊氏に歸したが、兼重は爾來幾星霜、彼菊池氏と共に、終始一貫して眞忠を挿んでいたのである。

尊氏の島山直顯を日向の守護に任じて官方を制絶せんとするに及び、延元元年十二月、直顯自ら大軍を率る兼重を當城に攻めた、二年一月、支城石山城を陥れたが、當城は死守して戦つたが爲め、遂に抜く事は出来なかつた、直顯は四月になつて軍を班した。

兼重は其後大隅各地に轉戦し、四年高城に歸り、直顯に備へたが、八月十三日直顯再び大軍を當城に進め、激戦十餘日に及んで、廿七日城遂に陥り、江田式部少輔家定自ら兼重と稱し、代つて死んだ、兼重間に乘じ、城を出て、肝付木城(高)に入つた。

〔薩藩舊記〕肝付兼重傳

此月(延元元年三月)

尊氏來筑紫、三月二日菊池武俊(敏)帥師、及足利直義師、大藏多々良濱、

菊池師敗績、由是九州豪族、望風多應尊氏、而兼重奉其姪彦太郎兼隆及伊藤(東)祐廣等、愈

應官軍、完聚分爭、以拒足利軍、乃五日、尊氏賜三指宿郡司、令討三菊池黨

五日、(十二月)

島山直顯、率三福王寺平三郎真庭(本姓上原氏乃女郎)等、入三保院、中略九日、直顯建

國、我高城二十日、長谷湯六郎久純、小川小太郎等來助直顯軍、十四日、直顯召三福寢重種、十八

日稻本十郎氏純亦來助直顯、兼重發大手兵擊之城下、福寢重種・清道・柿木原係七兼政、脅

迫急攻我兵、拒戰保城、清種・重種等傷去、略日、及三福寢重種次郎清成等師、戰于城下、我兵

却之

二十一日、(延元二年二月)

高城夜失火、直顯乘之、乃使柿木原兼政・結城行輝・森三郎二郎行重、

土持次郎重綱等、攻東水塞、我兵善禦走之、中略

四月十四日、直顯自三保引去、據三穗佐城

十月、福寢清種等、從三保引去

八月、(延元四年)

直顯率三福寢清種等、復入三保院、十三日、攻圍我高城、(兼重)連日數戰、城且

陷、兼重乃欲死之、先是江田式部少輔家定、與其父家房(從肥之松浦)來居三保、有恩於

兼重、至是家定諫之日、吾死誠歟、君爲後嗣、兼重不聽、強而後可、乃誓曰、幸得不死、

予汝一息、竭力報汝、餘期黃泉、乃二十七日、家定遂自呼三保八郎兼重、伏劍死之、以

逃亡家臣、江田家定素有二名士、恐敵逃之、爰有木箱肥後、乃詔呼江田式部家定、亦自殺之、兼重乘、間、乃走笠野、得入本城、御舟直顯遂拔高城、既而兼重徵家定之子、手加三之冠、名曰兼政、字金太郎、早姓作氏、又兼重之子高城也、會子規來、集族居、因本族、後世繁言、時鳥、爲故事云

大正元年二月十六日、朝廷兼重の功を讃し、從四位を贈り給ふた、幕は大隅國高山村盛光寺址に在り、法名立源、尚ほ兼重勤王の事蹟は、高城役の前後に、述るべき事が多いが、こには之を省く。

當城は島山直顯敗退の後、島津氏に屬せしと見ゆるも、史料闕失して明かでない、應永の頃高城領主に和田入道正覺があり、嘉吉の頃正存の名も見ゆる、享徳二年四月廿九日、島津忠國、北郷持久を都城よりこに移し、居る事十三年にして、寛正六年六月廿九日、薩摩迫に移つた。

其後「文明六年三州諸領主記」には、

御平持の城主、三保高城に新納越後守越州、

とあり、明應四年四月、伊東尹祐、志和池城主島津忠常を攻むる時、越後守は忠常を救ひ、北原の兵と戰ひ討死した。(島津久家文傳)

同年十一月、伊東島津連和の後、三保院千町の地、伊東氏に入り、當城は三保八ヶ外城の一であつた、享祿天文の頃、當城を守れるを、八代長門守祐量といつた、天文元年、都城領主北郷忠相、祇肥領主島津忠朝、與幸領主北原久兼聯合成り、十一月廿七日、諸軍齊しく進んで當城を攻めた、伊東の勢之を不動寺馬場(坊)に支へ取つたが、宗徒の士多く戰死し、守將八代長門も力及ばず、落ち行く所を石山越に附たれ、三軍の手に打取る首、三百八十餘級、されど伊東氏の援軍至り、落城するには至らなかつた伊東氏更に落合刑部少輔兼住を、高城地頭として之を守らしめた。

天文二年、伊東氏内亂あり、北原氏之に乗じ、幾・高城の内、何れか其一を得ん事を求め、祐清(義祐)高城を與ふ事を約した、然るに民謡少輔北郷氏に薦するの志あり、北原の使者来るに及び、命を奉せず天文三年正月六日の夜、遂に叛ひて北郷氏に降つた、山之口・梶山等も、十六日に至り悉く退散する事となつた、茲に於て、三氏三保院を分配し、當城は島津忠朝の有となつたが、後天文七年八月六日、梅北と交換して、高城二百八十町の地は、北郷氏の有に歸した、忠相罷て當城に移り、都城には忠親を置き之を守らしめた。

天文十年六月廿六日、忠相、志和池を攻めて敗れ、當城に退く、北原伊東の軍、追蹤して、諏訪馬場に戦ひ、北郷久利以下宗徒の士五十餘人を失つた、適々勝岡・山之口・梶山の兵來り援け、敵兵六十餘人を討取つた。

天文十一年八月二十日、伊東北原兩氏復當城を攻めた、忠相は小山河原に打て出て、忠親都城より來り挾撃して大に之を破り、北原の將、志和池城主白坂下總守以下七百三十餘人を討取つた。

慶長四年、庄内の亂、忠良の將、比志島式部少輔義智・同彦本郎・小牟田源左衛門等當城を守る、志和池城閣を受くるに及び、出て帝制を試み、遂に小山・阿和井ヶ塚等の戦となつた、それは各條下に述べてある、五年忠良降るに及び、三月一日退散した。

元和偃武一國一城の令出るに及んで廢毀した。

附 和 田 氏

「庄内地理志」三保院の條、和田氏起源に、
大江重頼、長久元年正月二日、九州爲探題、(九州探題は建治中初めで置く、長久の時、未だ此稱なし、恐らく太宰府多指すものならう、之を一大日本史圖書志の「國司表に照すに、太宰府

の官人として、下向したるものである。安文の意味より、日附は「下文高取者なさしたもの」とある。南都（不明）を出て、日州三保院高城に到着、和田口に居城を構へ、三保院千町（諸久中七百町といふは、三保院千町の事に亘つたもので、後世の稱へ方をあらわす）令領知、然るに其子四郎左衛門武重、初めて家名を號し和田舜正忠云々。

記事荒謬、恐らく後世に成った和田氏系図に依り、書かれたものと思はれるが、現今尋ね得べきは、傍系の系図のみで、正系の方は失せて居り、「地理志」高木村の所に詳記すとある和田氏の事蹟は、巻册亡失の爲に、是又據るべきものを亡くしてゐる、それで嚴密なる史的價値より見れば如何であるが、引用したのである、兎に角和田氏は、平安朝後期頃下向した名族であつたに相違なからう、併し右記するが如く、三保院の全部を支配したものでない事は、花之木に於ける高木氏や、三保院司伴觀阿なきがあるのでも分る。

和田氏は史上に其事蹟を逸して居るが、明徳・應永に及び、高城々主に和田正覺がある、明徳四年島津元久の命に依り、高木久家と元に梶山城を守り、翌應永元年今川貞兼の軍を防いだ、北郷氏二代義久の宝は、正覺の女である。

應永十九年、伊東島津兩氏合戦には、和田氏は、高木匡家等と軍に從ひ、同三十一年海江田の役には、高木氏と共に田野を拘へてゐる、永享六年、島津忠國諸臣と誓ふに當り、正直の名が見ゆる、嘉吉中、忠國弟持久（後久）と不和、持久谷山に走り、城を以て叛いた、和田正存之に黨したが、文安五年忠國三保院に來り、陰に正存を誘ふに及び、之に應じ、高木殖家父子を亡ぼした、和田氏は是より勢漸く衰へたやうで、享徳中には北郷持久移されて高城々主たり、持久の室は和田匡盛の女、敏久の母である、「文明六年三州諸所領記」には、

高城衆には和田、

とのみありて、僅に高城衆中に名を留めて居る、北郷忠相の時に及び、和田氏は既に同氏に仕へ、天文三年、和田尾被は勝岡の地頭となり、其子尾郷は沃肥小越の戦に一子助六と共に戦死した、和田氏の族で北郷氏の世臣たるもの二三ある、和田氏の事蹟傳ふべきものあらんも、其資料を欠ぐは惜むべからず、尙ほ後考を俟つ。

小山城址

高城村大字櫻木にあり、小山川の左岸に臨み、平地を抜く事僅かに數間、今南方神社の境内になつて居る、小山川は年々に、城址の東畔を浸食して、原形は次第に失はれた様である、「御道中記」に、

昔日は相應の城郭にて、是より寅の方、田の中に池ノ王と號する塚あり、是に續き居たりといふ、
依洪水崩損僅存す、

とある、明應中伊東氏三保千町を取つた後、其八外城の一で、宮永六郎・宮崎基等據守した。

天文元年高城の戦に、宮崎父子宮永六郎共に戦死し、高城を除く外凡て退散したとあるから、當城の兵も潰散したものと見ゆる。

天文十一年八月、北原伊東兩氏聯合して北郷忠相の高城を攻めた時、城兵打て出で、忠相の男忠親は都城より來り、寛光(大字櫻木)に陣して大に敵方を破つた、慶長四年、庄内の籠には、再び小山川原附近に戰があつた、「御道中記」小山川の條に、

庄内造築の時、高城主將小牟田清五左衛門、兵卒五十餘人、阿和井ヶ塚に伏せ置き、森田の御陣に鐵砲を打かけ候處、北郷勢真一文字に川を渡し、小牟田が勢高木をさして引き、首の川(櫻木川又高木川といふ)追つき攻撃、又小山をさして逃るを、勝に乗じて、遂に小山川を過ぎ、大槻に至り候處に、阿和井

ケ塚の伏兵起り、小牟田清五左衛門は、小山川に旗を揚げ、高城の勢も亦相圖の貝を鳴らし、前後を圍みて攻撃、味方中原中將坊を初め、三百餘人打死す、小牟田も此小山川にて、友重十郎左衛門に逢ひ戦死の由、

とある、同書阿和井ヶ塚の條には、
街道より西五十三間田中に在り、高六間通百十四間、高城と小山城との間故、間ヶ塚といひ、又袞ヶ塚ともいふ、庄内逆亂の時、小牟田清五左衛門伏兵を置き、森田の御陣より北郷勢進み來り、討たれたる古戦場の由に御座候。

同書大槻の條には、

阿和井ヶ塚より亥の方四町二十四間に在り、高城より申の方五町三十八間、

右は天文十一年八月二十日、伊東北原と北郷忠相合戦の時、許多戰死の體を葬り候舊跡の山、爲其安置したる地藏堂有り、(一書に白坂下櫓守)又慶長四年庄内逆亂の際、合戦の地にて、中原中將坊初め戰死の場所、東側に櫛律師慶秀法印中將坊座長四年十一月十六日の塔あり、右大槻平地周囲百二十間、古杉五六本あり、文政七年中鐵砲射揚開、其時骸骨多く埋出したり云々。

下ノ城址

高城村大字有水に在り、高城々址より西北へ一里半、「文明六年三州處々領主記」に、

三保下城に、伯耆守久豊次郎三郎忠徳、

とあり、久豊は幾久の誤記である、豊久は島津八代久豊の第五子、義岡氏忠和池氏の祖で、初め當城に居り、後薩摩平和泉を領し、文明十六年十二月飫肥隸ヶ倉の役に死んだ、忠徳は有久の子、豊久の姉、

驛址、關所址、地頭館址、及土功

1、驛
址

高城村大字有水に在り、高城村役場より西北一里餘、「御道中記」に、
 「島津國史」に、
 諸縣郡高城郷、有二湯尾櫻現、在ニ地頭館西北一里十町有餘、相傳爲石山城遺壇。
 とあり、延元二年、肝付兼重高城立罷りし時、兵を置て之を守つた、同正月十日、島山直顯、織田一族
 清成清種・清道等をして攻め、之を降した。

「池端文書」、延武四年（延元）四月廿三日、織田清種注進狀

前略 將又隨子太將御命 今年正月十日、攻落石山城之時、於ニ大手懸レ先、致散々合戦、被ノ死
 茲後略

石山城

後忠福と改め出羽守と稱した、大島氏の二代である、文明八年二月、豊久島津國久に黨して、主家の忠
 昌に叛ひたので、同三月、北郷敏久・博山長久・平田兼宗等、當城を攻めた。（島津）
 伊東氏三侯院千町を領するに及び、三侯八ヶ城の一であつた、享禄天文の際、守將に福永丹波守がある
 天文三年、高城の守將落合兼住が、伊東氏に叛ひて、北郷氏に降るに及び、本城も退散した。

「延喜式」兵部省式諸國驛傳馬の條、日向國驛馬十六中、本郡に在るもの「水俣島津各五匹」あり水俣驛址は、高城又は山之口ならんといふが、山東より來れる中世の道路は、時代は下れるも、「長門本平家物語」丹波少將成經薩摩流説の條、船引より山を越して下りたる山之口と見るを當れりとすべく、同村大字山之口體のあたりを之に擬すべきではなからうか。
島津驛は、沖水村大字福元内なるべく、同地の水神社附近と見らるゝも、其確かなる場所は今致ふべからずである。

四、關所址

島津領内の關所は「列朝制度」に、

御領國諸所他國通路改御番所

薩州出水野間ヶ原

薩州大口小河内

日州加久藤根田村

日州野尻紙屋村

日州高岡去川村

日州郡城梶山

日州郡城寺庄村

日州志布志八郎ヶ野

日州志布志夏井村

以上 九ヶ所陸地番所

上使方御答書右之通可申上

とあり、此内本郡に在るもの、寺柱桜山の二ヶ所である。

寺柱番所址

三殿村大字官字寺柱前畠に在り、牛の峠より鈴鹿領への通路に當り、往來の人馬を護察した、郡城より番代を派し、番士十八人二人宛交代にて勤めた、なほ通道番として、之より南百間位の地に番小屋あり、大字官字小篠原と、寺柱より東北なる大字檜山字高畠の二ヶ所にも、同じく通道番を置いてあつた。

梶山番所址

三殿村大字檜山字切寄に在り、梶山は同地より東へ三里、板屋峠を越して鈴鹿領へ、又鈴鹿檜岳の險を越して鈴鹿への通路があるから、兩通路の交叉點なる此地に、番所を置いたのである、梶山閻土はもと石寺村といひ、郡城領であつたから、寺社番所と同じく郡城より之を守つて居た番衆八人、尙ほ名村諱助の二ヶ所に通路番各一人を置き平山・正矢谷・大野・走持・温門・假屋・高野・秋丸・牧野・雨水野・森本・福留の十二ヶ所には番役山見廻を置てあつた。

石原番所址

中郷村大字安久字石原、長友惣次郎宅地東側に在り、鈴鹿福島への通路に當るを以て、こゝに番所を置いた。

以上寺柱、梶山、石原を、三口番所と唱へた。

都城三ツ口番所

寛文元年都城に東口西口北口の三番所を置き、浮浪の徒の出入を取締る、北口は今の上町一丁目北端西口は八幡町財部彦氏邸の西で、共に地名となつて残つて居り、東口は新木町老中馬場通り東端であつた。

其他の番所

山之口村一ノ波・飛松・本押・平石・奈留・(高崎)田邊村(中郷村)内山にも番所があつたが、此内一ノ

波は、番衆の西戸之に當つたといつてゐる。

八、地頭館址

薩藩に於ては、もと州郡郷村の分界に拘はらず方城を分ち、某の外城と稱し、そこに一城を構へ、地頭をして之を守らしめたが、元和偃武以後、地頭の人々も本府鹿児島に住はしめ、各地に地頭を置くと雖も遙領となつた、且つ一國一城の令に依り、城廓は廢棄したので、其外城毎に官吏を置き、邑治を定めた、是を地頭館といつて居る、猶ほ他國に於て、都代々官の住所を、陣所といふに同じである、地頭館の所在を俗に廳と呼んだ、もと城のあつた山下にあるが故である、外城の名は後に某の郷と呼ぶ事になつた、中世以來の所謂、郡郷の郷とは別で、混同すべからずである。

本郡に於ける薩藩直領の諸郷は、高城・山之口・勝岡・高崎の四郷で、此外下文記するが如く、野尻・高原の二郷に屬した村もあつた、地頭館は地頭假尾といひ、其館址と所屬の村は次の如くであつた。

高城郷

館址 高城村大字大井手、字櫻ノ馬場二六五四、高城村役場敷地。

所屬の村 四家村、有水村、石山村、穂瀬坊村、桜木村、大井手村、及東霧島村の一部。

當郷は明治二年上三保郷と改む。

山之口郷

館址 山之口村大字山之口、字蘿二九二一ノ二宅地。

所屬の村 山之口村、花之木村、富吉村。

勝岡郷

館址 勝岡郷

所屬の村 勝岡郷

は變更せるもあつた

館址	三股村大字蓼池、字山下一〇二六番地のイ宅地。
所屬の村	蓼池村、佛原村、柳山村。
館址	高崎村大字前田、麓。

所屬の村	前田村、大牟田村、繩瀬村、及び東霧島村の一部。
	（「薩摩日都分郷村附録」には、東霧島村を高城郷に入れたり）

延寶以前萬原郷に屬し、同八年初めて高崎郷を立つ、此内繩瀬村大久保馬場は垂水流、東霧島村の東、田中、及び松ヶ水流の大部分（五百七石）は高城郷の飛地、松ヶ水流の一部は花岡領、尚ほ大牟田村の内、垂水流（百十石）は幕末に郡城領であつた。

高城野尻二郷に屬せし諸村
笛水、江半の二村（今高崎村）は元高城郷に屬して居たが、延寶八年以來、野尻郷に入つた。
（山林のみは高崎郷に屬す）
下水流村（今志和郷）は元紙尾郷に屬し、延寶八年紙尾郷廢し野尻郷となるに及び、前二村と交換して高城郷に入る。

此外明治二年に置いた庄内郷（若狭村名は三島熊唐の姓の跡にあり）は庄内町字西脇一二・六八三番地にあつた。都城領は、忠能以来、五口六外城に分ち、之に地頭を置いた、其館址と所屬町村は次の通りである。（所屬

五 口

都城十二ヶ村土著の士之に分属した。

弓場田口 東都城(城)の所屬、官丸村 郡元村
鷹ノ尾口 北ノ口 五十村の内鷹ノ尾川東村
中尾口 西ノ口 西五十町村 横市村
大岩田口 南ノ口 東五十町村 南田邊村 (豊滿村)

來住口 東ノ口 安久村 上長飯村 北田邊村 (後安水村)
下長飯村 寺社村 (後の村) (宮の村)

以上五口、皆五十市村大字五十町都城々址の周圍にあつて、各々地名を存じて居る。

六 外城

安永

庄内町字西脇一二二六八三番
今前田一步園事務所

南前川内村

(後安水村)

北前川内村

(安永村)

西嶺村

中霧島村

山田鷲村

(高木村)

野々美谷村

高木村

高木村

金田村

上水流村

岩瀬村

石寺村

九谷村

山田志和池田
野々美谷田
山志和
桿

庄内町字西脇一二二六八三番
今前田一步園事務所

石寺浦村

(高木村)

上

北前川内村

(安永村)

西嶺村

中霧島村

山田鷲村

(高木村)

野々美谷村

高木村

上水流村

岩瀬村

石寺村

九谷村

山田志和池田
野々美谷田
山志和
桿

庄内町字西脇一二二六八三番
今前田一步園事務所

石寺浦村

(高木村)

上

北前川内村

(安永村)

西嶺村

中霧島村

山田鷲村

(高木村)

野々美谷村

高木村

上水流村

岩瀬村

石寺村

九谷村

山田志和池田
野々美谷田
山志和
桿

庄内町字西脇一二二六八三番
今前田一步園事務所

石寺浦村

(高木村)

上

北前川内村

(安永村)

西嶺村

中霧島村

山田鷲村

(高木村)

野々美谷村

高木村

上水流村

岩瀬村

石寺村

九谷村

山田志和池田
野々美谷田
山志和
桿

庄内町字西脇一二二六八三番
今前田一步園事務所

石寺浦村

(高木村)

上

北前川内村

(安永村)

西嶺村

中霧島村

山田鷲村

(高木村)

野々美谷村

高木村

上水流村

岩瀬村

石寺村

九谷村

梅 北 中郷村大字梅北字尾崎一五二
七畠 益 貫 村 (後
梅北村)

寄 地 村 (同上)

二、祝吉御所及堀之内御所址

祝吉御所址は、沖水村大字郡元字祝吉にある、島津忠久薩摩國山門院より島津庄に入り、居館を置いた跡である、同地字祝吉三四四七ノ乙畠十一歩、柳田盛久所有地、土塙をなせる所に、碑を立て、正面に

祝吉御所 菊跡

其左側に

昭和三年十一月柳田盛久建之

右側に

大正十二年五月十日、早水神社境内地より、攝政妃久邇宮良子女王殿下御展望地と刻してあり、其北東約三十間なる、字祝吉三四六六乙イ號及びロ號の處に、門址なりとて、兩所に石を築てあり、前記柳田庄所有地の南約二十間を隔て、井ノ跡と稱する所あり、又習馬崎の跡といふも、附近の畠中に残つて居る。(圖版 第二四)

堀之内御所址は、中郷村大字安久字上安久堀内屋次氏の宅地に當り、安久街道に沿ひて林蔵と烟地をなしてゐる、三十年前迄は、同氏宅地の南隅に、約一畝歩程の地を特別の区域として手をつけなかつたが今は柵園となつてゐる、之も忠久居館の跡と言はれ、紀念として、大正九年三月建つた所の、「島津太祖忠久公御所跡」と題する碑がある。

後文「山田聖榮自記」には、忠久堀之内御所にあつたとし、祝吉御所を言はず、又中郷村富山宜元藏の

文書、元祿十年富山六郎兵衛の呈狀には、

忠久様三箇國へ御下向の時分、頼朝公より富山を父とせよ梅北を母とせよ、三ヶ國の耆共御家人たるべしと御教事を下し給ひ、御下向被遊、庄内南郷堀之内御所に御座被成候時、富山の却に御成被成候云々

とあり、富山家傳ふる所に依つたものであらうが、無論堀之内御所說である、然るに平山武義考の祝吉御所跡の條其他に依れば、祝吉御所を擧げて堀之内御所を言はず、地方の口碑には、先づ堀之内御所に來り、次で祝吉御所に移れりとなすもので、諸説紛々決する所がない、今「三國名勝圖會」記する所を左に引用する。

祝吉御所は郡元村祝吉に在り、鳥津繪寄託より
辰巳の方八町許 遺址今に存して、大門柱の址なりとて、兩所に石を築けるあり、又廣き馬場等といへるも残れり、此地昔時は島津と號す、前廢島津名義に記するが如し得佛公(忠久)此地に治所を建られ、薩州出水郡山門院より移り玉ふといふ、又堀之内御所は安久村堀之内にあり、亦得佛公御所の跡といひ、土人神幣を建て崇敬す、堀之内御所は祝吉御所を距ること兩方一里許、此兩地皆御治所といひ傳ふといへきも、祝吉の方は今に形跡顯著なりとぞ、惟承民部大輔廣言は、日向國司にて島津に居り、島津殿と稱す、得佛公其跡に居り、又島津殿と稱すといへり、廣言所居の地は、郡本村の島津なりといふ、即祝吉御所なりしに耶詳ならず、平山武義考曰、接おはせし、生母舟後局に隨ひ、八文字民部大輔宗廣言の家に育はれ玉ひし時、既に此御館におはしへるなんらか、又建久中國に就き玉ひて後、初ば公らんか、今詳に之がたし。

祝吉御所と堀之内御所とは、皆舊記に見へたりといへきも、其先後の如き詳ならず、「安國寺言上

狀」云、惟宗民部大輔は、日向國司にて候ひける間、島津に居住候云々、「山田聖榮系圖」目安に曰、奥三ヶ郷御入都也、先座州山門に御下、夫より島津の御莊と申す日州庄内三ヶ郷を懷たる在所とて、庄内島津之庄南郷之内御住所裏之内に御所作有り御庵候説、御養父八文字民部大夫殿も、始は島津に居住、其跡御流候故、島津殿と申也、御當家由來曰、去程に奥三ヶ郷は、近衛殿の御分國たる間、御遷り有て、東國防戦之ために、衛卿在國有て、日向國島津の御莊に居住有り、島津制官と申云々、「古今戰」大島出羽守 恵基著述に曰、建久七年に薩摩之國へ下らせ給、建久四年より七年迄は都へをはし給へり云々、同七年下り給、先出水の山門へ御座有り、其後庄内へ移らせ給ふ云々、本府實持院の古記に曰、忠久公建久七年、當國島津庄島戸に有ニ御下着、岩吉郷に四方に構ニ大堤爲ニ御在城、稻荷大明神御崇累世島津之御氏神と定給ふ、命婦殿とて于今存せり云々、平山武毅考島津稻荷社の條下に曰、社説に云、建久七年八月、得佛公薩州山門院に下着し、翌八年日州諸郷島津御莊に移り、御館造りておはしけり、是を祝吉御所といふ、中略又祝吉御所の條に曰、建久八年得佛公薩州山門院より、日州島津の御莊に移り玉ひて、御館を造りておはしましける所あり、其遺跡今に存す云々、又土人の口碑には、得佛公先郷之内御所へ移り給ひ、其後祝吉御所に御移りありといひ傳ふといへり、堀之内御所は、今中之郷の内なるに、聖榮記に南郷あるは、堀之内の地、此二郷の分界相接する處なる故、後世戰争の比界を譲りしなるべし、聖榮記には、堀之内御所と云て、祝吉御所を擧げず、稻荷社説には、祝吉御所を挙げて、堀之内御所をいはず、舊説かくの如くなれば、其先後何れの處なりしを定めがたし、今舊記及び土人の口碑をも並べ記して後考に備ふ。

祝吉御所跡には、嘉永六年十二月二日、島津齊彬巡視して都城に來り、翌三日祝吉御所及び稻荷神社に詣でた、又大正十二年五月三日、久遠宮良子女王殿下、九州御巡遊の途次、御父久遠宮邦彦王、御母親

子、御妹信子三殿下と共に、御所跡に御臺臨あらせ給ふた。

朝倉野

高崎村大字前田に字朝倉あり、もと一村をなし、高崎郷に屬して居た、朝倉野といふは、其一帯の野を稱したのである、「三國名勝圖會」や「地理纂考」には、下文、長門本平家物語を引て、丹波少將成經一行流謡の途次、此處を過ぎたと見て居る、同書僕寛成經等移鬼界島事の卷に、

前略 それ室野、船引、大山と云て、月影日影もさ、ぬ、深山の嶺々たる石崖を凌ぎ越て、日向國西方島津の庄に著船ふ、彼庄内に朝倉野と云所に、一つの峯高くそびへて、煙絶せぬ所あり、日本最初の峯、霧島の嶺と號す、金峯山、釋迦嶺、富士の高根よりも、最初の峯なるがゆえに、名附て最初の峯と云、六所攝現の靈地なり、中略 成經も參籠して拜まはや、我薩摩方に行なん後は、二度故郷に歸らん事難し、社參して後世をたすからんと思ふはと有ければ、預の武士情ある者にて、何か苦敷候はんとて具し参たり、殊に地形勝れて眺望世に越たり、ためし少き所也、少將餘り餘波情くて、七日參籠し、法事二十八品、尺の石の間に書寫して詰め奉り、半都要を造り、五輪を刻み、梵満兩字を書なきして、忘がたみを残し、梅櫻を自植置、様々に彼山にかたみを残しなさして、御宿に下向あり、少將月日の重るにつけても、只故郷のみ戀しくて、暮にも及ければ、今櫻をうたひ、朗詠をしなき、心を澄し涙を流し、いつとなくしほれたる御有様也、中略さて早々、夏影とかみありさかと云所を打過て、大隅開けしきの森に著船ふ、下略

西霧島社の間には、道路があつた筈で、時代は遙か後になるも、正徳年間三才圖會所引、「野尻、高原、
葛瀬川、花堂、一東霧島山、三里、荒川、二里半（の今）西敷、西霧島、一里、大久保、（自是大
村田口）のそれを想起し得る。六所權現は、往古、護守、中央六所、霧島東、（破）狹野、東霧島、（破）西霧島、（破）大
村田口の六社を稱したのである。「地理纂考」や「名勝圖會」には、俗說惡の霧島紀行を引て、其詣でた
のを西霧島と見て居るが、既に朝倉野に出たとすれば、そこに近い六所權現たる、霧島東社なきには、
先づ參詣したと見るのが至當ではあるまいか、たゞ長門本のみにある本文の記事が、史的價値より見て
され丈信用さるべきかは、問題であらねばならぬ。

水、土 功

坂元源兵衛の開田と前田一步園

庄内山田志和池の三ヶ町村に亘り、前田正名の開田せる前田一步園がある、一步園に先だち坂元源兵衛の開田があり、一步園の竣工には坂元氏の助力に俟つものが多い。

一、坂元源兵衛の開田事業

坂元源兵衛はもと西歛村吉ノ元の人、明治二年三島通關の莊内郷を立つるに當り、徵されて庄内に移住した、是より先き郷里吉ノ元に新田を開く事七反歩、村民開墾の有利なるを知り、今は同地に百町歩に近き開田を見るに至つた、明治十五年字川崎に用水路を開通し、六町歩を得、草て字關ノ尾より今尾ヶ所に通し、水路合せて六百間、二十六年に至り工を竣へ、關ノ尾附近に約二十町歩の整田を得た、されど其小田川を越へて東に移るには、多大の資力を要するを以て、時機の到来を待つ事になつた、明治

三十年前田正名全國各地を遊説して此地に來り、事業の譲渡を始めたので、承諾する事になつた。

二、前田一步園

前田氏は庄内山田志和池の三ヶ村に、六百町歩開田の契約を得、水道開墾に着手する事になつた。然るに志和池村にては、此工事の爲め、同地約三百町の古田に水量の不足を來さん事を慮り、これが源流水路を設けて、然る後着手せん事を求め、紛糾の餘幾多の折衝を重ね、遂に丸谷川の水を引く堀切工事は設けられた、工事は源兵衛の設計に依る水流し工事で、期間六ヶ月と、工費六千圓を以て完成せられた、最初技術の設計は、工費八萬圓を要すとするを、斯く短期间に、僅少の費用を以て竣工したのは、源兵衛及び其子英俊の、間に處して、折衝宣しきを得たのと、其眞身的事業愛の功に依らねばならぬ。

工事の大要を記せんに、

水　　源　　庄内町字石浦、引入水量八十割、開田計画六百町歩、此内今日迄に開田せしもの計二百二

十五町歩、内庄内町百十二町歩山田村五十町歩志和池村六十三町歩である。

水路幹線

庄内町頭ノ尾より干草に亘る約二千間。

右明治三十二年着手同三十三年竣工。

志和池堀切工事　明治三十四年一月着手、同六月竣工、水路長さ五百間、幅上部二十二間、深さ十二間

三尺、引入口丸谷川。

築堤七ヶ所
トンネル七ヶ所。

築堤七ヶ所は、初め水路開墾に際し、全部掛柵を用いたが、二三年の内全部破損せしを以て、坂元氏の設計助効にて、各所とも水流し工事に依り、築堤に改造し、明治三十六年春、各所とも竣工した。地主との契約、全郡土地報酬に依り、四分半より五分五厘を、地主より前田氏に提供せしむ。

志和池村水流名新田

志和池村水流名（大字）は、往時紙屋郷に屬して居たが、宗藩より都城へ交渉して開田を勧め、若しなさるに於ては、本藩の直督として之を決行すべしといふのであつた、都城では之を辭したので、宗藩は高原郷に命じて之が工事に當らしめ、竣工後は同郷の飛地として之に屬せしむる事になつた、水流村の内、下水流も高原郷に屬したのは、延寶八年であるから、延寶中の工事であらう。

水流名新田の水源は、安永川長岡（町内）にあり、そこに井堰を設け、水路は野々美谷、上水流を経て、下水流に達するもので、純々二里餘に及び、下水流の赤池には、大なる埋立工事を施した、引續て起る破壊の爲め、露島の深山より、羊糞を刈り來つて之を埋め、漸く完成したといふのである、そこし六黒

路の名が残つてゐるのは、羊糞の腐敗した黒汁が出たからであらう、此工事に依り、三百町に近き新田が得られ、高原御領三千石の稱がある。

明治三十三年前田一步開闢田の際、兒玉彌之助等、丸谷川の換水工事を要求して、之が目的を達し、丸谷川長牟田（大字）に堰を設け、下流は潤澤に灌漑し得るやうになつた、以後從來の關係部落、官ノ島・野々美谷・上水流・下水流・及び沖水村大字高木で、水利組合を組織し、兩々管理し來つたが、長牟田澗頭の井堀屢々崩壊し、修理に要しき費用を要するので、組合は、大正十二年十二月、工費一萬二千圓を投じて石堰に改め、翌年四月竣工した、これまで官島にあつた新田留山地帶は、存置の必要もなくなつたので、關係部落民へ特賣處分し、水利組合も解散する事になつた。

志和池村大五郎新田

志和池村大字丸谷、字大五郎、丸谷川南方一帯に平地あり、樹林草野其儘に残されてあつたが、財部

衆中、阿部松横六同地に來り、藤崎伊兵衛なるものと共に、開田に着手したのを初めとし、其後享保中に至り、都城家臣、齋藤助兵衛移住し來り、土地のものと謀り、更に規模を大にして開墾に從ひ、享保十三年十一月廿五日、工事を竣へ、こに大五郎の一部落起り、はじめて庄尾を置く事になつた。水源は山田村字大古川に取り、水路延長二里餘に及ぶものであるが、中大五郎、下大五郎第一帶の地は九十餘年前迄は、尙ほ茫茫たる草場であつたのを、漸次開田し、近時鳥越強兵衛等の經營に依り、一部水路を變更し、更に開田區域を廣め、現在七十二町歩を美田と化したのである。

明道館 郡 學

郡城領に於ける學校は、安永七年五月、領主島津久倫が、郡内に學門所を創建し、家中子弟の教育に當らしめたのを初めとし、後改めて明道館といつた、「都城舊事調」教育の部に、

安永七年五月十二日、封主・島津久倫、郡内に校舎を創建し、學問所と號し、家中の子弟をして入校受業せしむ、同八年十一月十三日、御稽古所と唱へ、高百石を藤崎助右衛門に與へ、學校奉行とす、天明三年位置を換へ、校を轉じて稽古館と稱し、資本として草高三百石を分置す、安政二年四月二十八日再び改めて明道館とす。

學校奉行同副役を置き、學頭指揮役、學生等の教員を以て、生徒に授くるに習字讀書の二課を以てす、時間は朝四ツ時（方今より、九ツ時十二時迄を晩字時間とし、晩字掛教員各席を巡視して業を授く、九ツ時より九ツ半（方今迄、讀書）持せしめ競争心を發せしむ）に着時間とし、九ツ半より八ツ時二時迄

金石文及墓碣 中郷村

兒童指南は生徒の内儀等のものとし、各員をして、小學半經等の輪講をなさしむ、八ツ時より八ツ半午後迄、毎月三度、學頭講義をなす、此日封主臨席す、家老川人番頭之に列し、其他史員聽聞を許す、外に又式日を以て、指南役學生等講義をなす事上に同じ、退校時間は八ツ時にして、即ち今のは二時なり、且つ年々封主臨て生徒の試業を見る、優等のものに甲乙の差を以て賞する事あり。

明道館の位置は、白谷十郎右衛門の尾敷にして、今の都城區裁判所敷地に當る。

安永八年以後、毎月二回、儒臣に命じて、經書を廳堂に講せしめ、一族以下諸臣をして之を聽かしめ、文政二年には、毎月三回、世子總吉所に詔み、講書を聽くの制を定め、又安永より寛政文化に亘り、俊秀子の弟を京都江戸及び大阪に遊學せしめた、是等の子弟は、京都にては皆川洪園、田中大蔵、賴山陽江戸にては佐藤一齋、大阪にては篠崎小竹の門に學んだのであつた。

尙ほ郷中の制は、教育と關係深いものであるから「都城舊事調」記する所を左に抄出する。

郷中之事

家士少壯 八才より二十歳をして、學校に夜學會を開く事あり、其初を知らず、天保の度より安政の初年に至り、番頭之を督して、城内外方限を以て職位を定め、育士掛八名、教諭六名、伍長數名を置き、明道館及び各自の居宅に、廻席の式夜を定め、讀書輪講、武事を奨励し専ら品行を方正ならしめ、士風振起せん事を要せり、是を稱して郷中と云。

大字安久字正應寺に在、同所は古刹正應寺のありし所其址に、火山岩にて光浮形に製作し其正面に藥師如來外一佛を浮彫に像造したのが建られてある、總高三尺二寸、像の高各一尺六寸、其上部に左の銘文が鏤刻してある。(拂第一)

妙林逆修

春作禪定

天正七年巳卯

十月二日

大字同字同所に、同上の形狀で地藏尊一軀、高一尺六寸を浮彫に彫造建設してある。

權律師正全

天正八年庚辰

八月廿七日

同所に自然石で高四尺二寸、幅二尺六寸、墓石横三尺一寸、高五寸に左の銘が刻入してある。

正面に 開山正應寺禪慶和尙位

右に 天正十一年

左に 四月八日 建立

正應寺は、島津氏入所當年の草創に屬る如く、三國名勝圖會に見え、御庄の宰、作兼高に五男あり、三男伊賀坊、四男堅智坊、五男兼次、皆僧となり三井寺に佛學を修む時に仁安元年同寺の座主、二品親王、天臺宗の僧、禪慶和尙をして、傳教大師をして、藥

同 石 同

佛

師如來像を彫造せしめた、之を伊賀等が奉し來つて當寺を建立、本尊となせりと傳ふ、三百餘年後廢寺、永正年中に至り、真言宗の大僧都、宥喜法印の再興で本石像は之より約六十年後の造像である。(三国名勝圖會に、宥喜法印再興後廢寺し、慶長十三年北朝盡前再興、文鏡坊宥喜も、天正年間の肥前石像に依り、廢寺を離せらるゝ。宥喜法印は北朝守當久の弟と記さるも、山城村富山家より出しこと同家譜に見ゆ。)

大字梅北字ショツクジ(寺)址に在、二重の臺石上に圓筒形高一尺六寸、其正面長八寸幅四寸を刻取左の銘文を彫刻してある。

上に  法印釋城不生位

右に 文明四年

左に 永正十月廿一日

大字梅北字西生寺に在、當所は古刹西生寺址が地名となつたので、其址に光背形に造製した右面に、阿彌陀如來高三尺三寸を造像してある、而して光背の縁に左の銘字が鏤刻してある。(第〇四)

向て右に 天正二年甲戌

左に □□□□□作者真慶 他は不明

同所に在同形式で、阿彌陀如來立像高三尺五寸にして、其左右光背面に左の記銘がある。

右に 天正十三年
左に 三月廿八日

前同様式に、地藏尊立像高二尺二寸其光背の縁に、

向て右に 元龜二年

左に 三月廿六日の九字を刻す
 菩薩不眞佛(阿平波)
(指の爲) 座像高三尺二寸、其光背の縁に、
 向て右に 天正十三年

左に 三月八日 の(作)九字を讀む
 同

前同様式に、不眞佛二體、立像高各一尺五寸、其上部に常存、妙音の四字を彫り、光背縁
 に左の銘文を鏤す。

向て右に 天正十九年

左に 三月廿九日 (作)
 同

同所に同形狀の石に、地藏菩薩臺座の柱石、高三尺幅一尺二寸横一尺、正面一尺二寸の中
 央に、五つの梵文を刻入其、

右に 永祿四年

左に 八月 □ □ □

同種のもの高二尺三寸幅一尺二寸、正面に梵文五字鏤入し其、

右に 元龜四年

左に 十月八日

西生寺は大宰府大乘院の末、眞言宗で、本尊彌陀三尊を奉安し、霧島山大慈院西生寺と
 認した、當寺は平重盛所願の爲、霧島山東麓に建つ、仁安二年住僧釋神夢に、霧島山大
 喷火を感じ、遁れて現地へ移せしたと傳ふ、伏見天皇御揮毫、大慈院羅陀の五字額が掲げ
 ありて、裏に永仁三年乙未七月十日、正四位下佐衛門尉藤原定成と、書銘せるものありし

と云と、「三國名勝圖會に一記せり、其間に於ける盛衰見るべき所なし、幾多の石佛の存するに依り、古刹として盛大なりしを曉はる。」

三 殿 村

大字長田二千九百九番地に二基並立せり、同所は大昌寺址にして、塔は高四尺五寸、向て右風の部に、日山、在同、聖安の各二字宛刻入してある、日山は北朝藤次郎久秀、聖安は弟又次郎忠通の墓碑である。(梶山城の部)
眞參照

高 城 村

大井手、春日神社の前道路に沿て、六塔建てある、石佛像中不動明王、毘沙門天王の二像立像高各一尺六寸で、光背形の石材に彫造してある、毘沙門天王の背面に、
向て右に 天正〇二〇月〇時正

法印融譽 休 吉 作
奉立刻大願主 黒木丹後守
黒木刑部左衛門

大字石山字石山迫に在、光背形に地藏菩薩立像、高一尺六寸を彫造したのが建られてある
向て像の左に 天正十七年
右に 己丑七月廿四日
同所に、高三尺八寸幅一尺六寸其上部、

心の字の下に運筆を彫り、向て
右に 天正十九年三月十日と銘し、其他多數の文字を彫入せるも判讀し難し。

山田村

手水鉢

大字山田在、山田神社藏火山岩の材にて、總高二尺七寸臺石横 高一尺三寸
正面に 奉建立花舞權現 石坂成就
其右に 山田諸人中爲寄進

左に 元弘二年六月七日 (圖版第二二)

高崎村

五輪塔

大字高崎字小牧に在、惣高六尺六寸 (最上六)
正面に 前上原長門守 石坂成就
向て右に 久全源昌居士
左に 天正廿年壬辰九月五日

上原長門守は、島津の家臣で高原城を皮つて居つた、近く野尻城には伊東の部将、源永丹波守が城主となつて居つた、時に源永は伊東義祐に快からざるを上原が知る所となり、間者を放つて福永を勧説せしめ、遂に島津に歎を通せしめた。

天正五年十二月七日、上原手兵三百餘人を率いて野尻城に入つた、伊東大欽等の驚愕一方ならざりしに、翌八日亦島津義久、十餘萬と稱へし兵を率いて野尻城に入つた、之が爲伊

東義祐敗戦の因となつたのである。

其後上原は、既肥城主となつた、天正十五年八月、伊東祐兵既肥に封を受け、上原に開城を、川崎又右衛門尉に川崎官内左衛門尉を副へて、要求せしに旨せず、刺さへ八月十日軍兵を出して、鷹ノ原の田畠を刈らしむるを以て、伊東の兵之を阻止防戦、互に死傷者を出した。

伊東家より事狀を秀吉に具申せしに依り、土居九郎衛門を使使とし、既肥城へ赴かしめ二ノ城戸に至りし際、乗打無禮と、九郎衛門を始め外十三名を殺害した、上原甚く驚き、秀吉亦大に憤ざほりて長門守を召す、依て扇子城之助を名代に遣はす、上使を殺傷したる科により、斬罪に處した、伊東は再び、矢野世侃を以て勧説、遂に開城したのは、天正十六年戊子閏五月三日であつた。(記)

上原長門守は、遂に高原城に居り、後既肥城主となりしが、開城後の消息を見ず、再び當所へ來つて辛せしものなるが、將彼が功績を追憶して、標したる偽墳なるか、今其れ詳かでない。

敵味方の供養碑及び首塚

(一) 高城高稱寺の敵味方供養

島津久家々傳

八月九日、忠相高城高稱寺に長田門の水田若干を納れ、天文九年四月廿三日戰闘以來、彼我の戰死者、及同十一年八月、高城小山に於て、伊東北原五百餘人戰亡者の亡靈を供養せしむ、

とあり、「三國名勝圖會」卷の五七 高城村高松山功德院高稱寺の條、「北鄉文書」には、

天文九年庚子四月二十三日より弓箭出來の以來、敵身方討死不レ知ニ其數、就中同十一年八月廿日於ニ高城脚並小山一合戦大破レ之、至ニ伊東北原之軍衆五百餘人討取得ニ勝利一舉、爲ニ其亡靈、長田門施ニ入高稱寺、末代不可レ有ニ變易ニ云々、天正十三年八月二十日、
とあり、敵味方の亡靈の爲に、長田門の土地を寺に施入りし、其供養を行つたものである、「御道中記」に依れば、爾後毎年八月二十日、施餽鬼を行ひ、慶長十九年、北郷氏高城を京瀬に獻するに至るまで、續いたといつてゐる。

(二) 高城村諭訪馬場の敵味方供養碑

「三國名勝圖會」卷の五七 高城諭訪街の條に、

石刻六地藏、此地に在り、敵と我軍戰死の供養塔なり、

とあり、本文別に説明はないが、明治の初年頃迄は、確に其碑石の一部が、存じて居たさうである。
(三) 敵方又は敵味方の死體を葬つた首塚

イ、志和池村大字野々美谷小谷頭首塚

日豐總谷頭驛より、野々美谷への道路左側に在り、慶長四年九月、北郷三久野々美谷城を攻め、討取つた敵の首級、八十餘を葬つたものである。(庄内古跡)

ロ、山田村大字山田字首塚の首塚

慶長四年六月廿三日、山田落城後、島津軍より、敵屍を葬つたものである、「庄内地理志」に、
慶長四年六月二十三日、山田城没落の時、討取る所の敵の首級葬の塚なり、炎暑の際なりし故、蛆
多く生じて、塚破れしといふ。

ハ、庄内町大迫上の原首塚

庄内町字戦場原、(山の谷)庄内より中霧島に通する道路の傍にあり、慶長四年八月、庄内の亂に、伊集院側から、島津軍の首級を葬つたもの、「庄内地理志」に、
諸君首級五百餘、翌々十日都城に相若し、源次郎忠眞實驗し、那答院左近引導、其内家名を記す旨

綴、百二十餘、總て此所に埋む云々。

ニ、三股村大字長田字天之木千人塚

同地田圃中に在り、尾佐川(換川)の役後、伊東軍の死體を島津側より葬つたものとされて居る、(三股
学校)尾佐川の戦が、いつの戦であるか、戦史録する所なきは遺憾である、塚を離れて約二丁の處に在
る千人佛は、其供養碑であらう。

ホ、三股村大字宮字大鷦鷯首塚

同地路畔田圃の傍に在り、享禄元年、北郷忠相伊東氏を助け、新納の軍七百三十餘人を討取り、其首級
を葬つたものである。(庄内)
(平治記)

ヘ、志和池村大字上水流字古川筋長州塚

天文元年、北郷島津(肥)北原三氏聯合して、高城に伊東軍と戦ひ、其將八代長門守祐量を、北原氏の手
に討取り、其首級を葬つたものである。(庄内)
(平治記)

ト、志和池村大字上水流十三塚

庄内の亂に、島津方より討取つた、城兵を葬つたもの、「庄内地理志」に、

慶長四年八月十五日、羽田口池の河合戦の日、城兵の職士十三人を、斬獲一所に葬る處也。

其他、中野村大字下安久十三塚も、享禄元年の首塚とされて居る、「庄内地理志」に、

享禄元年の首塚とて、古來十三ヶ所にあり、農作の爲め滅じ、今はなし、

とある、首塚には相違ないが敵首を葬つたとはないから、嚴密なる意味に於て、本題の列に入れる事を控へる。

是等は敵味方の、又は敵の死體又は首級を葬つたので、往々高冢時代の古墳と間違へられる、首塚を築く場合には、法會を営み、又卒塔婆を立てる等、彼豈後塚や、酒川の例から想像されるが、本都に於けるものは、それに就て何等記録の徵すべきものを、残して居ないのは遺憾である。

以上本都に於ける諸例を挙げたが、供養碑の立派に残つて居るのは、日向の他の諸都、及大隅等に其例を求むべく、首塚は他都のみならず、朝鮮の役酒川に其例がある、何れも享禄天文以後のもの、やうである、而して前記長州塚を除き、他は島津氏及び其支領に於てなされた。

戰國時代の島津家に、斯の如き敵愛精神の發達したのは、如何なる理由に依るか、私見に依れば、文明中薩侯島津忠昌が、備後杜庵を聘して以來、朱子學の研鑽弘布せられし事、及び禪宗の一派たる洞門心印の教に甚く所多きを思ふ、禪と朱子學とは、經となり縁となり、聽て日新齋忠良出るに及んで、此敵愛精神は植えつけられたのであるまいか、日新齋の伊呂波歌に、

獨向には我と人との隔つなよ

よし看經はしてもせずとも

つらしとて恨みかへすな我れ人に

報い／＼て果てしなき夜ぞ

の如き、明かに一親同仁の思想を看取される。

斯くて天文より慶長に至る、黄久・義久・義弘の時代に、塚を立て、葬り、其亡靈を弔ひ、供養を建立せし等、陣中の恒例となり、常に陣僧を從へて之を執行せしむる事となつたやうである。

層形石

中郷村大字安久字前畠北條東次郎所有の畠地内にある五輪塔で、高さ五尺許、南面して立ち傍に數基の墓石がある。

五輪塔の正面には、阿・縛・囉・訥・法の梵字を刻し、他の三面にも同じく梵字を刻してあるが、向つて左側には行點を、右側には涅槃點を裏面には空點を附してある。發心修行證菩提人涅槃の四轉の法門を開いたもので、大日如來の果位は、此四轉因行に従つて成就する旨を示されたものである。因證輪の塔蓋と稱し、蓋標又は追善碑として用られたもので、本都では餘り例がない。

これを星形石といふは、天文四年、島津の十四代勝久没落して邊土を流浪し、後に豊後に客死されたが田邊（本村巣）の領主に、伊集院俱馬守久憲の祖某、勝久について居たので、勝久の菩提を弔つた所から此稱が起つたといふのである。一説には、島津忠國の第四子、勝久の墓といつて居る。「島津正統系圖」に、

忠國——勝久 又七郎遠江守、入道玄甫、晩年發心阿水和尚、

とあり、安久村山王波札には「應仁二年二月當郷島津主遠江殿勝久」と見へ（名勝圖）安久村傳ふる所で

も、勝久南郷田邊の領主であつたから、其墓にてもあらんかといふのであるが、前記伊集院の子孫が今日尚ほ祭典を續けてゐるのに微すれば、前説を取るべきであらう。久憲の裔は安久の丸田氏である。（庄河地圖志及び河野一平氏）

附 平季基館址に就て

三國名勝圖會に、此五輪塔を平季基館址と見て居り、沿襲久しきに及んでゐるが、之に就て卿が卓見を述べて見やう。

三國名勝圖會

卷五九 星形石の條に、

安久村木之下に在り、此地建立寺ともいふ、二臺の石碑あり、高さ五尺許にして梵文を彫刻す、是を星形石と號す、又近邊に星形崎といへる所あり、鹿屋玄兼自記に曰く「平大監在所は都城と梅北との間の原に星形あり子今無陰云々」、末基が居所を、都城邑人に問へざも詳かならず、然れども此星形石は本抵梅北と都城との間にあつて、領主館より東南の間一里許、梅北古城よりは東へ相距る事又一里許、神社へは東の方半里許にあり、是に由て見れば、此地は末基が居所にして、玄兼が所謂星形ありし地なるべし云々。

名勝圖會は星形石の所在を「安久村木之下に在り此地建立寺ともいふ」とせるが、河野一平氏に依れば字建立寺は北條と接を接するより誤つたので北條を正しとすべく、建立寺址や字建立寺には、表題の如き石碑はないとの事である。

名勝圖會は、鹿屋玄兼自記「平大監在所都城與梅北間に星形子今無陰云々」の都城を、廣義に解して居るが、星形石、星形崎の所在を以て「太抵都城梅北の間に在り」とするは、餘りに無理がある、畢竟地名になづみて論斷を誤つたと見ねばならぬ、のみならず、同書五八には「季基三侯院を領し益貫に居る」と從來の説に依り書かれてあり、自家揃者を來してゐる、管見に依れば、玄兼自記の都城は、廣義の都城でなく、狭義の都城(即ち其首領)と見るべきではあるまいか、玄兼は應永の頃に居た島津家の重臣である

が、天授中北郷二代義久の都島に築き都城といつてから、應永までは二三十年に過ぎず、又之を「北郷家歴代領地沿革大概」に依るに、北郷家の領地は、義久より數久(七)代までは北郷、山西中ノ郷、都城都南内(梅北、野々美谷の各地で、當時の都城を、後の都城といふ意味の、通稱に解すべきではない、されば應永の頃書かれたる京兼自記に、尾形子今無體とある學基の館址は、季基及び其女婿作氏に關係深き梅北と都城(城)との間と解すべきである。

今中郷村梅北に字星形原がある、併しそれは末吉に近く偏在して、之に比定するには當らぬ、先人伊地知季安も「今都城有地名星形原然其所在與此合否煥考耳」として居り、其所在を決定せんには、更に研究に俟たねばならぬ。

離て之を尾形石其者より見れば、館址に何等隠改のなきものである事は、前文述べるが如くて、しかも其五輪砌は遙か後世の手法に成り、季基時代のもので無い、傍以て季基館址と見るの姿なるを申述べて置く。

都城勤王諸士の碑

嘉永六年米艘渡來し、國事日に多端にして、急王攘夷の論盛に起つた、島津齊彬、都城領主島津久本を、東日本防禦總取に抜擢して事に當らしめた、久本、直に海岸要衝の地を巡査し、兵備を整へ又藩士を京阪及び江戸に遣はし、形勢を觀察せしむる處があつた、久静又久本の志を繼ぎ、北郷實常、肥田景正父子・大館時勝・木幡英周等、出て、は諸藩の名士に交はり、歸りては大義名分を説き、大に青年子弟を鼓舞する所があつた、遂に漸進派の爲に、赴等誠忠派十五士が、幽聞さる。に至つたが、元治元年宗藩之を裁し、其罪なきを以て赦された、文久以後明治戊辰に至る久静、久寛の勤王は「都城島津

家略史」記する所に依り、左に之を錄する。

文久二年浪士等京師に聚集し、物情尠然、三月宗家久光上京す、久静選士數名を派し、隨行して形勢を觀察せしめ、尋て(五)自ら三百餘兵を率る入朝し、久光の東下不在中、代りて禁闈の警衛に任す。

慶應三年、一小隊を發し上京せしめ、東寺に陣し警衛に任ず、是を都城一番隊と稱す。

明治元年正月、賤軍を流鳥翁に撃ち之を走らす。三里為羽より伏見に五日
淀堤に六日八幡に追撃す

同二月、一番隊命を受けて兵座達を警衛し、五月宗藩の諸隊と共に東下し、江戸城を守り、六月宗藩及び柳河・備前・大村・佐土原・諸藩の隊と共に、海路より東征に就き、常州平瀬に上陸し、新田峠小名瀬に戰ひ、岩城・平・三春・二本松の諸城を抜き、八月轉じて會津に向ひ、母成井・瀧澤峠等に戦ひ、遂に若松城に通り、攻圍三旬、九月下旬之を降せり。

都城二番隊は、八月中旬、江戸に振りて城下を警衛し、下旬殘兵を板橋附近に掃蕩し、九月更に奥州に向ひ、中村に於て總督府を護衛し、十月仙臺に進み掃蕩、石ノ巻城の藩に至る。

十一月、一番隊京師に凱旋し、捷を紫宸殿前に奏し、慰勞の勅書及び酒肴を拜受す、十二月、二番隊は諸藩兵と共に、聖上の還幸を奉送して、品川驛に至り、尋て歸國休兵を命ぜられたり。

明治二十四年、當主久家維新の功を以て、特に華族に列し、男爵を受けられ、明治四十年十月、領主久靜・久寛、大正四年、領主久本、藩主北郷貞常、大正五年、肥田景正、岡景直、大館晴勝、木幡英周、皆其功を錄せられ、贈位の恩典に沿する事になつた。今藩主北郷以下諸士の碑銘を錄する。

贈正五位北郷資常墓碑銘

資常の墓は、都城市龍泉寺墓地に在り、方碑高さ六尺、臺石二重、正面、北郷資常之墓、左側に明治廿一年三月十九日、右側に享年六十五と銘す、贈位の後別に建てし碑あり、形式と高さ前者に同し、正面に「贈正五位北郷資常君碑、其左に、大勳位候寄宿方正義書時八十二歳、裏面に、横井時直撰文の碑銘を錄してある。

君龍資常、通稱伴兵衛、號「器水」、日向都城領主第六世、島津敏久公第三子、北郷近人十四世之孫、資略良子、妣吉田源氏、自幼穎悟有才幹、九歲舉小姓、爾後歷任諸要職、至家老、連浦縣秩、此間輔佐久靜公父子、整理庶政、獎勵文武、出則與諸藩名士交游、候察天下形勢、入則鍛錬管內士氣、文久中爲反對派所忌、謫三千霜鳥山役、元治元年、宗藩有命、起用復仕家老、慶應三年、主家兵屬三京講束上、君爲主宰、守備禁闈、明治元年正月、鳥羽伏見之戰、奮擣敗之賊軍、五月奥州抜營城、平、若松等數城、御主賞功賜刀、官亦賜典祿若干、二十一年三月十九日卒、年六十五、娶同姓資正女、有三男、長子資良嗣先歿、次子資格承其後、君性剛毅、處事精密、忠誠事上、信義交友、最重一大義名分、卓然志操百折不撓、遂能佐領主、翼質王政復古之大業、今茲聖上舉發極之典也、追三貢君勳勞、贈正五位、於是其本支諸家、胥謀將作碑龍泉寺墓側以紀朝恩之深、屬文于余、余謂斯碑記朝恩一節亦所可記也、乃證次其狀、誌諸來茲。

大正四年十二月

從四位勳三等 橋 井 忠 直 撰

贈從五位木幡榮周之碑銘

都城市、一萬城町東墓地に在り、もと三聖寺（町丸）墓地にあつたのを、大正十三年五月此處に移したのである、碑は方形三重の臺石から成り、總高さ六尺、正面、鶴水木幡先生墓とし、裏に高野安恒撰する所の碑銘を錄する。

先生本輔氏、諱榮周號鶴水、日向國都城人、能與人交少長皆服其德、而至行事之可謂賢者、則世或不知焉。先生家世修驗、嘗以「修驗浮活之屬」、「不足雜持」、「教還俗」、父君不聽、故不果、邑俗畏、疑、遇流行病、家匿溪谷、問先生、嘗從父君避疫、一日慨然嘆曰、未、疫者不具人焉耳、不具人豈能愈、歎、請而歸疫於親族之家、既而游大坂、受業於小竹篠崎翁、後學和歌於桃岡八田翁、邑有學曰「明道館」、先生爲其學頭者數年、維新之初邑政一變、擢爲近習役、無幾收瀬内私邑置地領治之、當是時、我舊君病幼、移居鹿兒島、先生講而從、其輔導太勉、方其陳言也、辭極懇切、或謂之太過、先生曰、吾之任也、斷乎不離、舊瀬深仰其言行、舉以爲都講、奉命一日、願情以辭之、都城縣之立也、首興學校而學生無其人、乞三先生爲之、舊君亦贊其請、先生既歸、夙夜勵精以率三學徒、於是學事大整理、尋點事於官崎學校及鹿兒島女子師範學校者二年、再爲都城學校校長、十年之變、我校爲官賊二軍之病院、及三事半敗壞不潔、加之亂後人心惶々無復言學事、先生以爲、斯無學也、不可一日廢焉、乃謀諸吏員、督其教員、修繕經理、更行三間校式、於是學事復興、人心賴以安、當時使我校名聞於縣內者、先生之力也、先生幼而失恃、父君及繼母莫憐、佐賀縣令某欲誣先生爲某官、辭不就、舊不欲之遠官也、先生容姿端嚴、持論堅確、有三藏量、於利害得失之間、不苟變其節、平時爲人謀極切、視三人之疾苦一如己有之、故憤三人之不義亦甚矣、然其人改則折、然遇之、毫莫所挾乎意、自稱曰、此所見爲一某也、當其訓戒人也、歎々搖、誠、真情見之

于言辭、從二人不覺悚然敬聽、嗟乎是所以少民服其德也哉、先生經義專依二師說、詩不以留稿、和歌入ニ八田翁之撰者多、明治十三年四月八日、病發乎家、年五十六、葬ニ宮丸村先君之次、隨ノ葬會者數百人、初其寢、病也、彌月不癒、衆憂之、至釀金聘醫於鹿兒島、亦可以觀ニ其平生、考詳榮達、皆本大館氏、其先嘗係ニ南朝之遺臣ニ云、妣麻井氏、一妹適ニ於立山氏、先生娶ニ故元氏、生ニ四女、而歿、長適ニ於福岡氏、次林氏、東氏、大宰氏、繼室藤崎氏生ニ四男、曰周平、曰正、曰明、曰賴、曰厚、皆猶幼、今茲親戚故友欲下碑石以錄、其事上屬ニ銘於安恒、顧先生交道甚廣、又安用ニ吾輩之筆哉、但多年行事之存ニ乎耳目、訓誨之在ニ乎胸臆、者不可譏焉、則亦非ニ可ニ固辭ニ也、泣而銘、銘曰

心不俗兮能與俗親 篤不屈兮能與德隣

鶴城之靈 淩々竹川 流深水清 是先生心

明治十八年一月

高野安恒謹撰

墓前に、門人故舊建つる所の紀念碑あり、碑は東石とも高さ七尺、自然石の表面、
贈從五位木幡榮周先生榮錫記志碑

男爵島津久家書

裏面

大正五年十二月廿八日、先生榮贈位之恩命、門人故舊建此碑、永表追慕之意

とし、發起人上原勇作外十數名の名を連ねてある。

大正六年十二月二十一日

榮周の碑文は、其勤王の事蹟について、別に記する所がないが、本題のはじめに、其大要を錄してあるから、茲には之を略する。

贈從五位大館晴勝の墓

郡城市二、嚴寺墓地に在り、碑は方形三重の臺石から成り、總高さ五尺、正面に「大館晴勝之墓」側面左に「明治四年七月六日」、右に「享年四十八才」と記し、碑銘なし。

大館晴勝は幼名を只六と云ひ、後に四郎と改む、漆山又柳園と號す、文政七年三月都城に生る家世々連歌の宗匠たり、天保三年甫めて十九、京都に遊び、京瓦里村法眼昌同に從て、連歌の奥義を究め、其謡傳を受けられ、尋て薩州の宗匠に推され、昌の一字を賜すを許されて昌和と號す、又千種有功・總井田忠友に就て、國學を修め、香川景樹に從て和歌を學び、兼て薩の名士、山田清安・八田知紀等と交り、廣く識見を求む、又夙に勤王の志あり、梅田源次郎・嚴谷容陰等と往來して國事を談ず、弘化元年に歸り、領主久木に仕へ、明道館學頭となり、物頭役に進む、嘉永元年、薩藩主島津齊興命を下し、都城の鑿工をして銅劍を造らしむ、晴勝命を受けて工を督し、業績へて賞賜を受く、同四年十月領主に隨て江戸に移り、時に幕政漸く衰へ、尊攘の士各地に起り、海内騒然たり、晴勝諸藩の名士と相往来して、謀策する所あり、既にして國に歸り、子弟を集めて國典歌學を教ふ、偶々八田知紀事を以て都城に請せらるるに會す、乃ち相共に歌道を獎勵せり、文久二年島津久光京師に抵らんとするや、領主晴勝に命じ、大阪に赴き保護の任に當らしむ、此間梅田平野の諸上と往來して得る所あり、既にして又國に歸る、翌年天下の形勢漸く不穏、晴勝等同志を糾合し諸藩の志士を通じて大事を舉げんとす、事破れて領主の忌諱に觸れ、山田村吉祥院に幽せられ、尋

で遠流の命ありしが、元治元年五月放れて邑に歸る、慶應元年再び學頭となり、卒て家老職に進む
班格の昇進なり、此年兵式操練の事あり、請願命を受けて之を監督、後薩藩の民事奉行に任せられ
幾くもなくして歿す、年四十八、時に明治四年七月なり。（當時誌）

贈從五位肥田景正之墓

景正の墓は東京青山墓地に在り、正面「贈從五位肥田景正之墓」と鏤し碑銘なし。

肥田景正は文化十四年十一月都城に生る、文政八年始めて兄小姓役に任じ、爾來番頭役、近習役、
目附役、物奉行等の諸役に歷事す、夙に勤王の志あり、屡々命を受けて京師に往來し、西郷・海江
田・大久保の諸士と交遊す、其間に在るや、尊王の大義を説いて士氣を鼓舞し、同志と謀て大事を學
びんとし、忠言陳情する所あり、所謂忠派の頭目たり、事、老臣等、漸進派の恩の所となり、文久
三年五月、景正父子以下十五人、家蔵居宅を没収し、家格を下して長田村に幽閉せられ、尋て遠流
の命あり、事宗藩に聞し、鹿児島に召して訊問數月元治元年五月、悉く放れて歸る、爾來奉げられ
て都城の家老に擢用せられ、釐革する所多し、戊辰の際、都城隊は鳥羽、伏見、淀より奥羽の各地
に轉戦し、景正父子亦參加して功あり、子景直は淀の役に戦死せり、景正は軍需の供給補充の任に
當り、能く財政を調理して、後藤の忠なからしめたり、明治三年民事奉行副使、鹿児島民事局勤務
となり、五年一等里正に推され、又都城縣少尉に任ぜらる、晩年東京に住し、明治二十二年三月同
地に歿す、年七十三、景正幼にして武術に勤み、最も弓術に秀てたり、又八田知紀に就て和歌を學
び高崎正風・黒田清綱等と微逐以て樂となす、苦の半、春雨日記、朽葉等の著あり。（當時誌）

贈從五位肥田景直之墓

都城市龍泉寺墓地に在り、碑は方形臺石三重、高さ約六尺、正面中央に、「肥田雄太郎藤原景直」其右に「贈從五位」側面左に「慶應四年戊辰正月五日、於城州淀薨死、二十六歳、己巳二月應需持田返之七十二歳書之」と刻してある、「贈從五位」の四字は、贈位後追刻と見ゆ。

墓前歎煙數個の内、父君景止のものせる。

身を立て道を行ひ名を後世に顯すは孝の終也、嗚呼嫡男景直平生の志をとげ、こたび勤王の軍に殉し、予をして遺憾ながらしむ、因一殯を設け永く冥靈を慰することしかり。

藤原景正

萬世にひかりのこして山しろの

よとの堤にきえし君かな

友人中より建てたるものに、

殉國戰死勅書中語以表

墓前

とあるものがあり、他に追憶の歌なき刻したものもある。

景直雄太郎と稱す、蘿山は其號なり、天保十四年十二月某日、都城に生る、領主島津氏の老臣景正の長子なり、景直性明敏にして文武を勵み、慷慨氣節あり、夙に高山正之・藤田の人と爲りを慕ひ、其詩歌を愛誦し、心志を養ふ、嘉永五年兒小姓と爲る、安政三年八月、年甫て十四、江戸に赴

き、鹽谷宏陰の門に入り、旁ら芝の島津邸に於て、文武を修練す、是間西郷・大久保・海江田、及び諸藩の名士に接し、指導を受く、五年十二月邑に歸り、青年子弟と天下の形勢を論じ、尊王の大義を説き、大館・木幡等の先輩と相結んで、文を修め武を練る、文久二年四月別當役と爲る、五月御主久醇公に隨し京に入る、其伏見に率するや、道脇を護して國に歸る、而して益し正義を唱へ、同志を獎勵す、十月指南役を兼ね、三年三月久光公の上京せるや、久寛公亡父の遺旨を奉じ、景直及び財部實秋等、有爲の士數人を隨伴せしむ、是時尊攘過激の徒暴舉の虞あり、景直等久光公の密旨を受け、宗藩の諸士と相警戒して機變に處せんとす、七月偶英國公使生夢事件の處置を幕府に迫り、遂に罪を鹿児島に問ふの事あり、久光公急に歸藩の途に就き、景直等亦隨て京を去る、時に都城亦尊攘の志氣大に激昂し、黒雲臺を讃へすの觀あり、是より、先執政の一派あり、景直等を曰して人心を感はし若家を誤るものと爲す、是に至り景直父子其他を幽閉し、將に流刑に處せんとす、幾くもなく宗藩齊親の下に事解くるを得たり、景直是年僅に二十二、應答宣しきに通ひ、縊疏流るゝが如くなりしといふ、慶應三年九月老臣北郷實常等、兵を率ひ京に入るや、景直小頭衆教導たり景直才氣英發、善く謀り善く斷ず、而して憲重事に當り、深く衆心を得、爲に重大の謀議に參せざるはなし、十二月朔日、景直・實常と共に宗藩の内旨を衝み、皆に四の宮に攝り、長瀬の隊長毛利右近、參謀伊藤俊介等に面し、密事を講じ、十九日兵を率ひ京師に入り、東寺に陣し、禁闈警衛の任に當る、是より先き、將軍徳川慶喜政權を奉還し、尙兵を率して大阪城に據り、諸藩亦兩端を持するもの多く、人心惱々たり、遂に大學北上し、淀城に入り、伏見鳥羽の二道より京師を犯さんとす、之を明治元年正月三日となす、慶長其他の官軍動を奉じ之を討つ、源幕我が一番隊、下鳥羽より伏見に進撃し、大に賊兵を破り、此後油小路に陣す、翌日我が隊下鳥羽に激戦し、五日黎明伏見

を費し、淀川堤に進む、賊兵用を隔て三方より亂射す、景直先鋒に在り、兵を麾き奮戦し、賊兵悉く被覆す、忽ち流丸あり、景直の左耳下を創す、屈せずして益奮闘し、再び銃丸に中りて遂に斃る。弟景之亦傷つく、六日、八幡、橋本、山崎の餘賊を破り東寺に凱陣す、景直の死を聞き慄惧せざるものなし、二月八日、景直の近族に、勅書寫、並に祭祀料を賜ふ、景直死する時年二十六、其墓京師相國寺に在り、後龍泉寺に歸葬す、大正五年十二月二十八日、特に從五位を贈らる、配右馬兵一女あり、有田正盛に適く。(元賢傳)

郡城勤王諸士は、此外財部貢秋・北郷資知・龍岡資時・龍岡資峻・山下盛徳・種子田聚・隈本棟貢・右馬純良等の諸氏を舉ぐべきも、今贈位者のみを錄する事にした。

高野安恒墓碑銘

郡城市西墓地に在り、まと興金寺墓地(富丸町)にあつたのを墓地整理に當りこゝに移したのである、墓は方形臺石二重高さ四尺、正面「通齊高野安恒之墓」側面右に「明治三十一年八月十五日歿」左に「卒年六十四」と刻してある。

墓前昭和二年建立の碑あり、碑は自然石の臺上仙臺石を用る、總高さ二間半、

「篆額」通齊高野先生碑銘下に「元節子爵上原勇作篆額」とし左の碑銘あり。

日向郡城有三郷先生焉、曰三高野通齊、諱安恒字東朝、爲邑主島津氏世臣、師ニ郷舊荒川秀山、學ニ醫於宗藩山崎坦翁、旁通經史、博涉群書、安政末游大阪、從ニ春日寛平研精醫術、業大進、爲人慷慨尚氣節、結交志士、偶尊王大義頗爲佐幕派所指目、屢懲危而不少屈、茲舞後述益力、戊辰役以醫從軍、明治二年邑主選封移住鹿兒島、藩士三島通請來爲地主、士

民眷三歲舊主^一、物情驟然、先生致書有所^二所^三諫諱^一、通廟大怒、貶爲平民^一、先生晏然也、舊主乃召
 爲^二侍臣^一、四年官特復^三士籍^一、擢爲^二都城縣教官^一、先生於^一是棄醫從^二事教育^一、亡^一何縣廢^一、補^二宮
 岐縣訓導^一、暨兼^二都城中學助教諭^一、及^一中學廢^一、專^二任訓導^一、前後十六七年、教而不倦、西南役薩
 隅日學校既皆廢廢、都城亦缺^二師員^一、時先生攝^二校長事^一、人或勸^二閉校^一、先生不^一肯^一、兵禍漸迫、
 先生不^レ得已放課、去從^二舊主于撫^一屬^一、而校舍遂爲^二官職^一兩軍病院^一、亂半修理開學、官嘉^二其
 守^一名分^一、賜^レ金旌^一之、厥後文部省發^二都城小學獎勵^一、賜^レ先生^一以^二等賞^一、溢賀縣令中井弘、與^二
 先生^一有^レ舊^一、屢勸^レ仕^一、先生辭以^二母老^一、弘又遣^レ吏趣^レ之、乃裁^レ書懇謝、鹿兒島宮崎等箇^一學校設
 聘^レ爲^二教員^一、亦不^レ就^一、蓋抱^レ才挾^レ爾而以^二一小學校教員^一自安^一、操守之堅終始如^二一日^一云、二十年
 辭^レ職^一、復^レ業醫^一餘暇授徒、性好^レ酒愛^レ客、而持^レ己嚴正、其講^レ書皆叶朗麗、其率^ニ子弟^一以^二躬行
 爲^レ先^一、三十一年八月十五日病歿、年六十四、葬^ニ邑之興金寺^一、考諱安明、妣牧崎氏、初娶^ニ濱田氏^一
 大歸、繼娶木原氏、五男長安樹、陣慶、次勝二嗣、亦亡、孫男安進承^レ後、餘子別成^レ家、五女皆嫁、
 後二十餘年解人追慕不已、嘗識^レ石以圖^ニ不朽^一、寄^レ狀請^ニ予^一作文^一、都城文學自^ニ古稱^レ盛^一、而較
 近人材舉出、尤^ニ華鄉里^一狀稱^ニ多出^ニ予^一先生薰化^一、然則師道如^ニ先生^一匪^ニ特^ニ鄉儀表^一也、予故不^レ辭
 作^レ文、銘曰

蒙以養正、煥採厥師、耳提面命、成德達材

勿謂位卑

任重道尊

勤命貞石

典型永存

大正十二年二月

宮內省御用掛 文學博士

西村時彦撰 脳書

高野安恒は本橋榮周以後の碩儒、學德共に高く、其訓化の及ぶ所偉大、歎すべきものである。

東京石勝講

池田貞記之墓

もと都城市東町量海院墓地(今市)の墓)に在り、都城市墓地整理に際し、中郷村大字梅北字大益四五三の墓地に移した、碑は二重の臺石に、扁平の自然石を置き、總高さ四尺六寸、表面「立中貞記墓」とし裏面に碑文を刻せるも、漫漶まんけいむ事が出来ない、貞記は都城製茶の元祖、今日茶業の發達は、同人に基くと言はれる、今「都城先賢傳」に依り、其事蹟を錄する。

貞記通稱之中、享保十九年十一月三日、都城に生る、世々鬻て以て鍋主鳥津氏に仕ふ、人と爲り清高にして神思玄遠なり、藥を施し病を救ふを以て自ら藥と爲す、藥價の如きは皆て願る所なし、鍋主深く之を賞せり、貞記夙に產業に志あり、一日慨然として曰く、山城の宇治茶名を以て天下に賜る、而して我邑の地味彼に劣らず、特に栽培焙製の法若かざるのみ、人之に心を用るば豈彼に及ばざるの理あらんやと、領主に請ひ、自ら宇治に赴き其方法を究めて歸り、爾來斯業に苦心する多年遂に甘露・紅梅・白梅・梅枝・小露等の名茶を製出するに至れり、都城製茶の根源は實に貞記其人なり、貞記意謂らく、宇治の茶固より佳なり、然れども至尊の御料に供するに非れば其名を得る安んぞ能く此に至らん、我邑の茶亦之を九重の邊に進獻するを得ば其名を擧ぐる必せりと、貞記七年十一月宗藩の祝人本田大和守に由り、製茶一壺を挑闘天皇に奉獻し、譽賞を蒙り、御料の菊花御紋章、若穂鏡に土器、又織仁親王以下五卿の色紙短冊を贈ふ、貞記感激甚かず茲々斯業の發達を圖れり、申斯是より先き貞記製茶を宗藩主齊宣公に獻す、公大に其精良なるを賞し、芭蕉布一匹

及び白銀一枚を賜ふ、果して都城の茶名世間に聞ゆるに至る、貞記晩年上長倅小鷹の別墅に閉居し優游自適以て天命を樂じ、享和二年病て自ら起たざるを知り、復薬を用ひず、精神不動端然として逝く、實に是歲四月七日なり、享年六十九、都城鳳海院に葬る、子孫相承け力を斯業に致す、持永直右衛門・野口富右衛門・永井實利嘗て製法を貞記より受く、兒玉某其法を貞記の子貞裕より受け斯業益盛にして革新に及ぶ、明治二十年九州聯合共進會の福岡に開設せらるゝや、時の農商務大臣貞記の遺績を追賞し、金十五圓を下賜せり。下略

義烈塔

五十市村大字五十町龍峯寺墓地内に在り、碑は總高さ八尺、方碑三重の臺石から成り、表面に義烈塔の三字を刻し、他の三面に、北郷氏初代貢忠より、十二代忠能に至る宗族及士臣の難に死した者、五百餘名の名を刻し、其盃を祀つてある。

安政二年四月、領主久本、告諭を發して勤闊世臣を戒めし、節儉を尚び、奢侈を抑へ、勉めて文武を講習し、風俗を一新する事に力めたが、遂に同年五月、領主久本の時に至り、此義烈塔成り、一方忠死の靈を弔ひ、併せて士氣の振作につとむる所があつた。

何鉄吉の墓||都城唐人町の由來

宗司の末期頃から江戸時代の初期にかけて、明人の我國に入つて來たのが可なり多い、唐人町の名が残つて居るのは其歸化又は住居の跡である、長崎の唐人町は言ふ迄もなく、近い所で薩摩加世田、大隅

申良の唐人町、南那珂郡南那珂村の唐人坊、それに都城の唐人町なさがそれである、唐人や唐人町といへば變に聞へるが、中世李唐の隆昌は、支那の代名詞となり、後世、時代に顧みなく斯く稱ふる事になつたのである、唐人(略へる)の都城に來るのは前後二回ある、第一回は天正十七年十一月、領主北郷時久の時で、多くの貨物を積んで大隅國內の油に着いた、内之浦は當時北郷家の領地であつたので、それ等の唐人は、安水の諏訪馬場に住はした、唐人が積で來た貨物は、北郷氏から豊太閤へ献ぜられた、其品々は、

砂糖 五百斤 大森 一つ 花入れ二つ 香爐 三つ

花瓶大小三つ 青銅鉢一つ 金箔五十枚 銀箔五十枚

等であつた、秀吉が都城に着目するやうになつたのはこゝに始まるといつて居る、此時石田三成の臣、安宅三河守委安は、宗家の島津義久に此事を告げたので、義久は機嫌を損じて時久に注意する所があつた。

文祿四年、北郷家が薩摩郡當院に移された時、唐人町も彼地湯田八幡宮の側に置かれ湯田町といつた、忠能の再び都城に復封した時に、唐人町も亦移り、後元和元年北郷氏が城山より現在の處に移る際、門通庵の橋より垂ノ下に至る間に移された、此第一回のは姓名を逸して居る。

第二回は、正保三年明木の亂を避けて、廣東省瀘州から一官何欽吉を筆頭に、天水二官、江夏生官、清水新老、清陽清書なき、内之浦に着き、都城に入つた、其子孫が天水・清陽・清水・頼川・清陽の諸氏である。

何欽吉は醫術藥法の著述があり、知行二十石を給せられて居た、和人參を發見したのは彼である、「三國名勝圖會」に、

欽吉明國廣東省潮州海縣の人なり、明末の亂を避けて内之浦に來り、當地に歸化す、醫道を以て業とす、此時此地方の人未だ和人參を知らざりしに、欽吉始て是を梶山の山中に見出し其功を賞す、於是當地人參採る事を知り漸く大に行はる。といふ、和人參は世に薙摩人參と云者是なり、土俗又山場人參又號人參と呼ぶ、今和人參は當邑特に多く産して殊に上品なり、中略 和人參は世上右用の上藥なり、欽吉始めて之を弘む、實に大功ありといふべし。

欽吉の墓は、寂心院境内に在つたのを、都城市區整理の際、西墓地に移され、天水二宮の墓と相並んで居る、碑は自然石、高さ四尺五寸、正面に、

業岐山心恒居士何欽吉墓

其右に

生於大明廣東海縣

左に

逝于萬治元年戊戌九月廿九日

と記されてゐる。

三島通庸造廟の碑

庄内町庄内小學校庭に在り、明治四十二年建設する所、碑高さ一丈二尺幅五寸厚さ二尺餘、碑は侯爵松方正義篆額「造應之碑」と題し、當町出身岩瀬仲太郎の撰文に成る、其全文左の通りである。

明治二年春三島通庸公爲三茂鹿兒島藩御城地源、公之赴任也遷三國郡内、先分三管區爲三、上下庄内及三殿足也、公自居于上庄内、上庄内則舊稱安永村、今則曰三庄内村、其地邊境、居民鮮少

焉、公委三荆棘、拓三田野、修三道路、設三市街、以招三農商、又築三邸宅、移三士族、於是附近之士民歡喜子來、荒蕪之地忽變爲三市會矣、公乃設三桑來之苑、令三商佔治之、與三田野於農民、以爲恒產、與士庶以三土地邸宅及作祿、兵制採三屯田之法、以三士族編三軍隊、新修三神社立三學校、令四民修三敬神報國之德、於是治具盡備、教育經濟交通之用亦盡至矣、追三同公之治蹟、炳耀宏大企業堅固、有下可_三水爲三後世之標範者矣、公以三敬神之道、爲三尊皇之基、先修三村內之神社、石峯丘上新三築神社、奉三祀豐受大神、稱三之母智丘神社、令三民知爲三農國本、謂社之沿道、植三茶桑、辟々畠々亘三數里、今日村中所三以發三蠶茶之盛大者、實啓三端於茲、聘三藩士三原宗五、託之以三子弟之教育、兒童雲集、今日育英之基、亦存于茲、及三村內治具備、先築三安永川之堤防、以防三多年流水之氾濫、鑿三交通之要、以上庄內爲三中樞、分三數條之道路、一則至三下庄內者、下庄內則今之都城町也、一則至三志和池者、一則至三野々美谷者、此三者成矣、更欲修下經三山田、至三小林者、及三其事未_三成、公則去矣、公以三明治二年_三至、以三四年_三去、雖三其間不出三三年、其治績之大德澤之廣、令三居民不能忘者、因三公敬神尊皇愛民之至誠、嗚呼公去而三十有八年、雖三其人已亡、其遺烈永存于後、石峰之丘仰之彌高、安永川之流闊之彌清、田園意間人烟愈加、人材益進民業益盛、頃者村民相謀、欲建石以表三公遺德、叙三其梗概如_三此

明治四十二年四月

正二位大勳位侯爵松方正義篆額
歩兵大佐從五位勳三等功三級岩瀬仲太郎撰
警視從六位勳五等官越正良謹書

三島通庸の庄内に於ける事業は、右に盛きて居るが、今少しく述べて見やう。

島津氏の宗藩直轄の各郷には、從来地頭を置て之を統治して居たが、明治二年支領都城にも之を置き、參政西郷隆盛の推舉に依り、通庸を都城の地頭とした、通庸任に赴き、都城に居、尋て安永に移り、分つて上庄内・下庄内・梶山の三郷とした、知政所の達示に、

一、上庄内郷

都城の内、山田村・前川内村・横市村・西嶽村・中宮島村・野々美谷村・水流村・岩瀬村・五拾町村

右十ヶ村、以來右の通可相唱候

一、下庄内郷

右同

都元村・金田村・高木村・川東村・早水村・宮丸村・鷺巣村・上長飯村・下長飯村・寺柱村・田邊村・後久村

安久村・梅北村・木之森村

右十五ヶ村、以來右の通可相唱候

一、梶山郷

右は都城の内石寺村に候處、以來一ヶ郷被相建右の通相唱候様仰付候

右者都城之儀、御吟味の諦有之、右之通分割にて、各郷被召建地頭之儀、是迄通被任置下庄内へ罷出候様被仰付候條、地頭へ申渡、民事總裁并可參向へも可申渡候

十一月(二十年)

知政所

下庄内の内

一、安久村

一、北田透村

知政所

一、葛糸村

一、寺庄村

知政所

右五ヶ村之儀、御吟味の譯有之、桜山郡へ被相付、同村居住士族の儀、總て桜山士族と被仰付候
月(三〇年)

桜山(石寺)は其後勝岡郷たる坪山・餅原・蓼池・三ヶ村に合して、下三俣郷に入つたから、右の五ヶ村
は下庄内に復歸したか。

次で左の發令があつた。

下庄内地頭 前新之風
右之通被仰付候、左候へば、當分の地頭所、是迄の通被仰付候條、諸縣郡高城郷へ可罷在候
月(三〇年)

三島彌兵衛

知政所

右者當分地頭所の内下庄内被免候

三島彌兵衛

知政所

右申渡候
三月(三〇年)
(文書は鄧城古垣氏の記録に據る)

通府の任に都城に赴くや、士民の反抗あり、下庄内の任を解き、同郷地頭は、前田新之風之に任せられ
たものと見ゆる。
上庄内の役人は、地頭の下に、皆請奉行、近藤勘左衛門・徳田周作、小隊長に福島尙之恵任命せられ、
村中より立脚に與りし人々には、鶴澤穂登理・山下宗助・小林利右衛門・清水藏太・乙守連比古の諸氏

がある。

通庸の庄内に居たのは、平田元吉著「三島通庸傳」に依れば、明治二年九月二日より、四年(不詳)に至る。四年十一月には、都城縣が立ち、桂久武、都城縣參事に任せられて居るから、任期二年餘に亘る此短日月の間にした事業は、實に驚異に値するものであつた。

(一) 住宅市街地の建設と新郷成立

新郷成立には、士族の集團と町家の附屬を要したので、先づ其建設に着手する事になつた、安永の齋部落は、當時山久院以南に、雜木竹林の間人家點在し、戸數約六十戸、今の中校下に一小谷あり、夫れより南は二木松、北は向馬場と稱した、此處に馬場割をなし、道路を縱横に通し、宅地を割當て、かくて住宅地成り、天神馬場・宮路馬場・安永馬場・元町馬場・北郷馬場・岡馬場・軍神馬場(馬場下馬場通等の名が附せられた。

市街は其南方に置く事になつたが、今の都城街道なる町の入口より、小學校前一町ほどの處までは、樹木密生して森筋は暗き深谷をなし、其間を通ずる細径は、都城への舊道であつた、鈴院址より東方にかけ、南に向ひ傾斜をなし、全地悉く榛莽に覆はれ、更に其南方一帯の田地は、山久院平田と稱し深田であり、庄内の篠とやらには、こゝに砂を散布して、敵をおびき寄せ、撃殺したと言はれる、此處に石や材木を投入して地盤の基礎を固め、傾斜地をならし、宵夜兼行、今の市街地の大部は出来上つた。

住宅市街の建設せらる、間に、新郷上庄内は成立し、明治二年都城領内に檢地を行ひ、領内士族の持高田畠を没収し、新に均田の法を行ひ、百姓の門割も同時に行つた、郷内各地より士族を籠に移し土着のものと合せて三百二十戸とした、(移住者は後に階住)(したものが多)移住者には各戸高五石、田畠各五反歩、宅地

一反二畝步以上を給し、住宅駄湯殿等は一切公費を以て建て與へた、又町方には鹿児島都城等各地より、約六十戸を招致移住せしめたが、身分確實にして、一戸携帶する事を條件とし、賃に於て充分に吟味したのであつた、爲に土着移住兩者の間能く融和され、協同一致の美風を作り今日に及んで居る

(二) 道路と堤防

新郷成立と共に、各方面に事業を進めた、其第一は道路の開墾である、通店は自ら實地を踏査し線路を定め、上庄内を中心とし、東は高岡、西は國分、南は都城、北は小林に通する遠大の計画を立て、此内東は越より干草・谷頭を経て志和池村下水流に、南は横市を経て都城に通するもの完成し、其幅四間である、都城線中平田坂上より分歧して母智丘に達する線、高岡線中干草より分歧して谷頭を經志和池に至る線、調ノ尾線皆開通したが、國分小林の兩線は、測量を終へたばかりで、着手するには至らなかつた。

工事は郷民を徵發し、通庸自ら衆に伍し、春鉢を執て工事を督し、其都城線の如き、一夜の内未明に成就したと云はれる。

安永川の堤防は、慶應三年丁卯の大洪水に依り、全崩壊し、田地荒廢に歸したが、調ノ尾瀬下より乙房の下、大淀川合流の所まで、兩側に堅固なる堤防を築き、其他横市丸谷二川の堤防も修築する所があつた。尙ほ用水路の改修をなし、南前用水路、北前用水路等、數ヶ所に、堅固なる石造水門を築造し、漑溉の便を計つた。

(三) 民治教育

イ 神社の建立と其修理

民治の要は敬神にありとし、母智丘神社を建立し、豈受大神を奉祀して郷社とし、北郷資忠を祀れ

る山久院に、應神天皇を奉祀せる野々美谷の神社を合祀して、豊幡神社と稱し、今的小學校前に、島津歲久の靈を祀りて軍神と稱し、又諏訪神社を改修し、皆村社として崇敬せしめた、軍神は後年諏訪神社に合祀する事になつた。

又母智丘神社境内に、牛馬の神を祭り、丘下馬乘馬場を設け馬術を模擬した。
牧ノ原母智丘街道約十町の間、兩側に桑茶を植ゑ、之を町方六十戸に分ち與へ、養蚕と茶業とを營ました、斯くて敬神の誠と、農本の義を大に鼓吹した。

八 教育

明治三年三原宗五を鹿児島より聘し、學校を起し、學習の傍ら、生徒をして擊劍を學ばしめ、尙武の風を養はしめた、生徒は僅に三十名内外に過ぎなかつたが、杉村實徳・清水彦四郎・坂元英俊・前田政右衛門・蒲生才藏・宮越正良等、難多俊庵の士を出して居る。

八 制度

兵制は屯田の法を探り、又常備隊四小隊（一小隊）を編制し、之に砲隊（四門）樂隊を附した、郷内各所に練兵場を設け、小隊長福島尚之丞以下、數名の幹部を聘し、英式に依り訓練し、士官より各兵卒に至るまで皆軍服を着用せしめた、小銃はミニヘルを用いた。

通庸は、後年地方長官を経て警視總監に進み、大器僚材至る所に英名を馳せた、庄内郷地頭は僅か三年足らずであつたが、牧民の初舞臺として活躍し、遺徳今尚は地方民の仰望する所となつてゐるのは偉とすべきである。（前田政右衛門氏覺書
及坂元英俊氏に據る）

甲 三島 通 庸

勝 海 舟

隼人の薩摩男のその内の

くし男なりしを此苦の下

三原宗五之碑

前記三島通船遺稿の碑と相並んで居る、碑高さ六尺、島田丑彌太の撰文に成る。

先生姓は三原氏、諱五と稱す、鹿児島の人、明治三年七月、地頭三島公の招聘に應じ、吾庄内村に來り、初めて學校を興し、親ら教育の任に當らる、先生性温恭篤實、専ら人材を長育し、凡俗を化改するを以て畢生の務となす、是を以て其學識に在る二十有餘年の間、文教月に無り、弟子日に進み、逸材知名の士の吾村に輩出するに至りし者、先生の力實に居多なりと謂ふべき也、先生歿後茲に十三年、村民今尙其徳を懷て哀へず、是に於て皆相謀り、石を此處に建て以て記念とす、時維大正二年十月二十三日、島田丑彌太謹撰。

伊東祐備墳

志和池村大字野々美谷字森田、竹下半十郎宅地内林叢中に在り、野々美谷城趾の北、相谷に臨み、坪上約二間を幅て、居るが、もと現住置より南方にあつたのを、唐の崩壊を受け嘉永四年、今の處に移したものといつて居る、碑は高さ四尺七寸、巾一尺、厚さ六寸五分、首部圭狀をなし、正面丸の凹みを施し其中に「喝」、其下に、「奉爲大用公大禪定門敬立」、右方に「藤原式部大輔」、左方に「荒武左京亮」、背額に、「子時大永四年甲仲秋八日」と鏽してある。(圖版第一四)

大用公は伊東守祐をいふ、守祐は、大永三年十一月八日、北原勢と共に、北郷尚久の守れる野々美谷城を攻め、自ら大谷の北に控へて、諸軍を指揮する間に死んだのであつた、「日向記」に、

伊祐公、庄内野々美谷陣に御乗ある折柄、俄に壯(林)机の上より御歿死(申)同十二月十日には、御舍弟相州祐梁も御死去なり、誠日數三十日の内に、御兄弟如此の仕合、申も疎なる御事なり、トシ尚ほ末文、北郷方の調伏に依るものとして居る。

「莊内平治記」には、

城兵より射出したる矢に、たゞ中を射洞され、馬より落て死せりと云、

とあり、平部俊良は「日向纂記」に注して、

俊良謂ふ、「日向記」公の矢に中つて卒せられしを諱んで、頼死の體に書きしかとも思はるれども既に光熙公(祐)補原の戦死に於て諱まざれば、獨り大用公に於て諱むべきの理なし、意ふに兩軍相對し、矢石交錯の時に當つて、床机の上にて、賴に卒せられければ、敵軍よりは矢に中つて卒せられしと見誤りしならんか、姑く兩つながら存して後考に備ふ、

とし更に「日向地誌」にて、之を備墳なりと見て居る。

前暮時に伊祐は、郡於郡の領主にして、日向の大半を領す、豈に陣中に卒せしを、本土に歸葬せずして、直に其地に葬る事あるべけんや、顧ふに野々美谷は此戦に攻取て、一時伊東氏の手に歸したれば、此城を守る者、歳時奠拜の爲に、備墳を設けしなるべし。

附 奉 法 印 の 謂

中郷村大字安久字正應寺、もと正應寺境内墓地に在り、五輪塔總高さ九尺三寸、内地輪幅三尺五分、高さ二尺一寸、水輪高さ二尺五寸周一丈七寸五分、火輪高さ二尺二寸三分下幅三尺一分、風輪以上圓蓋が掛すとい

ふれ大なものである、火輪に、右政上人の四字を刻してある。右政は北朝周防守常久の弟、出家して京都に上り、諦密の教を學び、嵯峨法輪寺の住持恭良を師とし、學大に進んだ、安久の正應寺は、島津庄のはじめ創建された天台宗の戸刹であつたが、尼霜を輕るまゝに翻覆したので、慶長十三年、領主北朝譲岐守忠能、重延して、右政を其住持とした、右政は天台宗を改めて真言宗としたので、真言中興の開山と云はれる、同十四年に、恭良當寺に來り、留鑑三年に及んだ、恭良は儒學に通じて漢唐の古註を宗とするもの、此時文之和尙程采の新注を唱へ、島津氏に仕へて大に盛名があつた、恭良が「破收義」を著はして文之の倭調を非議したのは、此寺に於てしたのであつた、文之は直に、「破愚論」を著はして之を排斥した、論難の書籍は、「文之恭良問答」と名け板本として行はれて居る。

島移りの碑

山田村大字中霧島谷頭に在り、安永八年櫻島々民移住の碑である、護摩壇石、(櫻島廢岩より運んだもの)

表面に、

しまうつりの碑

安永八己亥十月朔辛亥、亥刻櫻島噴火

裏面に、

中霧島 十七戸

島移人名、(島移人名をあるもの、其實、跡碑當)

花森 堤

源助

野々美谷

十六戸

櫻田 □右衛門
中源右衛門
花岡市右衛門
森高琉球
福島十助
花原十郎左衛門
中原介八

櫻田 □右衛門
中源右衛門
花岡市右衛門
森新左衛門
穗滿清助
花岡善太
福島清右衛門
藤村十介

と刻してある、碑は明治三十三四年の頃、石川理紀之助氏、村人に勧め、移住を記念すべく建立せしめたものである。
碑石のある塚上もと供養松が一株あつた、恐らく移住後植栽したもので、移住者に取り唯一の紀念物で

島森十郎右衛門
常磐善七
常磐助市
島森萬作
時森三右衛門
常磐助八
東市之丞
新島喜右衛門
新島半之丞

常磐長四郎
廣田甚蔵
島森勘四郎
森田五郎左衛門
西彌左衛門
西長休
廣畠長之丞

あつたが、鐵道開通後、市街をなすに及び、之を伐採し、務ゆるに新株を以てしたのは惜むべきある。安永八年櫻島炎上は、舊記録する所が多いから、こゝには省くとするが、當時此天災の爲に死んだ島民は、百四十餘人、一時鹿児島城下に避難せしもの二千餘人、漂流の應急處置に依り、やがて島に歸り、居所を修し、產業に就く事を得たもある、有村・黒上、方面的燒岩流に、其住宅を没せられたものは、歸島出來なかつたものもあつたやうで、之を四位指右衛門聞書に依るに、同年十一月一日、本藩より大野隼人取次を以て、移住民の交渉があり、尋て都城へ永代移り百姓三十戸を命じたのであつた

覺

男 女 百四十八人

内

男

八十二人

女

六十六人

右者此節櫻島燃候に付、本村へ立歸居住難調に付、諸士井外城衆中は、年季永代にても其通申渡、家來・百姓・町・濱・寺門前著にても差支無、且諸外城へ、賃取其外、自力送越候、仕付度者は、

望の所へ可差越候旨、亥十一月十一日、大野隼人殿御取次を以て、被仰渡候様有之候に付、

右の著共、都城移し、居付百姓成御免被仰付候間、後年宗門手札御改の節、此證人を以て、居付百姓成手札申渡候

(備書略)

燃に付御用御都奉行

安永八年亥十二月十五日

竹内市郎右衛門
右松十郎太
江田五郎左衛門

都城役人中

都見廻中

(參照) 十二月四日 向井與三右衛門外三名北郷六郎兵衛外一名宛書狀

右者此節櫻島より永代移百姓三十家内御免被仰付、櫻島郡見廻業差狀を以て、追々罷職、當分町宿
へ被召置候に付云々

都城では、十一月三十日を以て、西河治右衛門外三人に、移住者の町宿を命じ、其間に假小屋を建て、
家作調の上、愈、大谷頭へ、居付百姓として引移らしめた、移住の際は、谷の南に十七戸、北に十六戸
で、人數は前記の數より多少の差があるやうだが、不參者で減つた一方に、子供の數で増して居る、南
部十七戸は、中霧島村に、北部十六戸は野々美谷村に屬したのである。

移民は人情風俗言語等に稍趣を異にする所があり、重に畠作のみで生計を立て、民度も低かつたのであ
るが、明治三十三年、前田正名氏の一歩園開田に當り、秋田縣の老農、石川理紀之助氏を聘し、其指導
に當らしめてより、同氏の人格能く部落を感化し、其後開田益々廣まり、鐵道亦開通するに及び、全く
從來の面目を一新するに至つた。

名勝天然記念物

庄内町關ノ尾の塙穴及び關ノ尾の蘿

日豐線谷頭驛より二里餘、庄内町役場よりは一里、庄内町字關ノ尾に在り、南方五十市村母智丘より

来れる、丘陵は黒平に設立し、關ノ尾の西北を指す。庄内川其間を流れて、安山岩の河床に頸穴をなし、下流に關ノ尾瀑布が懸つて居る。

頸穴の區域は、瀧より上流河床一面に、約五〇〇メートルの距離に現はれて居る。此處の川幅は三〇乃至四〇メートルである。

河床をなす岩には、不規則なる割れ目があり、粗大なる柱狀節理が發達して、所謂龜甲岩をなして居る。其節理の割目に當る弱所に、河水に依つて運ばれた砾石が回轉して、岩石を磨滅し、それより、それと圓き穴を穿ち、作りなしたのが、頸穴である。

頸穴は直徑一メートルから、一メートルセント位、深さは其底に、砾石を入れて居るから分らぬが、二メートル以上に及ぶものもある。之が河床一面に、幾百個相並んで居るのは、洵に天下の奇觀である。

頸穴は併し乍ら岩面に、縫を埋込んだ様なもの許りではない、流れの方向に、浅き薬研狀の凹處をなすものや、更に浸蝕が進んで、深き溝狀をなすものや、頸穴を連ねて、速銷狀になつたものや、二つ以上の穴が次第に生長し、一つになつて仕舞つた不規則なものや、仔細に検する時は、そこに浸蝕の過程にある種々相を見られるのである。(圖版第三二)

庄内町頸穴は、昭和二年内務省から、佐藤理學士の調査を経て、天然紀念物として、指定される事になつた、關ノ尾の瀧は、岩流の末端に憩り、直下十八メートル、粗大なる柱狀節理は、この断崖に現はれて居る、瀑布は此節理なる岩流の断崖に、沿ふて落下するから、その浸蝕作用も、比較的容易に行はれ其結果として、浸蝕作用に基因する瀑布の退却も亦、割合に速かで、瀑布は最初の位置から少くとも、四十メートルは退却したやうであり、瀧窟の中には、節理に沿ふて、崩壊した大小の岩塊が、落々として、横はつて居る。(佐藤理學士の庄内町の頸穴より)

湯附近の崖壁には、露頭が多く、花時には、懸湯と相映發して、美觀を呈する。近時庄内町は、道路を改修し、又都城商工會の援助を得て、公園の設備、櫻樹の栽植等に當り、保存と顯彰とに、努力して居る。

因に本都に於ける、頃穴としては、山田村岩ノメリの小流が、是位川内川に流れ落る、急傾斜の面に於けるものや、同村石風呂には、名の如きものがあり、同村字櫻ヶ丸、俗稱トマロの瀧下に當れるものは、巨人の鍋とも言つべき、偉大なものがある。甲州猿橋にも似たらん浸漬谷としては、三股村梶山川の上流に、川幅十數米、深さ三十米内外の深谷をなして居るのがある。

御池

日豊線高原驛より西南に進む事二里、高千穂峰の東麓に御池がある。西嶽村と高原村とに亘り、周囲一里餘、碧水湛然として四周翠屏に圍まれ、風物まことに幽遠、ぶり仰ぐ秀麗の聳峯、遊さまに碧藍の水にうつり、開闢三五波曲に廻る、湖畔に松港・無瀬港・皇子港・劍崎港・刈茅港・柳港・護原境港・の七港がある。護摩壇は、其昔村上天皇の時、山の開拓者性空が、護摩法を修せし遺蹟と傳へてゐる。

(圖版第23)

御池は久しく神祕の境で、奇しき傳説なきがあるが、縣は最近縫や鮎の養殖を試み、又高原側の祓川に近く疏水工事を施し、開田用水の試験中である。又モータボート二隻ボート數隻を浮べて、遊客を待ち、夏時には毎日数百人を迎ふるの盛況にある。

御池を火山學上より見れば、火口湖である、鳴島の群集火山は、其排列の位置からして、一は鹿兒島灣の長軸の方向に直角の方向に走り、一は之に平行に排列するのである、前者は御池・小池・ニッ石・

高千穂峯・御鉢・中嶽・新燃鉢・薬子戸岳・韓國岳・硫黄山・白鳥山・飯盛山等で、後者は、夷守嶺丸岡山・大幡池・大幡山・を經て、新燃鉢で前者と會し、更に鳥船子嶺に至る一線と、飯撒・白鳥山・蛭野嶺を經て、佐賀利山に至る一線とがある。

御池は喜島火山群の最東部に位し、略々圓形をなし、水面より餘り高からず、殊に東部の街道に面する所最も低く、北西部の小池及び二ヶ石に面する所最も高い、東部及び西部の絶壁は、浮石質火山壁、安山岩塊なきの堆積から成り、北部の絶壁に、板状節理の發達する緻密の焼岩が露出して居る、其火口の内壁は絕壁をなし、巣籠の廢渣著しからざるより考ふれば、爆裂作用を運ぶしてから、歲月を経過する久しうからぬものであらう。(喜島火山からの)

三股村梶山の松樹

三股村大字長田字假屋松山司所有地の山林中にあり、目通り二丈一尺七寸、八間ほどの所より二股に分れ、更に其一つは二股をなして居るから、村名の如き三股の松である、高さ二十餘間、同地は松山氏宅後に續ける小丘上に在るが、三ツ股以下の殆んどは他の喬木に覆はれたるもの、尙ほ茲々獨立あたりを示すの株がある、本縣林務課調査桜農町の松樹につぎ稀有の巨樹である。(第二七)

並木松

都城平野の風景美を語るものに並木松がある。

現今並木松として残れるものは、沖水村高木街道、(松之元)同村金田街道、(松之元)寺柱街道、(都城市一萬に至)三股街道、山之口街道、横市街道、(五十村兵營前より尾枝に至る)庄内街道、(横市坂上に至る)等を重なるものとし、

是等も多くは伐採されて、舊態に在るものは少い。

道傍木を植うるの由來は既に久しく「日本後紀」に「道邊之木夏垂陰爲休息處」とあり、江戸時代に及び、慶長九年諸道を開修して一里塚を築いた時、並木には松を、一里塚には櫻を植ゑしめた、其後大路支路の別なく諸道に偏ねく植ゑしめ、欠滅せし所は、更に新樹を補足せしめたのであつた、「驛遞志稿」に「御觸留」を引いていふ。

寶曆十二年十二月令す、先に命じて東海・東山・日光・鬼州・甲州諸道の行樹を植ゑしむ、自今五海道外の諸道と雖も、大路支路の別なく、凡そ驛家あるの路次に於て、其行樹欠滅する者は、更に新樹を埴植し、又路傍の堤土墻脱し、樹根暴露するものは、更に之を埴築し、其高さ二三間ならしめ、其四境は定杭を立つべし、

とあり、幕府の並木松についての扱を知る事が出来る。

薩領にて並木松を植ゑた初めは「舊傳集」に、

山田昌巣老、出水地頭の時、海道に並木の松を被植、是より始めて國中皆並木を植ゑたりと也、ある、昌巣の出水地頭は寛永六年に始まるから、寛水中の事と見ゆる、都城に於ける並木松の起源は分らぬが、勿論其以後であらう、「庄内地理志」に鷹尾倉脇より尻枝に達する道路並木の條に、但並木松は、享保十年己未年、松苗木植有之云々

同書小鷹原大道筋の並木の條に、

延寶六年午二月、筑肥海道の内、倉原出口より萩原口迄並木松植有之云々
「御道中記」高城總浦坊日州街道並木の條に、
萬治二年の頃より栽始むと云へり、

とあり、其他之に關する記録もあらうが、涉獵本だ足らざるを遺憾とする。

大 横

中郷村大字梅北正服寺址にある、高さ十二間、周回二十二尺五寸、同址には歴代住持中、文明四年卒の墓石等ありて、當寺の草創古からしに、文献又は口碑の傳ふるものなきも、該樹によつて古刹なりしを察はれ、老幹枝牙翠蓋四邊を蔽ひ、頗る偉觀である。(圖版第二六)

今町一里塚

鹿児島下町札辻を起點とする一里塚である、五十市村今町街道鹿兒島駿後より東方約九町に位置し街道の兩側各一間位を隔て、高八尺基底径一丈七尺の圓塚をなしてゐる、「庄内地理志」卷六今町街道繪圖字述目塚に、此塚の位置を表はし、「末吉境高見堂より五百三十五間半梅北辻より今町此里塚迄四丁三十八間半」とあり、同塚は是迄其の出來を知る所がなかつたが、今回前田厚氏に依り徵証せられたものである、同塚につきては、右繪圖以外の記載を失いて居るが、参考の爲め都城北口一里塚の記事を錄する。(圖版第二五)

北 口 一 里 塚

一、町木 鹿兒島下町札辻より抬六里

御國往還初而町木被召立候宿先達御廻狀左の通

此節鹿兒島下町札辻より、高岡筋・大口筋・出水筋三通道他領境月迄の間、壹里毎に道程付町木を被立候に付、道程見分候着并書調として、辨官新左衛門に大工臺人差派被遣候間、諸役人擺出首尾仕

様に可申談候、尤委細之儀者、右檢者方へ覺書を以て被仰渡置候間、右之趣可被承知候、此旨可申越山御差圖に而候 以上

寶永三成正月廿日

諸所候中 役人中

町田八右衛門

一先年より上使御通道の節は拾六里町木は取除、參拾四里町木に書改候、寶曆六年丙子七月公儀御目附御兩人今町筋御通道之節も、參拾四里町木相立下に、寺柱へ一里九町、末吉より二里と二行に有之五寸角長上壇より上六尺五寸。

鹿兒島下町札辻より三十四里

寺柱へ壹里九町
末吉より二里

右東之方拾六里町木取替相立候、此節は安元方福山へ御通路に付、御伺之上、里塚左右に相立、南之方拾六里町木下に福山筋と有之候

鹿兒島下町札辻より十六里

福山筋

一、古來左東の方拾六里塚しるし、東標西は援

北口一里塚は今の都城警察署前より少し南方に在りし由、町木は塚上に立てた標本である、右に引用せし寶永三年の覺書三通道の中には、今町街道はないから、其頃今町一里塚の存否不明であるが、寶曆六年巡見使の通道になつて居るから、寶曆度には既にあつた事が確實である、故老の話に近頃まで塚上東に櫻西に援があつたが、何れも老木となつて居たとのことである。(前田久謙調査)

尚ほ本都に於ける一里塚の記録としては、「御道中記」高城穂清坊の條に、

街道東側に一里塚鹿兒島下町札の辻より十九里、
と見へて居るのがある。

附
錄

北諸縣郡及都城市、字地名集

大字上長館

北藏屋宮小川赤杉弓^{アマ}堀
敷^ノノ内^{ナカ}原^{ハラ}田^{タチ}綠^{ミツ}口^ヒ水^{ミズ}元^{ハラ}元^{ハラ}

都
城
市

花^{ハナ}芝^{シキ}椎^{シメ}高^{タカ}金^{カネ}上^{カミ}川^{カワ}井^イ東^{タガ}埋^{マサニ}
田^{タチ}五^ゴ原^{ハラ}郎^{ロウ}波^{ハラ}開^{ハラ}田^{タチ}後^{ハラ}田^{タチ}元^{ハラ}

廣柳^{カツヤシロ}後^{ハラ}野^ノ八^{ハチ}下^シ潤^{スル}樺^{カハ}中^{カミ}神^{ジン}
川^{カワ}牟^ム中^{カミ}反^{ハラ}五^ゴ郎^{ロウ}ノ^ハ川^{カワ}
底^{タマ}原^{ハラ}田^{タチ}九^{クシ}丸^{マル}元^{ハラ}口^ヒ原^{ハラ}

柳^{カツヤシロ}中^{カミ}出^{ハラ}二^ニ繖^{スル}吉^{ヨシ}藤^{フジ}中^{カミ}川^{カワ}前^{カミ}
ノ^ハ反^{ハラ}牟^ム井^イノ^ハ田^{タチ}元^{ハラ}原^{ハラ}口^ヒ田^{タチ}田^{タチ}下^シ須^{スル}原^{ハラ}田^{タチ}

一^{ハナ}格^{ハラ}中^{カミ}頃^{ハラ}上^シ番^{ハラ}追^{ハラ}稗^{ハラ}闇^{ハラ}加^{ハラ}治^{ハラ}
萬^{ハラ}木^{ハラ}牟^ムノ^ハ莊^{ハラ}ノ^ハ田^{タチ}城^{ハラ}原^{ハラ}田^{タチ}內^{ハラ}闇^{ハラ}田^{タチ}田^{タチ}前^{カミ}田^{タチ}

明治の地籍法實施の際に定めた字名である、庄内地理志所收の舊字と對照すれば變遷のあざも見て面白いと思つたが、同書には調査の缺けて居る部分があり缺本もあるので遠慮乍らよめ事にした。

大

大

新柳中國大字野西出田柳川伊平松下岩
 川年宮間口ノ集院ノ牟
 田原見田王口町添中元添田元田崎
 丸

中
 下長飯
 岐

平天上平柳北押小宮深皮岩溫格九木小
 年江板籠木ノ應
 田神見原田口切元瀬坪東瀬水原山前原

英藏東小神町西川島石小安嵐横勇播官
 具代五川口原田原開留田尾田通脇
 田原原郎田

車上桶北切沼平犬大高下下廉松上水
 裏馬内五柳ヶ流計佐ヶ島
 田町臨原町川元揚田田九田束追數崎

松中中前橋原姫下四芝上上永松滿荒
 川町五柳江松ノ元
 元町原田折口城原江立丸田原原田

八喜昌南下小早伊出東篠中五中西城
 中年牟倉川丁ケケ
 桜脇原見田鈴田口原原須追尾

柳瀬伊勢曲鶴野竹岩廣鶴木
田ノ勢木ノノノ
川原谷原横崎間下坪坪頭下
原尾谷原段平崎牧延田原田原田

中水小²誠町
流箭
島田簽原口

庄

松上松川上島正平中下後沖
川ノ土牛牛野
原段平崎牧延田原田原田

益吉城森中
ヶ供水
九州谷養流

町

神大笠池中下谷引水大²計
川木ノノ久久松ヶ
田原原尾次鶴口土保保尾谷

月川長上²思
野案
原添迫村橋

外新石九次中前王上上乙下
川牛川野和
原開舖山田牧畠原原田房原

砂片川上²屋
田平崎江

町前薪石西橋新雲引中橋今²
ノ之ノノ町雀川水之
下田尾町切口寺田原流元平²

原誠内下國水
口²枕堀

町峯城餅多綾牧前新中譜廣
元羅月野
下原賴田木山跡原町原永峯

前安北二
内タ
原留堀元

大字五十町

黒村松元井境佐久油^ノ本桶
ノ手土
土前川服元堀田保田城底

官今茶長上
星屋桑
原原原岡原

五
十
市
村

桶牧弓岩小狐諏西皮^カ八谷犬
ノ松訪中龍^シ幡^シ馬
口口掛立元東尾尾東^カ城^シ場

戰諏西錦出水
場訪水^ノ
原原原川元

東冷西船風^カ七出東三城^シ
萩ヶ岳^{タケ}中^ミ
原水田迫元原枝口尾角^カ下^シ

花東菓官豆
立子島川
原脇原原田

島櫻柳^{シロ}北永牧梨木瀬竹
女^ノ下^ア戸^ノ
廻烟田木里^リ山田木原上下

西烟鶴石
島川
廻中原原

長^シ桑潤十平^ヒ中諸原^シ露中野
夕長^シ
綠^シ追脇五谷^ク原麥^シ村尾追首

中野東岡
尾乍
原首田元

西横大山平大後^シ小梗松取
萩岩諸坂木^シ
原尾田下峰丸麥元原追添

内今東長岡川原
城屋原原

大

母今助田久加坂高松別宇烟小西杉針六
知保治ノ斗
丘房貢谷原星元崎下府田平原元谷九
谷市

中

車柳竹胡^ノ谷加江宮松後曲宮鶴柳東上^ノ
郷摩屋内ノ川ノ
田原内段^ノ顕原谷下原田橋尾尾元原村

村

佐岡大和小池馬^ノ尻松外行^ノ大久西東酒^ノ
見刀ノ揭幸保今
吉園洗田笠原波枝元崎友田田脇町木^ノ

烟上築早松養中星石歌池筆才小西霧
月馬尾幸今島
田原池原堀原尾原原穴潤無田田町前

難^ノ中下正和西栗八早幸古眉坂平立
月坂田反ノ
喉原原原原原穴田馬^ノ田川白^ノ下原野

溝母今桑尻兩池柳平大湘江松遠誠
知房枝ノ幸戸目訪
丘潘原原原原原元田田田田口崎東免

大

大

宮 天 橋 內 川 湯 外 仁 字 藤 鹿 松 天 加 湯 宮 坂 字
 神 原 屋 多 宇 豊 川 ケ ケ 星 ノ 安
 協 追 口 山 山 谷 國 治 田 東 内 追 淵 田 谷 下 下
 満 久

池 中 田 横 植 口 新 坂 遠 二 千 日 古 柳 野 潤 上
 敷 木 ノ 目 子 戸 坂
 田 尾 中 原 元 町 坂 本 東 東 德 平 城 元 漆 口 下

野 田 中 後 柳 五 布 刻 川 ツ 别 神 ト 原 田
 川 ツ ツ 别 ツ 神 ツ 平 ツ 藏 ト
 首 部 道 內 前 切 府 木 原 元 野 內 越 烟 田

字 折 成 栗 竹 池 內 芝 ケ ノ ノ 高 新
 都 戸 山 都 下 友 野 田
 下 中 下 城 長 松 山 松
 尾 戸 ノ
 水 島 野 口 川 元 下 原

大 小 扇 小 竹 池 高 高
 別 ケ ノ 野
 九 東 川 當 平 平 原 野
 上 上 中 中 笹 紙 山 官
 冷 安 ケ
 水 久 原 尾 崎 清 崎 園

米 櫻 天 一 外 僧 八 芝
 神 ツ 字 ノ 反
 山 田 原 田 山 谷 田 原
 下 王 石 向 鳥 蛇 湯 砂
 安 子 井 ノ
 久 原 原 田 川 元 原

大

船^フ二 雄^モ冷^ム侯^モ中 鏡^{ミツ}樅^モ嶋^モ中^モ野^モ圓^モ西^モ高^モ中^モ乘^モ字^モ高^モ場^モ
子^モ兒^モ木^モノ 北^モ 車^モ針^モヶ^モ梅^モ
追^モ東^モ石^モ水^モ島^モ追^モ掛^モ元^モ谷^モ原^モ間^モ内^モ田^モ樅^モ谷^モ迫^モ北^モ野^モ内^モ

西^モ下^モ縁^モ大^モ車^モ移^モ島^モ上^モ神^モ上^モ益^モ城^モ春^モ萬^モ上^モ筆^モ 楠^モ
車^モ牟^モ禮^モ久^モ應^モ北^モ 日^モ蒲^モ針^モ 木^モ
谷^モ田^モ旧^モ東^モ木^モ川^モ巡^モ保^モ寺^モ原^モ貢^モ首^モ谷^モ谷^モ無^モ 山^モ

東^モ青^モマ 箕^モ稻^モ佐^モ大^モ門^モ山^モ上^モ高^モ中^モ尾^モ本^モ中^モ新^モ 大^モ
野^モシ^モケ^モ土^モ 筋^モ野^モ高^モノ^モ 城^モノ^モ 下^モ 谷^モ

早^モ中^モ諺^モ高^モ川^モ栗^モ一^モ下^モ 楠^モ山^モ林^モ上^モ古^モ柳^モ上^モ平^モ 大^モ
馬^モ訪^モ樅^モ ケ^モ久^モ ケ^モ野^モ 平^モ
原^モ島^モ首^モ原^モ内^モ原^モ丸^モ保^モ烟^モ王^モ追^モ首^モ城^モ田^モ田^モ 平^モ

宮^モ後^モ諺^モ下^モ 大^モ袖^モ川^モ音^モ 早^モ下^モ 横^モ雜^モ大^モ久^モ針^モ 煙^モ
ノ^モ 車^モ訪^モ床^モ 木^モ野^モ 烏^モ筋^モ北^モ 岩^モ 硝^モ
前^モ田^モ谷^モ九^モ年^モ國^モ上^モ原^モ追^モ田^モ原^モ尾^モ子^モ田^モ保^モ谷^モ 谷^モ

三^モ高^モ女^モ中^モ 大^モ座^モ羅^モ平^モ湯^モ八^モ京^モ上^モ曲^モ五^モ赤^モ下^モ 芝^モ
角^モ見^モ 床^モ主^モ尾^モ 星^モ輪^モノ 橫^モ反^モ鉢^モ 新^モ
烟^モ堂^モ橋^モ丸^モ坪^モ分^モ原^モ城^モ前^モ原^モ峰^モ尾^モ橋^モ田^モ坂^モ 田^モ

大

和 唐 池 高 花 新 山 大 字
 見 工 樺
 田 橋 元 野 原 道 下 原 山

字 岩 秀 ロクセイ 謙 下 清
 清 フ 訪 中 水
 都 水 原 ハラタケ 谷 原 原 原

三

出 向 梅 網 上 冲 平 戴
 水 原 堀 目 冲 原 田 元

北 大 上 ハシタケ 家 梅 井 下
 ケ ノ 机 水 久
 原 追 高 ハシタケ 田 元 田 保

村

木 葛 射 竹 稚 天 東 宮
 塘 ハ 場 久
 田 挂 追 下 保 神 原 田

金 小 内 古 亭 小 格 中
 御 ハ 星 ケ 國 水 久
 岳 追 山 ハセタケ 追 嵐 田 保

高 堀 下 稲 町 早 松 馬
 荷 馬
 煙 元 伸 下 前 下 原 渡

字 出 四 上 ハシタケ 下 前 上
 白 尾 假 水 久
 都 水 ハ平 九 原 田 村 保

防 高 中 塚 井 塚 射 山
 ク 手 場
 野 見 原 下 口 原 前 内

坂 上 ハシタケ 假 中 西
 ノ ハ 屋 中
 元 原 原 田 村 原

上 後 栗 中 石 天 五 中
 川 神 本
 國 煙 原 原 坂 下 松 島

連 乘 中 小 塚 上 東
 越 松 床 中
 塚 原 岐 尾 坂 九 原

大

栗板秋立城高杉耐芳幕立水正宮松字南釋中
 ケ ケ子之 戸矢 長
 山谷九野内才谷口元木岩口谷田原田田村
 田

車出佐大石陣向小長内辻柳平宮馬 追八*大
 土川ケノ稚之川 塚
 場谷脇原追尾原追原内原田山脇田
 田谷谷

山細温折池霧セ犬走火坂前大川仁
 刺ノク之島ガ房之川田
 追目川付谷待イ追持口下原野内山

耕地整理圖
 (右大正四年六月二字より以後)
 川外戸
 通戸
 田口ノ

田上耕堂高天折中宮早栗尾鶴宮赤内上
 地ノ木川馬佐ケ木山
 整理下野敷原尾田梶川平前松場田

藤前
 尾山

(及大正四年八月二字より以後)
 一花御藏天丸松一大猿中山木千
 本幸訪神タ八ケ川才
 の丸松谷原原原岡迫堂重尾原原場丸
 内
 及び割田)

上植
 小木
 石原

杉福牧瀬崎唐方牧椎下釋湖小柳
 木水八假ノ川木
 流留野田杉境重尾宮口内野

原古
 田城

大

大

大

友^字上野 橋 村 大 千^南中 字 植 上^並前 一 田 字
 餅 之 代^藝 藤 丁 宮
 房 原^中 村 口 下 遇 寺^原 原^木 木 鹽^木 畏 田 冢
 原^原 池 村

尾 南 大 高^中牛 大^城加
 岐 原^才 桑 才^須追 原^下 原
 世 整 地 理

前 中 南 千 萩^大今 久 西
 町 字 木
 田 原 前 田 田^園市 元 原

(大
正
萬
年
六
內
十
月
一
月)

宮 方^中 高 山^隨 蘭^川 池 桶 北 中 木 鶴 下
 下 境^野 柳 田^驥 九^原 原^田 掛 場 水
 場 事^原 須 田 流

中 的 松 三 篓 村 木 岩 上 中 岩 尾 甲 宇
 村 場 本 之
 田 松 無 滾 上 下 原 原 切 嵐 元 郁

今 又 明^出 檜 下 謙^原 北 一 園 小 大 松
 村 合 川^水 渡 原 追^原 姫 萬 鹿 峰 ケ
 尾^口 川^原 姫 城 下 原 田 尾

大字山之口

下高
迫才

山之口

柳ヶ迫

向字野烟吉雅^ノ篠東北廣赤竹北^キ大坂
都今ノ樂^ノ間鄉^ノ
原谷都市元野^ノ田原崎田松下徒^ノ門^ノ下

村

追間

境不越日^ノ舞^ノ雅字木大墨山^{シラ}多横前才
動ケ當^ノ名ダ神^{シラ}ケ
木元都瀬^ノ谷^ノ目野九木平^ノ谷松田野

長迫

濱丸有中佐^ノ奈彌三中平石内古瀬論
岡之星波^ノ太十ノノ内大戸
坐元木敷元^ノ留郎山野石下田前口田

池ノ谷^ノ

中上^ノ田八^ノ高舞^ノ桑青芋笠新星古川城
野頭^ノ字井大久^ノヶ
間平^ノ堂窪取子^ノ都岳田野道川内保追

徳樹

一^ノ下^ノ鹽小五上流^ノ赤水高中^ノ佐木野
木椎反長都仁星
松平^ノ野田野合^ノ頭^ノ田野烟蘭敷^ノ上

大字
花木ノ部

桔、峯、後、島、油、園、又、龜、大、圓、大、津、大、花、柱、小、小、田、梅、川、茶、
木、木、木、木、木、木、木、木、木、木、木、星、尾、元、原、越、田、田、水、田、谷、谷、脇、ノ、谷、手、元、後、田、南、元、
尾、元、原、越、田、田、水、田、谷、谷、脇、ノ、谷、手、元、後、田、南、元、

八、王、錢、塚、原、才、松、寺、山、光、須、 帳、子、 領、山、龜、元、圓、久、追、田、神、下、木、	門、五、薪、牛、清、五、 郎、 田、下、田、脇、元、松、
--	------------------------------------

大、脇、脇、原、洞、ケ、横、柳、梅、房、小、 ノ、別、ガ、井、木、野、長、 迫、田、府、田、上、島、坂、田、田、下、田、	茶、大、古、竹、菱、屋、 星、 下、開、川、内、池、倉、
--	------------------------------------

蟹、深、下、向、德、高、山、川、川、房、柳、 ケ、原、原、原、原、 迫、坪、平、原、永、田、田、田、西、野、内、	天、岩、柳、町、金、田、 神、之、井、ノ、 原、下、元、元、政、上、
--	--

浦、野、上、飯、藏、百、諱、永、川、荒、敷、 間、訪、内、 田、口、平、起、追、地、前、留、下、平、内、	成、尾、野、石、淵、中、 食、中、 ル、下、田、切、脇、尾、
--	--------------------------------------

池、佐、横、角、門、稗、柱、荷、江、村、 土、 平、原、松、田、田、田、松、田、谷、前、	影、藤、伊、木、中、田、 ノ、勢、ノ、 平、木、田、下、通、原、
--	--

市
大
字
大
井
手
市
木
本
木
別
良
原
川
田
田
元
川
府
神
田
原
森
田
田
鈴
平
吉

高

山
城
影
樹
赤
曲
犬
高
田
下
城
松
向
新
二
箱
藥
島
原
本
篠
安
田
迫
王
田
原
田
下
崎
原
町
杉
島
堂

村

春
日
前
上
城
藏
柿
久
相
中
前
中
京
並
後
下
大
樹
木
保
原
牟
川
陣
王
子
安
谷
追
田
田
原
田
原
原
松
田
原
谷

柳
尾
鑑
別
上
寺
中
前
黑
蘭
篠
古
城
上
油
間
ヶ
府
大
ヶ
島
原
土
野
谷
平
王
追
原
田
田
原
城
蘭
原
谷

沖
村
成
片
山
中
木
一
棟
後
角
前
萩
芳
平
野
島
前
枝
下
原
下
上
景
木
原
田
烟
保
礪

合
上
片
牛
番
國
木
簡
上
飯
西
的新
別
ヶ
上
森
森
府
平
九
田
口
原
川
原
原
起
烟
野
開

大

後^フ大洗芝同^ト土^ト川櫛^{ハシ}小^コ字出^{ハシ}社^{カミ}大十白^{ハタケ}增^{ハシマ}横^{ヨコ}三^ミ
 穩^{カニ}原^{ハラ}路^{カニ}櫻^{サクラ}ヶ^{カニ}三^ミ月^{カニ}
 迫^{ハシマ}丸田原^{ハラ}角^{カニ}田^{ハラ}川^{カニ}口^{カニ}原^{ハラ}迫^{ハシマ}櫻^{サクラ}倉^{カニ}町^{カニ}枕^{カニ}田^{カニ}
 坊^{カニ}木^{カニ}

山前板清^{カニ}木^{カニ}永向埴竹^{カニ}須中大向^{カニ}官^{カニ}中^{カニ}萩^{カニ}小^{カニ}
 单^{カニ}川原^{カニ}原^{カニ}田^{カニ}久^{カニ}川^{カニ}坂^{カニ}
 路^{カニ}田^{カニ}敷^{カニ}水^{カニ}捨^{カニ}田^{カニ}田^{カニ}内^{カニ}田^{カニ}木^{カニ}崎^{カニ}保^{カニ}原^{カニ}元^{カニ}原^{カニ}塚^{カニ}元^{カニ}

茶^{カニ}蕪^{カニ}野^{カニ}眞^{カニ}間^{カニ}中^{カニ}小^{カニ}上^{カニ}萩^{カニ}末^{カニ}水立^{カニ}花^{カニ}櫻^{カニ}前^{カニ}下^{カニ}寒^{カニ}
 園^{カニ}ケ^{カニ}米^{カニ}米^{カニ}ケ^{カニ}川^{カニ}原^{カニ}ヶ^{カニ}木^{カニ}川^{カニ}萩^{カニ}
 原^{カニ}塙^{カニ}中^{カニ}田^{カニ}塙^{カニ}原^{カニ}原^{カニ}田^{カニ}迫^{カニ}永^{カニ}山^{カニ}喰^{カニ}立^{カニ}原^{カニ}原^{カニ}塙^{カニ}田^{カニ}

軍^{カニ}宮^{カニ}龜^{カニ}池^{カニ}大^{カニ}弓^{カニ}西^{カニ}市^{カニ}小^{カニ}木^{カニ}横^{カニ}堂^{カニ}尾^{カニ}七^{カニ}堂^{カニ}
 神^{カニ}ノ^{カニ}細^{カニ}ヶ^{カニ}日^{カニ}
 原^{カニ}下^{カニ}田^{カニ}尾^{カニ}樂^{カニ}原^{カニ}工^{カニ}原^{カニ}追^{カニ}市^{カニ}
 杉^{カニ}崎^{カニ}松^{カニ}田^{カニ}曲^{カニ}前^{カニ}元^{カニ}

和^{カニ}才^{カニ}溫^{カニ}土^{カニ}鳥^{カニ}橫^{カニ}中^{カニ}石^{カニ}池^{カニ}櫻^{カニ}佐^{カニ}寶^{カニ}七^{カニ}敷^{カニ}市^{カニ}
 器^{カニ}井^{カニ}弓^{カニ}川^{カニ}原^{カニ}馬^{カニ}原^{カニ}光^{カニ}重^{カニ}場^{カニ}
 田^{カニ}原^{カニ}頭^{カニ}田^{カニ}前^{カニ}上^{カニ}揚^{カニ}大^{カニ}原^{カニ}城^{カニ}松^{カニ}前^{カニ}道^{カニ}

馬^{カニ}小^{カニ}小^{カニ}下^{カニ}花^{カニ}脇^{カニ}下^{カニ}菅^{カニ}牧^{カニ}取^{カニ}二^{カニ}並^{カニ}露^{カニ}宮^{カニ}松^{カニ}
 金^{カニ}器^{カニ}土^{カニ}器^{カニ}ノ^{カニ}原^{カニ}ヶ^{カニ}木^{カニ}島^{カニ}
 揭^{カニ}丸^{カニ}丸^{カニ}田^{カニ}立^{カニ}田^{カニ}田^{カニ}原^{カニ}添^{カニ}松^{カニ}木^{カニ}元^{カニ}下^{カニ}川^{カニ}

大字
桑木丸
高城町

大字
石山

高

山 豊 高ラ 大 宮 下 曲 大 原谷 在川 橋 字 石 有
 八 ラ 塙 田 前 字 之 之
 下 旗 重キ 追 局 田 村 口 原久 烟 口
 有

水

中 後伊 須 濱 椎 官 一 富 植 萩 下 石
 " 字 ケ 田 ケ 木 池 鶴 城
 野 向 都 野 木 流 下 平 松 持 原 岩 淵

町

中 西 下 山 上 西 下 松 野 溝 本 相 下 千
 ノ 久 水 合 川
 九 原 野 城 原 保 流 元 中 滞 城 木 地 町

新 木 下 大 牧 下 谷 ス 城 四 川 加 萩 上
 ノ 德 ノ ク ケ 本 原 治 池
 地 下 松 寺 原 口 ノ 尾 松 田 原 淵

田 田 久 大 川 尾 井 通 保 塙 原 原
 ノ 上 下 川 取 口 原 原 田 利

田 德 永 池 坂 下 蔵 上
 尾 宇 大 前 上 松 山 郡 下 塙 下 田
 新 立 非 平 原 池 地 木

大 大

小 梨 來 前 下 二 宇
永 川 本 高
田 下 原 烟 原 松 木

表 本 字 小 三 大 連 大 小 上 上
八 四 善 反 別 ビ
野 重 城 田 追 露 丸 隅 府 ウ
家

冲

唐 西 滅 西 新 上
牟 川 キ
端 田 田 原 開 原

雀 鏡 馬 嘴 前 芦 フ 立 ス
ケ 川 ノ 木
野 渡 拔 内 田 追 野 ノ

村

久 車 長 南 屋 中
保 車 敷 川
田 田 原 田 原

平 ト 宮 中 蔵 川 松 木 伏 シ
八 リ 川 キ 内 子 木 シ
重 シ 原 尾 野 口 叉 坂 所 股

平 見 五 中 蕺 新
取 反 川
田 島 田 原 田 原

大 タ 星 小 山 洗 市 赤
ノ シ 野
開 カ 原 櫻 田 田 タ 池

潮 末 川 魚 島 小 ニ
取 リ
越 ア 廣 原 追 九 ク

様 ケ 石 長 池 岩 下 泥
野 橋 峠 都 野 谷 谷

王 榮 交 山 前 小
子 ノ 在 牟 野 坂
前 町 田 原 原 元

藏 ケ 前 柿 大 島 洞 久 シ
野 水 ケ 久 ノ 非 タ
流 野 保 遊 元 野 ノ

大 大

久^ノ下^ノ 篠^ノ 上^ノ 柿^ノ 福^ノ 萩^ノ 松^ノ 宇^ノ 二^ノ 星^ノ 正^ノ 八^ノ 廣^ノ 宇^ノ 九^ノ 新^ノ 赤^ノ 論^ノ
 川^ノ 悅^ノ 木^ノ 郡^ノ 本^ノ 敷^ノ ケ^ノ 金^ノ 山^ノ 原^ノ 坂^ノ 原^ノ
 玉^ノ 原^ノ 原^ノ 原^ノ 田^ノ 九^ノ 原^ノ 原^ノ 松^ノ 澄^ノ 峯^ノ 反^ノ 潮^ノ 田^ノ 元^ノ

系^ノ 水^ノ 岩^ノ 松^ノ 蟻^ノ 小^ノ 小^ノ 川^ノ 浮^ノ 下^ノ 石^ノ 水^ノ 中^ノ 並^ノ 横^ノ 謙^ノ 大^ノ
 キ^ノ 吉^ノ ケ^ノ 坂^ノ 堂^ノ 木^ノ 手^ノ 訪^ノ 内^ノ
 株^ノ 上^ノ 田^ノ 森^ノ 追^ノ 元^ノ 川^ノ 原^ノ 堀^ノ 領^ノ 九^ノ 洗^ノ 關^ノ 澄^ノ 原^ノ 原^ノ 田^ノ

南^ノ 村^ノ 一^ノ 楓^ノ 苹^ノ 菊^ノ 逢^ノ 下^ノ 繁^ノ 上^ノ 楓^ノ 島^ノ 角^ノ 山^ノ 境^ノ 後^ノ 初^ノ
 ノ^ノ 渡^ノ 堂^ノ 島^ノ 野^ノ 原^ノ 前^ノ 田^ノ 原^ノ 川^ノ 堀^ノ 領^ノ 田^ノ 週^ノ 保^ノ 野^ノ 原^ノ 場^ノ 前^ノ

西^ノ 中^ノ 千^ノ 猫^ノ 松^ノ 堤^ノ 潮^ノ 藏^ノ 伸^ノ 宮^ノ 土^ノ 嵐^ノ 桂^ノ 東^ノ 原^ノ 前^ノ 清^ノ
 代^ノ ケ^ノ 木^ノ 店^ノ 武^ノ
 原^ノ 原^ノ 田^ノ 来^ノ 元^ノ 口^ノ 内^ノ 原^ノ 原^ノ 田^ノ 保^ノ 原^ノ 中^ノ 口^ノ 口^ノ

白^ノ 吉^ノ 上^ノ 來^ノ 新^ノ 小^ノ 中^ノ 中^ノ 財^ノ 柿^ノ 崑^ノ 中^ノ 清^ノ 大^ノ 十^ノ 町^ノ
 山^ノ 川^ノ 住^ノ 長^ノ 水^ノ 丸^ノ 木^ノ 乃^ノ 円^ノ 二^ノ
 原^ノ 原^ノ 原^ノ 田^ノ 原^ノ 原^ノ 流^ノ 坪^ノ 堀^ノ 田^ノ 潮^ノ 宮^ノ 松^ノ 頭^ノ 口^ノ

紀^ノ 白^ノ 中^ノ 大^ノ 野^ノ 楓^ノ 青^ノ 益^ノ 德^ノ 宮^ノ 來^ノ 星^ノ 出^ノ 八^ノ
 拍^ノ 川^ノ 追^ノ 怪^ノ 中^ノ 動^ノ 住^ノ 尾^ノ 日^ノ
 吉^ノ 子^ノ 原^ノ 田^ノ 原^ノ 田^ノ 田^ノ 堀^ノ 九^ノ 下^ノ 敷^ノ 京^ノ 口^ノ 町^ノ

大字上水流
長州東

大

觀音高高牧竹笠小谷字尾平村向吉東
原ノ原ノ口川
吉原頭田下保原川原曲原田原原原東

志和田池

志

永東松西赤坂婦石蘇吉千立村天
ノ星ツ町牛神
增原原前星田原神原原田野原原

村

平德大宮池上妹橋三下年追樂
野川ノ本西地
下川橋元袋原口掛松田見田原

向川原
池中平中牧下大今松中南池正
ノ江尾川内ノ西牛
元原原原原原田川元田田島田

上川原
山並榎中華渡武荒吉下南池北
木尾ノリ道西ノ
下原原下田口田瀬原田原友撫

森田原
出千平原川石黑二半境移八
町久本田木ツ
原田野口保原作松上原原石

大

一 藤 大 池 柳 須 東 宇 佐 妙 皮 政 築 王 子 池
 貢 ケ 字 水 岩 土 見 遷 訪 川 原
 水 追 流 原 峠 田 中 原 國 前 地 原
 丸 满

谷

大 極	二 一 松 塔	北 南 赤 邊 清	屏 香 古 中
	木 貢 木	田	風
門 渡	松 水 谷 坊	鶴 鶯 池 九 國	谷 原 城 島

楠 長	花 池 種 早	中 九 火 松 川	松 陣 羽 西
牟 牟	子 馬	今 打 水	ケ ノ 福
穀 田	澤 烟 田 原	間 田 流 島 烟	追 下 田 原

阿 十	權 獣 東 村	倉 小 木 脇 竹	陣 中 柳
布 三	川	岡 塚	ノ 川
施 東	堀 集 乃 下	内 原 代 烟 原	口 州 原

下 曲	王 西 竹	天 中 才 野 平	中 鞘 古
	子 川 ケ	神	
面 田	原 烟 山	原 須 道 澄 原	道 越 川

西 鶴	川 梶 下	立 池 藏 前 中	野 下 挑
ノ	路	牟 牟	水 ゾ
谷 田	山 平 山	木 田 满 田 田	首 流 口

大字野谷

谷木兒上陣前下大中崩米渡遠万稻松
 ノ玉崎之森々々五日ケ荷ケ
 口谷原田尾堀田美振郎面田元塚堀田追
 谷

山田

下一上國龜中森 濑原方瀧渡下格前理
 水ノ松 大田 藤下瀧ノ
 山谷原田甲谷原 田シ境頭山原堀畠穴

村

神下崎口大後 植廊下新流谷梗橋荒
 竹松 松生ノノケ
 原原田坪谷堀 原迫境田合口原口田

三森川頭ノ三ノ中 四境島大猫市山下堂
 田 方五ノノ川
 原原谷川角崎 境添廻郎尾下田原山

除古水野野外 大西大前皮薄鍋上乘
 内内陣山中首堀郎田潮田塚谷谷原峯

神上谷下古大長本勘水姐霜堀十四
 森崎谷ノ月太ノ
 竹田口田城頭峯池田谷板田頭堀九

大

新井下夷西大百^ニ石上輕木^ノ中裸牧白^ニ宮城成
 星手^ヲ高風椎手^ヲタガ牟ノケ
 省元倉田原鍋原^ノ呂星石山^ニ田山原崩尾尾信
 田

牛牛坂長大小櫻^ニ山山櫻木杉柳山合濱坂床
 谷ノ尾^ヲク星之ノ戰ノ
 下谷下下谷鍋崎口下九數元元下場原上浪

諫前坂若二西深宇大^ニ平五鏡柿澤二濱坂祝
 訪ノ反方一都^ヲ部木重之ノ
 下原上宮田面谷口生^ニ山山掛原津原段下谷

春燒狐大高吉鹿^ニ針神外町長脇牧大上千山
 牽新^ノ山之古ノ貫之
 蔴山東生倉田田^ニ木山原田谷揚野川段松神

湘當^ニ長小下和大清山^ニ下中狐榮權櫛水宮湘
 木^ノ長田追^ヲ椎ノ歲現ノ
 戸迫^ヲ谷原中前原水菅屋追塚松山前谷田口

茅花下乙田西留立池外櫛曲下前二濱外谷
 長森^ノクノ川ツ戸ノ
 原澤谷蘭中田山切^ヲ友山原追窪田櫛宮口口

大字
中霧島
改治原

切五竹大 中瀬六論西山前岩假本^ト川
木山倉 ノノ 尾ノ
畑松原田 堀川反田谷谷原下上堂^ト上

西

柳中堀竹 内犬落池宮川谷中小燒島 境
山川 ノノ 原ノ坂
原村込原 畦瀬尻谷前崎口原元山迫 谷

村

山瀬上常^ト 東四長五燒棧西虎重丸
田大 方牟本木ノ
ヶ谷頭塚次^ト 原境田松牧田口脇崩原尾

上水踊立 大四大源山岡大藤七北飯^ト
野上橋野 方牟太ノ
堀谷田丸追脇坪田代田留^ト

瀬下竹上 前北栗永下池鐘甲織岡岡
ノ大別 星木大府
下塚山府 嘉敷田松迫田突飯田元下

栗大小瀬 東向池助岩池板上大下
椎ノ屋川牟ノ大水
味塚山尾 敷洲原谷田増下迫口平

川島田寂小前山木木横永八川宮板天東池鷺。
 超ノ松神フ綿久原川屋ケタケ内リ方尾山谷元顕野尾松保添前内敷原谷生。

馬夫田宮山藤芹前小江松高吹烟田西西字中
 婦ノノ完シケ川川良ケ子王牧子大
 渡原平谷口尾内原内迫追東橋田所原内原家

山前井城鳥北入山戸上和大葛道前大見作山
 神手川久ノノ松田蒲ケタケ久保子
 田田原谷越保水口口宇數池谷下床谷返保子都

四道城白依森後中片鱗フ芋官後福大折牛胡
 角仁ケケケ田之生ケ久保
 面添多谷追添原野添原原堀島追平谷

上湯柳大吉吉山水札波桑野野ビ東今田駒東
 クノケ流立木川王ケ收
 追穴谷追元谷下間原司内首田谷原倉野坂内

山山大上五夏梅上荒尾村坂集萩上轟中
 神屋百日ノ首ノ原ノノ
 前中保敷原田尾木段襲山前下リ原野谷段

大

字 古豆字追池山朝大湯下木中梅町西
 苗 間田倉之ノ揚揚ケ前
 水 戸付前谷追上坪尻原田追口崖田

大

高

崎

江漆上野福柏上山原川坂假前削米
 烟 脇所削水之屋田山
 平下村平堂平追口村流内尾追付原

村

麥杉野野星所丸下松馬前五山鳥
 烟ノ平平朝川田反田井
 下谷下前塚迫間倉原越原田尻原

後下坂小源栗池波蘿杉大坪山谷
 川水ケノ巣山ケノ平山仁
 内流谷倉木上口場峯元原口田川

外村高白越迫鼻中水中西井上鳥
 ダ朝ノ手
 園前須水尾間リ倉集野原口原越

下上佐格中内山上水池城木二鳥
 川里土木ノ神朝ケケノ越
 原敷度平渡迫原倉分山野谷段前

大

大

田 植 上 荒 須 大 字 中 松 吉 柏 山 前 字 箕 水 東 原 上
 向 田 川 ノ ュ 元 王 田 江 平
 平 木 平 塚 廣 田 山 毛 原 サ 上 村 谷 面 田 平
 本 田

田 植 萬 下 朴 九 上 川 普 追 温 吉 水 荒 竹 平 北
 平 木 蒲 ケ 後 本 山 菲 除 原 間 玉 山 田 田 本 西 原 松 國
 前 田 前 谷 下

脇 宮 萬 上 宇 宮 山 完 三 境 山 小 田 大 竹 村 前
 蒲 ケ 後 都 ノ ノ ケ 谷 ケ 下 本 口 濱 尾 谷 河 丸 煙 丸 本 東 原 前 煙
 田 谷 谷 上

弓 四 白 八 内 元 川 野 大 樂 温 池 坂 横 現 ケ 宇 竹 池 潮
 馬 ケ ノ 道 水 山 烟 謙 口 平 砂 田 原 田 元 都 元 下 平 田 口

平 東 大 下 内 砂 柳 一 吉 赤 寺 前 石 堂 小 向 川 椎
 東 ケ 道 田 平 堀 子 村 ノ 木 内 原 前 飛 嘴 內 尾

井 東 水 中 炭 假 中 染 不 水 池 永 田 本 椎
 手 道 中 追 田 ノ 木 講 ノ 平 床 水 谷 谷 元 下 友 谷 口 村 中

大

下柏在松宮尾中椎宇上上弓外城平野高中千
 小木木繩荒揚堀山坂貢ナラ
 收迫久平原崎平原蘭揚下込後下首上切ラ
 潮

中濱藏山天横桶六
 小夕神之星
 收迫元内山尾口歌

下鉢坂中今中鶴今下深
 水掘水村
 村流達村流串上切免

大切上百洞原小藪
 中城ノ水
 須藤迫原坂上流田

小黒北石川梗外原鍋平
 勢落水水戸
 九戸迫下流流口村木

完馬中中大德松馬
 圓
 游越尾島山後元込

大上西高車下下桶山
 荒川平野坂水
 九内前前浦原掛口

千桑越桶札山上後
 水五水
 原流波元尾代流

一中上下高上川上鍋鍋
 荒川平野水内蒲入道前上
 向内原田坂流山道前上

上勤迫繩五吉天元
 前ノ代神屋
 田橋上手前尾前敷

轟下下勢高城平下鍋上
 荒川荒坂山蒲入道越切
 内揚原後前上

大字山宮
東霧島

下山日王ノ荷
原下原原下原

四水大水流羽
原原原原原原

鶴管平地川田中野山戶谷

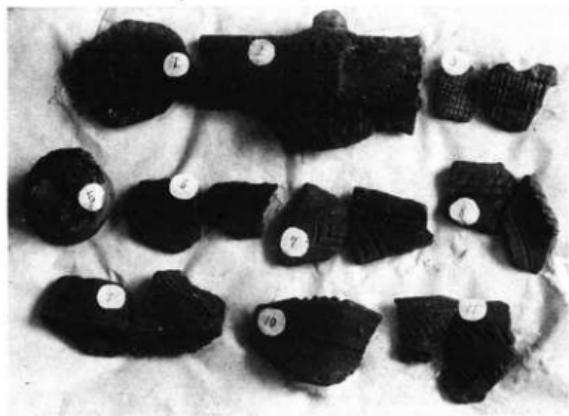
被中尾川九内水下流

星敷平松ヶ谷川内村今

松一ヶ峰戸所迫付立稻荷馬場

備考

地名は地方の稱へ方を其儀に表はす事にしたが（中郷村の如き）多くは読み難いものだけに假名を附してある假名は發音の儘に表はした原をワラ、ハラ、ハル、ハイ、バラ、バリ、バル、バイなどと讀むやうなのが其一例である。

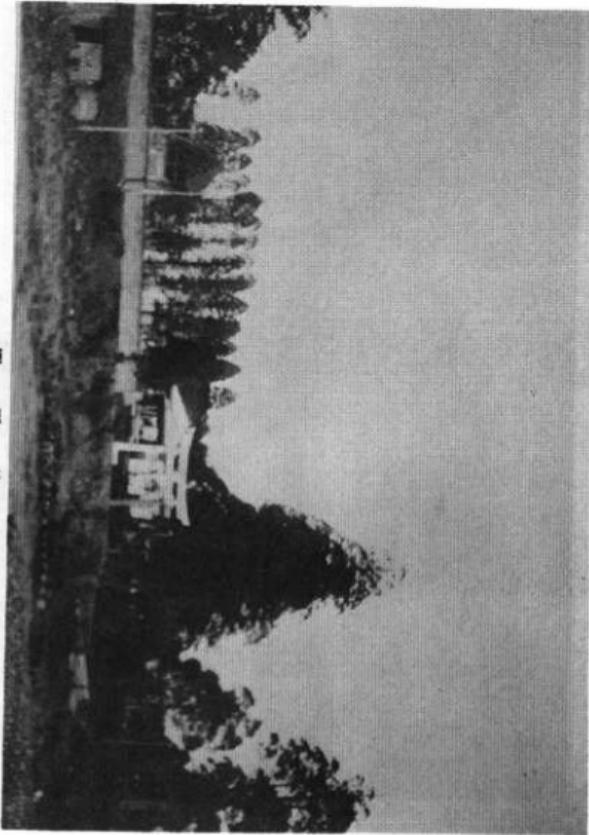


圖一第
見發北梅字大村鄉中



見發内地數校事小口山
圖二第一

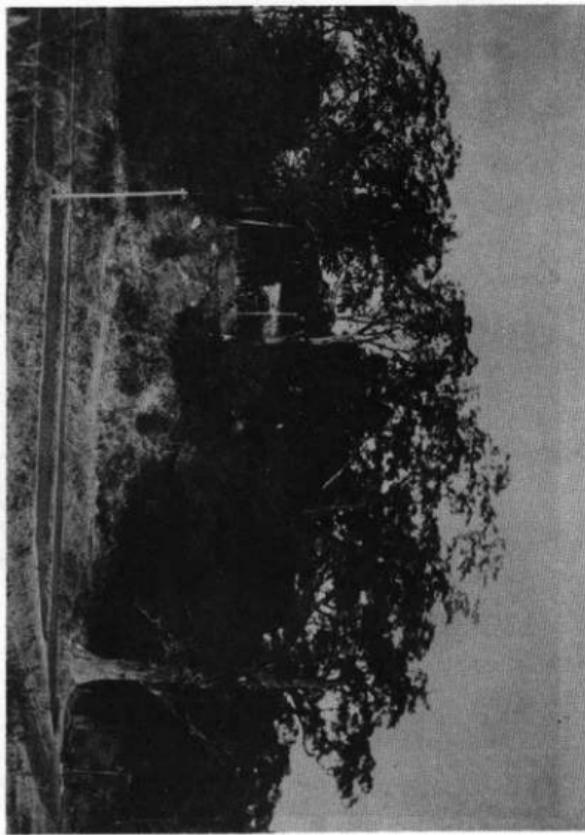
圖三 湖畔風景





圖四第
社神荷稻社村水沖

社山田村社山田山





圖六 第

社 神 足 千 社 村 村 岐 西



圖七 第

(右左) 像 神 社 神 足 干



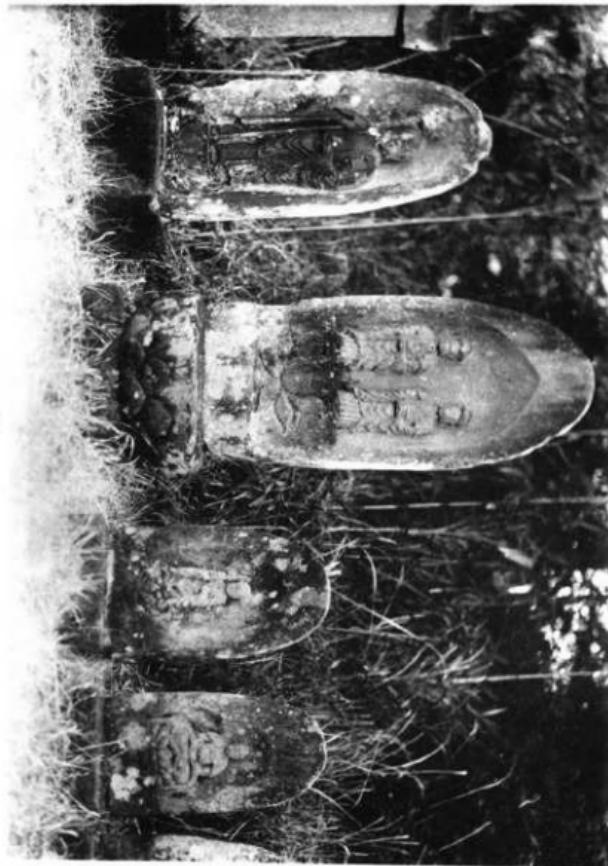
圖八第

來如陀彌阿尊本寺護振市城都



圖九 第

來如陀彌阿彌本寺藏顧市城都





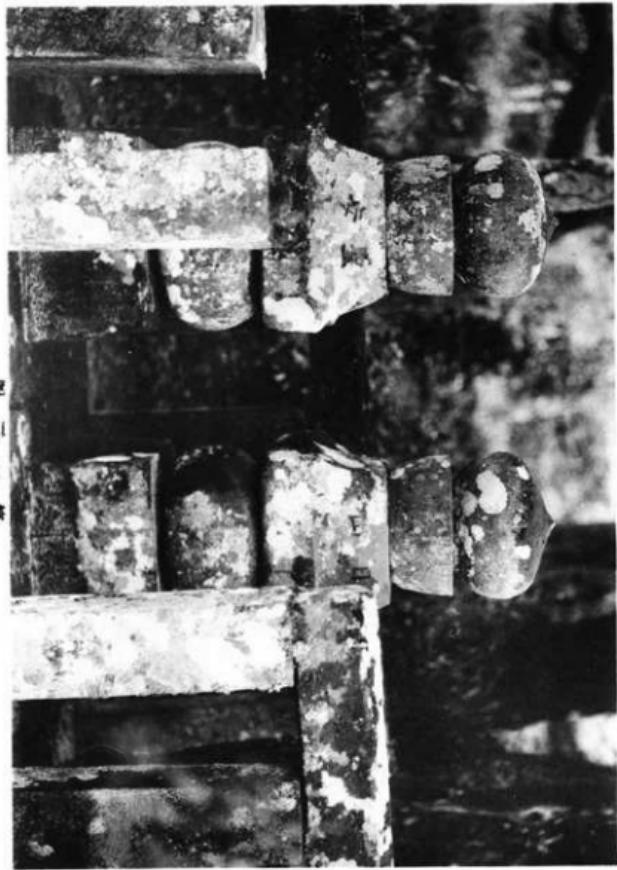
圖一 第

佛石址寺應正村鄉中



圖二一第一

銘石竿鉢水手社神田山村田山



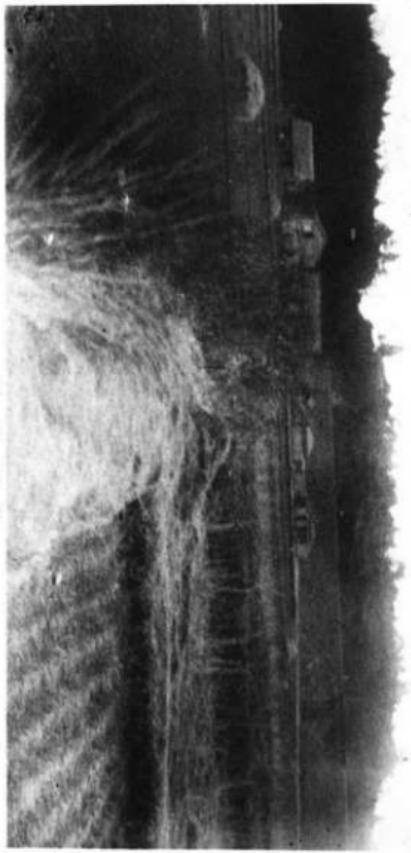
綱ノ(安雪)通忠釋北(山日)秀久釋北村殿三

圖三一 菩



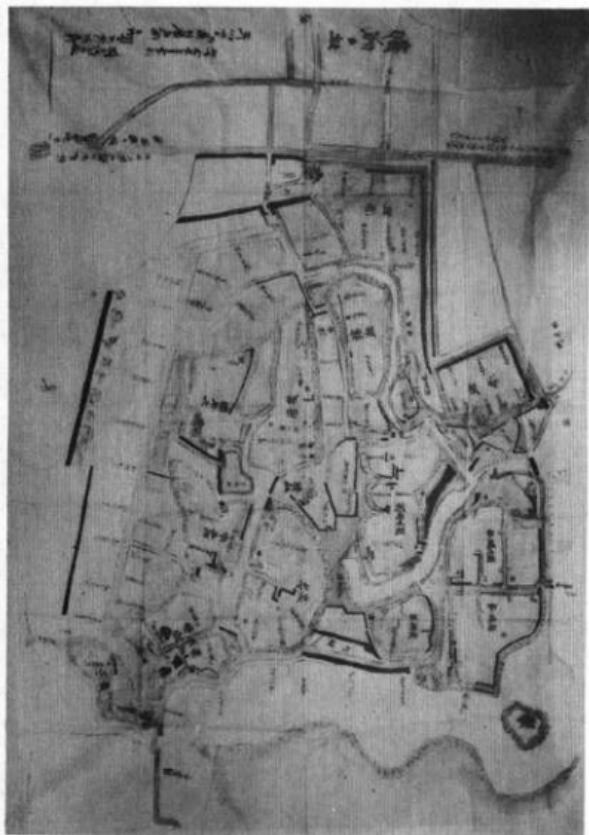
圖四一 第

志和池野村々谷伊東祐謹

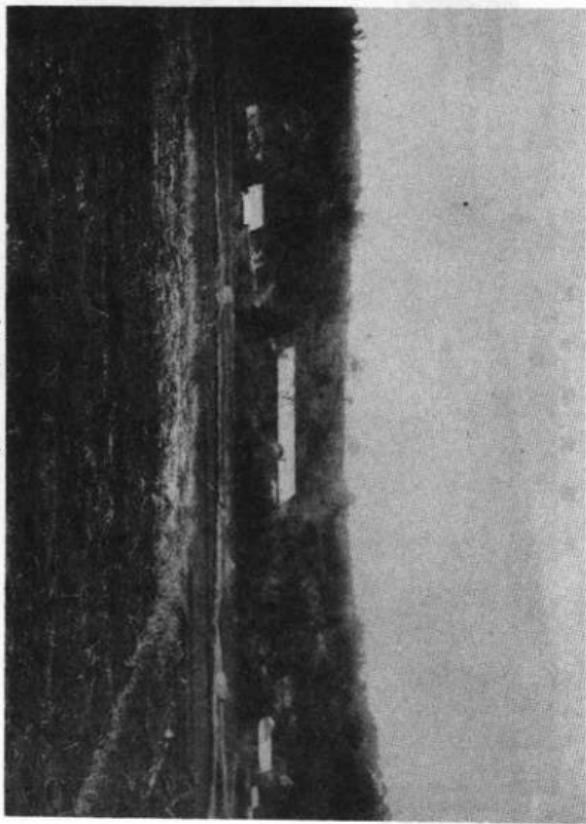


圖五一第一
都城址

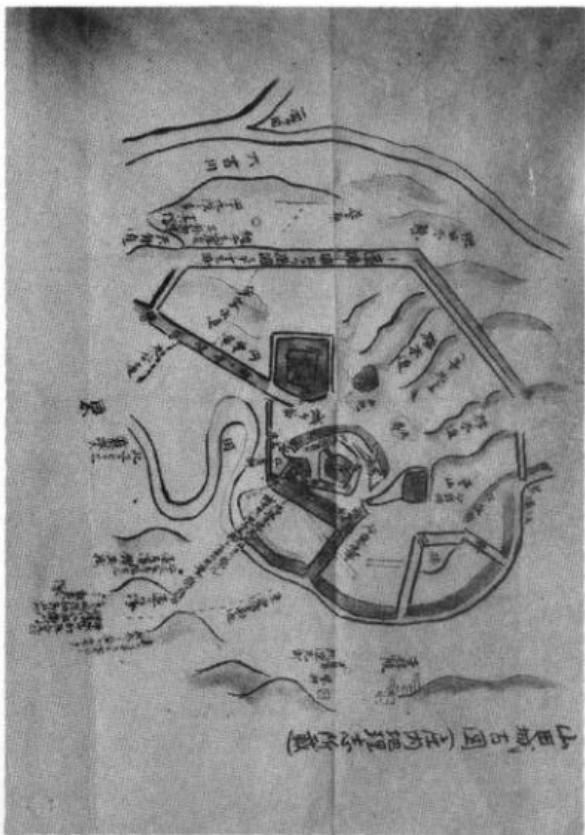
圖六一
新嘉坡
開埠



川 田 溪 一 圖

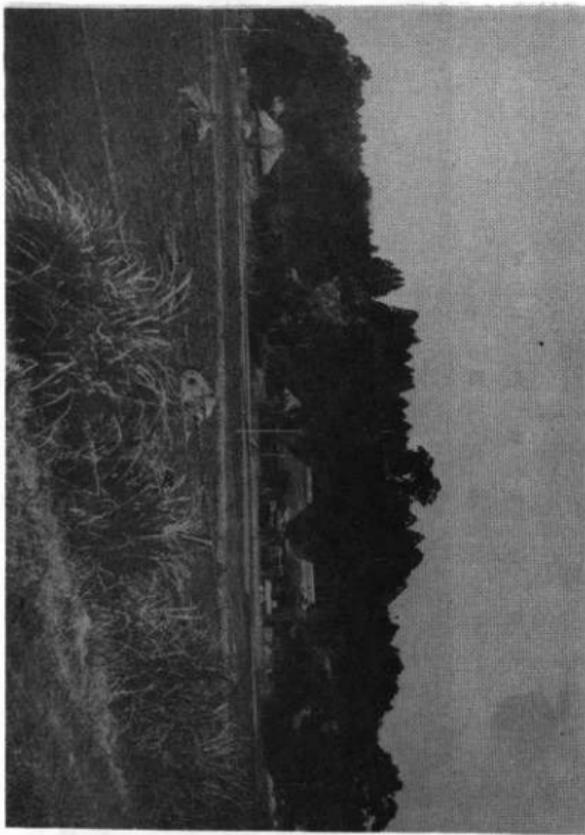


山 田 鮎 井 小 山



(日本水道圖書會社) 圖頁第廿二

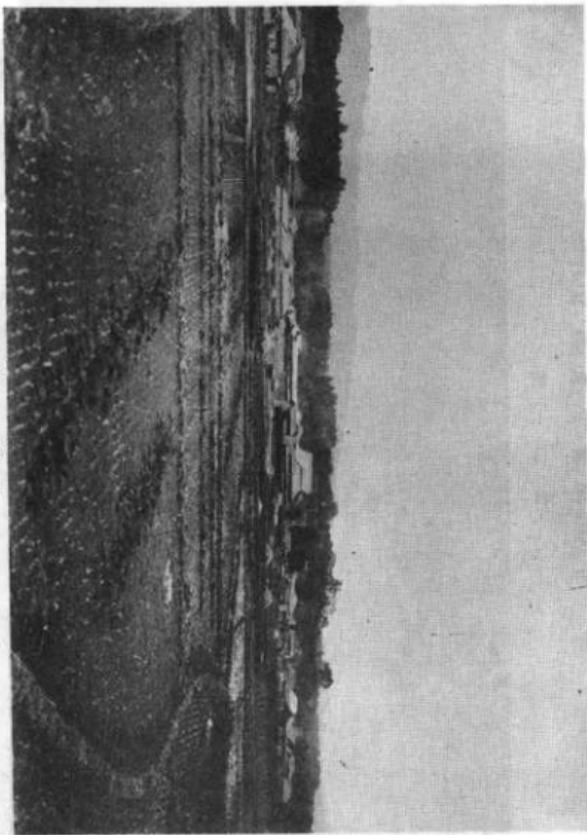
圖九一
梯

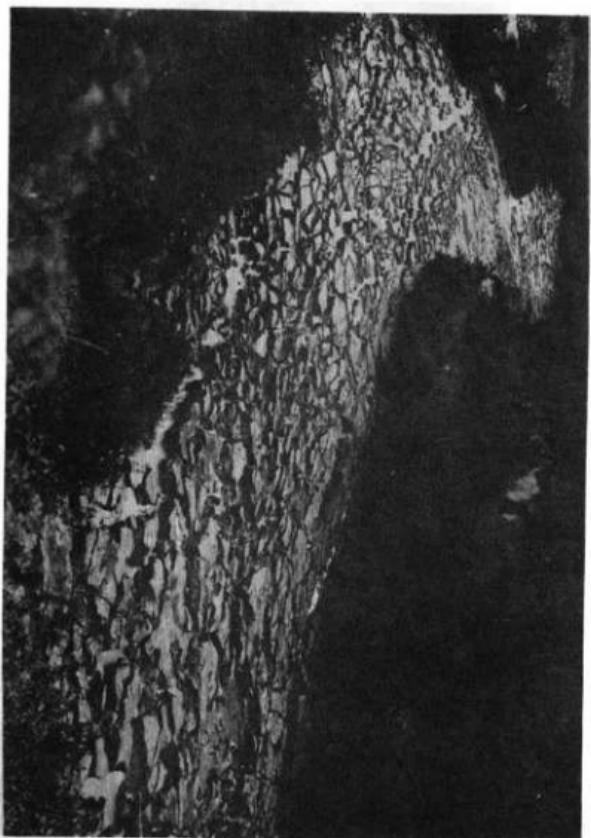




圖二 第一 池塘和鐵路

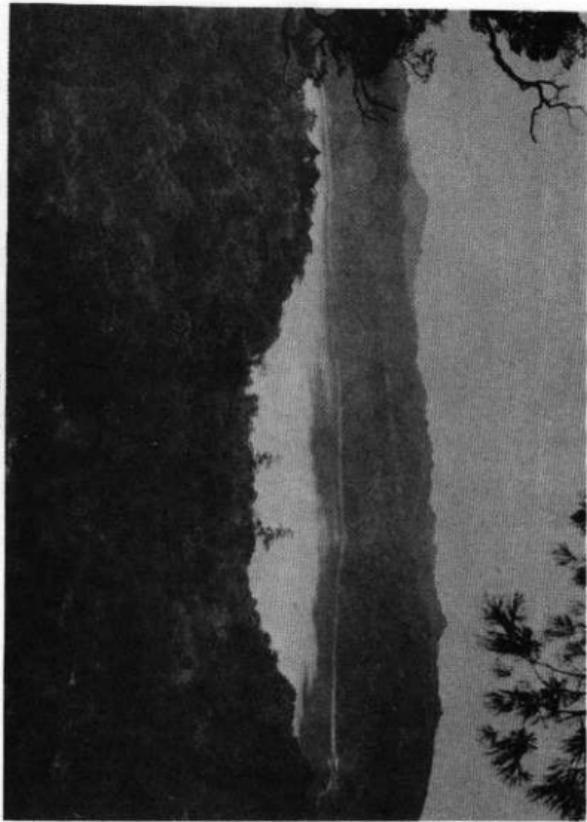
中
國
古
文
物

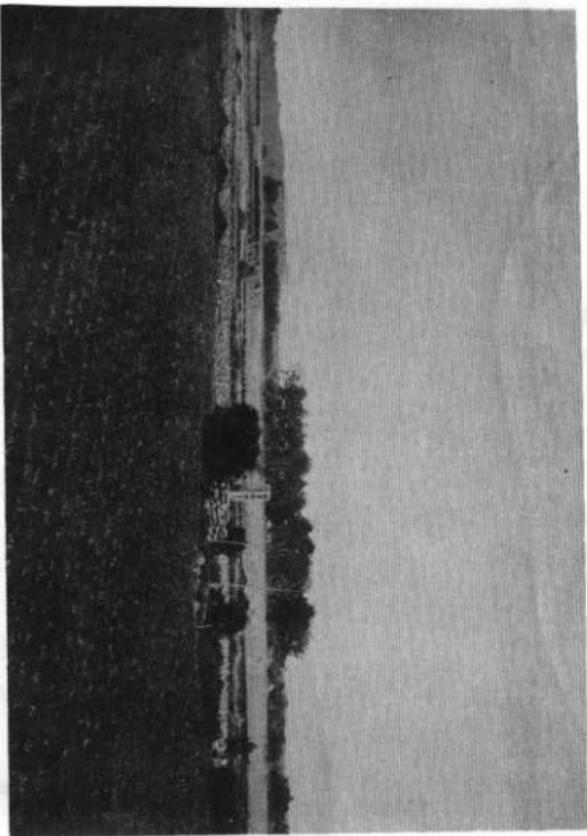




圖二二 第
火礮尾之關村內庄

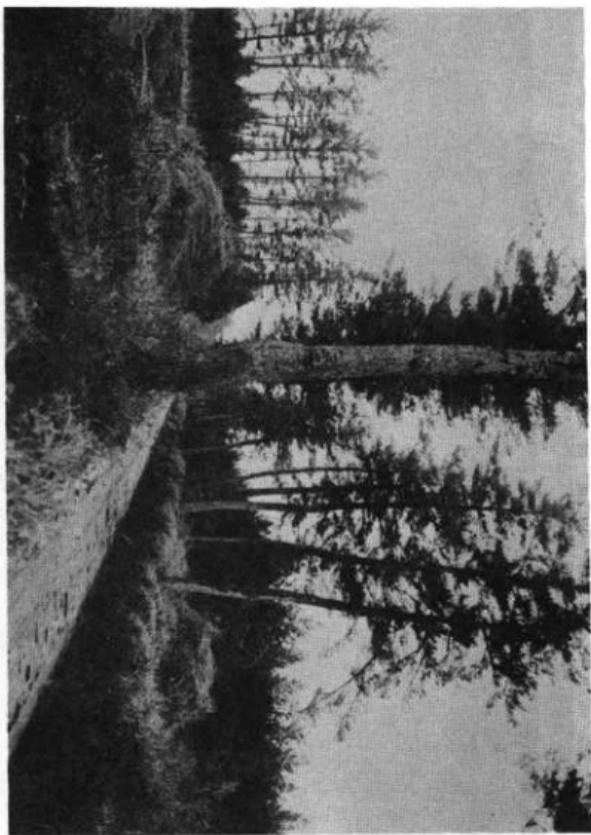
圖三二
海市蜃樓
（日本攝影）

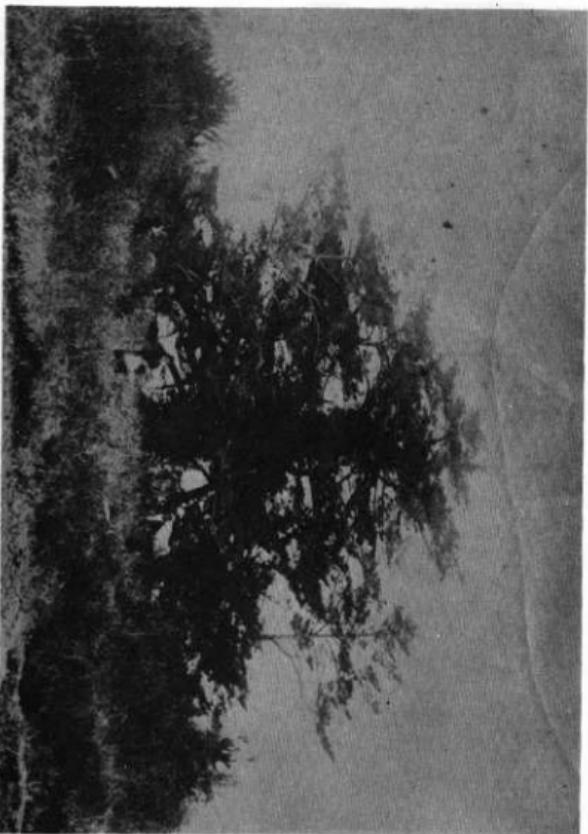




冲水村觀古跡圖二

圖二五
五二號
一并由





中鄉村正殿前寺址大樹六圖二



圖二七 第三
松大村

昭和六年三月二十日 印刷
昭和六年三月廿五日 発行

宮崎縣學務部

宮崎市上野町二丁目

印刷人 日高光男

印刷所 全市全町

高印 刷 所

號一三八〇

